

# 農業集落排水施設における 固定資産情報の整理の手引き

---

2 0 1 5 . 3



## はじめに

農業集落排水事業により農業振興地域で整備されてきた農業集落排水施設は、小規模集合処理方式の汚水処理技術として国内の汚水処理施設の普及に貢献してきており、全国の汚水処理人口普及率は約89%（平成25年度末時点）にまで達してきました。しかしながら、農業集落排水施設の老朽化の進行や人口減少に伴う利用料金収入の減少などにより、農業集落排水事業の運営管理は厳しさを増しつつあります。

このような中で、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。これらについて、よりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

これらの状況を受けて、「経済税制運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する」旨が明記されました。また、総務大臣より、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規程等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部（財務規程等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請されたところです。

本手引きは、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（平成27年1月総務省）や「下水道事業における企業会計導入の手引き-2013年版-」（公益社団法人日本下水道協会）等の下水道の地方公営企業会計への移行のための各種マニュアルや手引きの内容と調和をとりながら、これから公営企業会計に移行する自治体に向けて、地方公営企業法の概要から法律の適用に必要な作業の概略をまとめるとともに、公営企業会計の移行に必要な固定資産情報の整理方法について、具体的に順を追って記載しています。特に、公営企業会計の移行時の特例を活用した簡易的な固定資産情報の整理方法も記載していますので、これから地方公営企業会計に移行される自治体の方々にご活用いただけるものと思います。

本手引きを活用し、円滑に公営企業会計に移行され、農業集落排水事業の運営管理が効率的なものとなることを期待しております。

平成27年3月



## 目 次

1. 法適化の概要	
1. 1 地方公営企業法概要	1
1. 1. 1 地方公営企業法の目的	1
1. 1. 2 地方公営企業の特徴	2
1. 2 法適用の動向	3
1. 3 法適用の効果	5
2. 法適化業務の内容	
2. 1 法適化に必要な作業	7
2. 2 移行事務の準備	8
2. 2. 1 事務内容とスケジュールの把握	8
2. 2. 2 法適用範囲の検討	9
2. 3 固定資産台帳の整備	11
2. 3. 1 固定資産台帳の整備目的	11
2. 4 公営企業会計システムの構築と導入	12
2. 4. 1 必要なシステム	12
2. 5 法適化に伴う事務手続き	13
2. 5. 1 事務手続きの概要	13
3. 固定資産情報の整理	
3. 1 固定資産情報の整理に必要な項目	18
3. 1. 1 資産の分類	18
3. 1. 2 固定資産の分類方法	21
3. 1. 3 固定資産情報の整理項目	23
3. 1. 4 基本方針の策定（資産の管理単位）	24
3. 1. 5 資料収集	28
3. 2 標準的な登録方法	29
3. 2. 1 決算情報の整理	29
3. 2. 1. 1 決算情報の整理の方法	29
3. 2. 1. 2 年度別建設改良決算情報の作成	30
3. 2. 2 工事関連情報の整理	35
3. 2. 2. 1 工事資料の収集	35
3. 2. 2. 2 年度別工事情報	36
3. 2. 3 決算情報と工事情報の調整	38

3. 2. 3. 1	間接費の配分	38
3. 2. 3. 2	財源の配分	39
3. 2. 3. 3	工事別資産明細情報	40
3. 2. 4	工事以外で取得した資産の調査	41
3. 2. 5	減価償却計算	42
3. 2. 5. 1	減価償却	42
3. 2. 5. 2	償却方法	43
3. 2. 5. 3	耐用年数	45
3. 2. 6	法適用時における資産の価額等の把握	46
3. 3	簡易的な登録方法	51
3. 3. 1	簡易的な登録方法の調査項目	51
3. 3. 2	資産ごとの取得価額の整理	53
3. 3. 3	減価償却計算	54
4	法適用後の固定資産情報の整理	
4. 1	資産の登録単位	55
4. 2	固定資産台帳の管理	56
5	参考資料	
参考資料-1	公営企業会計の適用の推進について等	
参考資料-2	地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）	
参考資料-3	「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」の 取扱いについて	
参考資料-4	下水道施設の改築について	
参考資料-5	農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断 調査要領（案）	
参考資料-6	地方公営企業法施行規則（固定資産の償却率）	
参考資料-7	J A R U S 型処理施設の設計金額試算例、管路、中継ポンプの概算工事費	
参考資料-8	固定資産の調査・評価業務仕様書（例）	
参考資料-9	法適用自治体の法適化作業スケジュール、勘定科目、固定資産台帳	

## 1. 法適化の概要

### 1. 1 地方公営企業法概要

#### 1. 1. 1 地方公営企業法の目的

地方公営企業法（昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号）は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱い等について定め、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営することを目的としています。

#### 【解説】

地方公共団体が水道、交通、病院等の事業を経営する際には、地方公共団体の事務の一部である以上、その事務の処理に関して、地方公共団体の組織及び運営の基本法である地方自治法、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用されます。

しかしながら、主として警察、消防、教育、土木等の一般行政事務を規律することを目的として設けられているこれらの規制を、水道、交通、病院等の事業が全面的に受けていたのでは、効率的・機動的な事業運営を行うことが期待できない面もあります。そこで、これらの法律のうち効率的・機動的な事業運営を行ううえで障害となる規定の適用を排除し、それに代わって事業の実態に即した法規範として制定されたのが、地方公営企業法です。これにより、地方公営企業が企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営されることが期待されます。

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱い  
その他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定に  
よる一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とす  
る。

【地方公営企業法第 1 条】

## 1. 1. 2 地方公営企業の特徴

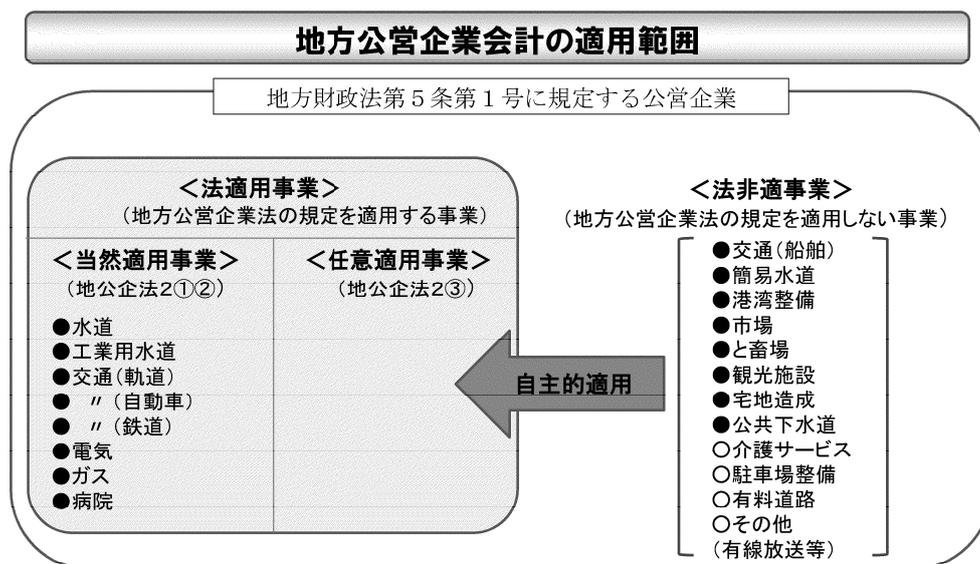
一般行政事務に要する経費が賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されます。そのため会計方式も従来の官庁会計方式（単式簿記）による単年度の収支のみの経理から、公営企業会計方式（複式簿記）を導入することになります。

### 【解説】

官庁会計は、予算統制に適した会計手法であり、歳入と歳出により現金収支を明確に表示することができます。しかしながら、資産の状況、当該年度に必要な経費など、本来農業集落排水事業のマネジメントに必要とされる情報は不明確となっています。一方、一般的な企業では、初期投資を行いその施設を使用して事業運営し、投資に要した費用を回収するとともに利益をあげていきます。このような企業活動に伴い発生する資産、資本、負債、収益、費用の状態を把握するために適した方法が公営企業会計です。

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業に一律に適用されるのではなく特定の企業のみにも適用されます。法律上当然に適用される場合と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合との2種類あり、さらに、適用される規定の範囲も、地方公営企業法の規定の全部の場合と財務規定等のみ場合があります。

農業集落排水事業は、広義の公共下水道事業\*（以下「下水道事業」という）の一部に分類され、任意適用事業となっています。



※ ●のついたものは、地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

総務省HPより

※広義の公共下水道事業とは、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定公共下水道事業、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業を含む事業をいいます。

## 1. 2 法適用の動向

農業集落排水事業を含む下水道事業の事業数3,640は、地方公営企業の事業数で最も多く、そのうち農業集落排水事業が約25%を占めていますが、公営企業会計の適用（以下「法適用」という。）を図っている事業数は、下水道事業全体でも15%、農業集落排水事業は9%に留まっています。

総務省は、地方公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを示し、平成31年までを集中取組期間として、人口3万人以上の下水道事業<sup>※</sup>及び簡易水道事業に公営企業会計への移行を要請するとともに、農業集落排水事業についてもできる限り移行対象に含めるよう通知しています。

### 【解説】

平成25年度末における地方公営企業を経営している団体数は1,786団体（企業団・一部事務組合のみに加入している4団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20指定都市、1,719市区町村となっています。これらの団体が経営している平成25年度末における地方公営企業の事業数は8,703事業（法適用企業3,033事業、法非適用企業5,670事業）で、事業数を事業別にみると、下水道事業が3,640事業で最も多く全体の約42%を占めています。次いで水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）2,111事業（全体の24.3%）、病院事業642事業（同7.4%）となっています。

また、下水道事業のうち、農業集落排水事業の事業数は917と下水道事業全体の約25%を占めています。法適用の状況は、下水道事業全体では538事業（約15%）、農業集落排水事業は87事業（約9%）で法適用されています。

下水道事業法適用企業数（H25年度）

区分 経営主体	①法適用企業											
	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	1	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	6
指定都市	20	10	-	-	5	-	-	-	-	4	1	40
市	179	102	2	1	60	10	2	2	13	15	12	398
町村	36	19	-	-	22	3	-	-	2	4	5	91
一部事務組合等	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
計	238	132	4	4	87	13	2	2	15	23	18	538

区分 経営主体	②法非適用企業											
	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	3	21	1	39	10	1	-	-	-	-	-	75
指定都市	-	1	-	-	7	2	-	-	-	-	-	10
市	539	251	6	-	394	80	9	8	38	125	50	1,500
町村	394	343	-	-	419	75	15	16	27	127	78	1,494
一部事務組合等	14	5	-	3	-	-	-	-	-	1	-	23
計	950	621	7	42	830	158	24	24	65	253	128	3,102

区分 経営主体	③合計(①+②)											
	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	21	3	42	10	1	-	-	-	-	-	81
指定都市	20	11	-	-	12	2	-	-	-	4	1	50
市	718	353	8	1	454	90	11	10	51	140	62	1,898
町村	430	362	-	-	441	78	15	16	29	131	83	1,585
一部事務組合等	16	6	-	3	-	-	-	-	-	1	-	26
計	1,188	753	11	46	917	171	26	26	80	276	146	3,640

平成25年度地方公営企業決算の概況（総務省自治財政局）より

※この場合の下水道事業は、公共下水道（特定環境保全公共下水道、特定公共下水道を含む）及び流域下水道をいいます。

また、法適用を推進するため、総務大臣より「公営企業会計の適用の推進について（平成27年1月27日総務大臣）」が都道府県知事、指定都市市長宛に通知されました。これには、地方公営企業法の財務規程等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部（財務規程等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう、特に、下水道事業及び簡易水道事業については、重点的に取り組まれるよう要請されています。

また、同日通知された「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成27年1月27日総務省自治財政局長）」では、平成27年度から平成31年度を「集中取組期間」とすること、人口3万人以上の市区町村の下水道事業<sup>※</sup>及び簡易水道事業について移行する必要があること、農業集落排水事業、合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含める必要があること等が記載されています。

---

※この場合の下水道事業は、公共下水道（特定環境保全公共下水道、特定公共下水道を含む）及び流域下水道をいいます。

### 1. 3 法適用の効果

法適用の効果として、適切な更新計画や料金算定の適正化等が図られ、適切な経営方針の策定とそれに基づく経営努力の促進が図られます。

#### 【解説】

経営成績、財政状態の的確な把握により、安定的な地方公営企業サービスの提供のための適切な経営方針の策定が可能となり、当該方針に基づく経営努力の促進が期待できます。

#### (1) 適切な更新計画の策定

ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定に役立てることが可能となります。

#### (2) 料金算定の適正化（コストの適切な回収及び更新財源の確保）

期間損益計算による使用料対象原価の明確化により、適正な料金設定に役立てることが可能となります。

また、ストック情報が的確に把握されることから、減価償却費の算定や更新計画に基づく将来収支の予測等を通じて、投資コストの回収・更新財源の確保のための料金算定の適正化が可能となります。

その上、経営成績や財政状態が明確化されること等により、使用料改定の必要性を明確にかつ説得力をもって説明することが可能となり、議会・住民の理解を得やすくなります。

#### (3) 負債の把握

退職給付引当金等、現金主義では把握できない負債について把握することが可能となります。

#### (4) 職員の経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原則及び一般会計からの明確な繰入ルールにより、地方公営企業が経営努力すべき部分が明確になることから、地方公営企業の経営責任の明確化につながります。公営企業会計方式の導入により、適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が職員の意識改革を促し、経営意識の向上につながります。

#### (5) 経営の効率化とサービス向上

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながります。

#### (6) 消費税の取扱いの変更

特別会計では、一般会計からの繰入金は特定収入となり、課税仕入れの消費税額から一般会計繰入金を控除する必要があります。

公営企業会計では、償却資産を取得した場合は、減価償却費としてその費用を耐用年数に応じて適切に配分することになります。消費税法基本通達によると、「地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、消費税法施行令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う」と規定されており、一般会計からの繰入金を減価償却費に充てるための繰入金であると特定した場合は、特定収入には当たらない「特定収入以外の

収入」となります。つまり課税仕入れの消費税額からの控除対象にならないことから、課税仕入れの消費税額に比べて課税売上の消費税額が多い場合は、支払消費税が軽減され、課税仕入れの消費税額に比べて課税売上の消費税額が小さい場合は、還付金が増加することがあります。

## 2. 法適化業務の内容

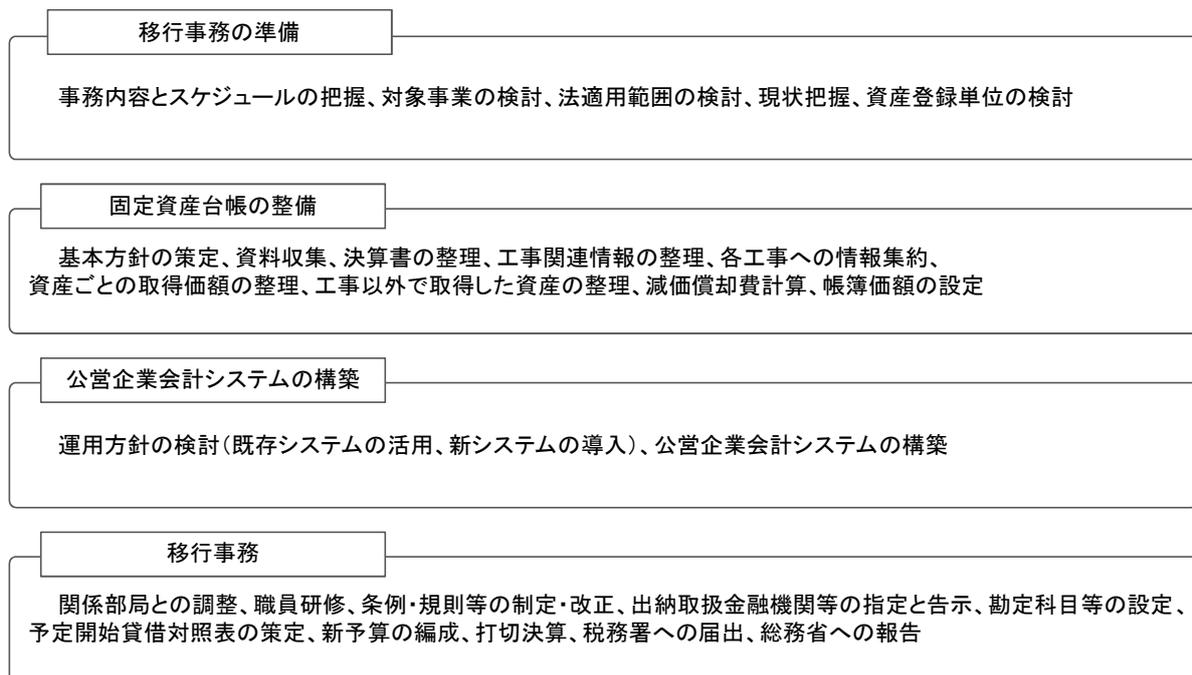
### 2. 1 法適化に必要な作業

法適化に当たっては、大きく分けて①移行事務の準備、②固定資産台帳の整備、③公営企業会計システムの構築、④移行事務に係る作業が必要となります。

#### 【解説】

法適用のための作業には、①法適化の範囲やスケジュール等の基本方針を定める「移行事務の準備」、②現在保有している固定資産情報を整理し帳簿価額の算定を行う「固定資産台帳の整備」、③公営企業会計、資産台帳等の効率的な管理運営を行う「公営企業会計システムの構築」、④それらを含めた条例・規則の制定、改正、組織・体制の検討、新予算の編成等を行う「移行事務」に分けられます。

これらの事務のうち、事務の分量としては、「固定資産台帳の整備」に係る固定資産情報の整理が大きな割合を占めていますが、その他の事務も着実に実施していく必要があります。なお、法適用時点の資産の保有状況や負債の額、資本の額の企業が保有する全ての財産を整理した予定開始貸借対照表の作成までには、公営企業会計システムを運用可能な状態にし、固定資産台帳の整備を完了しておく必要があります。



法適化に必要な作業

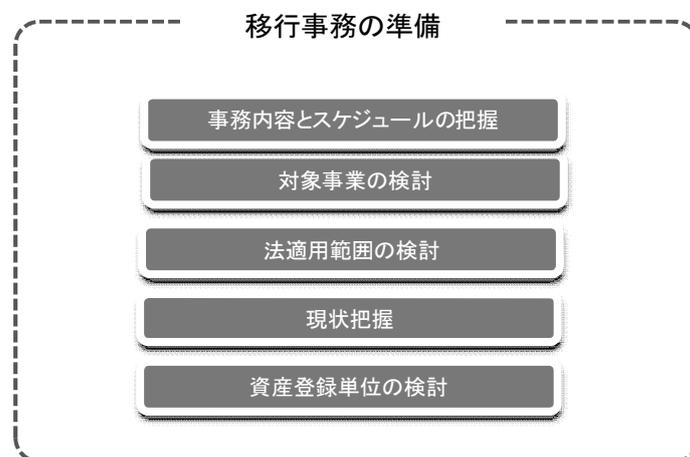
## 2. 2 移行事務の準備

### 2. 2. 1 事務内容とスケジュールの把握

法適化作業を効率的に進めるためには、事務内容を把握し、公営企業会計の導入に向けた方針の決定から企業会計の導入までのしっかりとした作業スケジュールを作成することが重要です。

#### 【解説】

法適化作業には約3ヶ年と長い期間が必要になります。このため、作業を効率的に進めるには、移行事務の準備段階で詳細な作業スケジュールを準備することが必要です。また、固定資産台帳の整備のために必要な固定資産情報の整理に係る時間に加えて、移行事務全体に係る費用を把握しておくことが、順調に作業を進めるうえでのポイントとなります。



法適化の作業に向けた約3ヶ年のスケジュールを考えると、概ね下図のようなスケジュールが考えられます。作業を効率的に進めるうえで、外部委託を活用することも検討材料の一つです。移行事務の全般的な計画策定や固定資産情報の整理については外部委託することが可能であり、その間に、組織・体制の整備や条例の制定・改正等の職員でなければできない作業を行うと効率的に法適化作業を進めることができます。固定資産情報の整理業務を業務発注する際の仕様書を参考資料に示します（参考資料—8）。

法適化に係るスケジュールの目安

	3年前	2年前	1年前	法適用年度
移行事務の準備	←→			
固定資産台帳の整備	←→	←→	←→	
システム構築		←→	←→	
移行事務		←→	←→	

## 2. 2. 2 法適用範囲の検討

農業集落排水事業は、法適用やその適用範囲も任意となっているため、法適用に当たっては、全部適用とするか、財務適用で留めるかのいずれかを選択する必要があります。また、管理者の設置等事務執行体制についても選択する必要があります。

### 【解説】

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特別法であり、地方公共団体が経営する企業に同法が適用される場合は、組織について原則として管理者を設置し、財務については、発生主義に基づく企業会計方式による経理と管理者による出納等が行われます。また、職員の身分の取り扱いは、法の全部適用を行う場合は、地方公営企業法等の労働関係に関する法律が適用され、法の一部適用の場合は、法適用前と同様に地方公務員法が適用されることとなります。

農業集落排水事業では、公共下水道事業との関係や、さらには、水道部局との統合を見据えるなど、将来計画を考慮した設定が必要です。なお、当面は一部適用で留め、運用後全部適用に移行するような段階的な移行も可能となっています。

### <任意適用事業における全部適用と財務適用の比較>

項目	全部適用	財務適用
適用される規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の全ての規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項(財務規定等)</li> </ul>
会計方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として管理者を設置する。ただし、条例の定めにより管理者を置かないことができる(法第7条)。その場合の管理者の権限は長が行う(法第8条第2項)。</li> <li>管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他の会計事務の執行等、地方公営企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う(法第9条)。ただし、一部の権限(予算調製、議案提出、決算審査等)は長に留保される(法第8条第1項)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の権限は地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、その全部又は一部を会計管理者に委任できる(法第34条の2)。</li> </ul>
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業職員として、管理者の権限の属する事務の執行を補助する(法第15条)。</li> <li>地方公営企業労働関係法の適用を受ける(法第36条)。</li> <li>地方公務員法が一部適用除外となり、労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる(法第39条第1項)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計部門の職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。</li> </ul>

地方公営企業の適用に関するマニュアル（総務省）より

地方公営企業法では、企業の自主独立性・経済性を発揮させるため、管理者制度が設けられています。管理者は、地方公営企業の職務執行上広範な権原が与えられます。地方公営企業法の全部適用の場合と財務適用の場合とで、地方公共団体の長（長）と管理者の権原を比較すると下図のようになります。管理者又は長は、地方公営企業の業務に係る出納及び会計事務を司る企業出納員を、企業職員から命ずることができます。

＜事務執行体制の比較＞

項目	全部適用		財務適用	
	管理者設置	管理者非設置	会計事務等を会計管理者に委託しない	会計事務等を会計管理者に委託する
人事給与、契約等	管理者	長	長	長
出納及び会計事務	管理者 (→企業出納員)	長 (→企業出納員)	長 (→企業出納員)	長→会計管理者 (→出納員)
予算調製	長 (管理者が原案作成)	長	長	長
決算調製	管理者	長	長	会計管理者

地方公営企業の適用に関するマニュアル（総務省）より

## 2. 3 固定資産台帳の整備

### 2. 3. 1 固定資産台帳の整備目的

地方公営企業法においては、すべての資産等を一定の評価基準に従って整理しなければなりません。投下されてきた資金が、有形、無形の財産として、どのような価値を持つ状態で存在し、運用されているのか、また、将来どのような費用が発生するかを明らかにするために、固定資産台帳の整備が必要となります。

#### 【解説】

地方公営企業の施設・設備等については、継続的に事業・サービスを行うため、施設の耐用年数等を考慮して、今後増えていく大量の更新需要に備えていく必要があります。その前提として、固定資産台帳を整備し、資産の現状を把握することが重要です。

地方公営企業法の第20条第2項において、すべての資産等について、一定の評価基準に従って整理しなければならないとされています。そのため、地方公営企業法の適用時には、法適用時点において、企業体が有する資産の価額（帳簿価額）を算定する必要があります。

固定資産台帳では、資産ごとに帳簿価額、減価償却累計額等が整理されるため、個々の資産の状態が一目で分かるようになります。

固定資産台帳										
〇〇地区管路（〇〇工事）										
下水道事業会計(農集) 款: 固定資産 項: 有形固定資産 目: 〇〇 節: 〇〇		資産No.: 〇〇〇〇〇1 取得年度: 平成〇年度 取得日付: 平成〇年3月31日								
所在地				部門			工事名			
保管・設置場所				処理区域			施工名			
所属				施設			メーカー			
構造	寸法			財産区分			路線番号			
形状	能力			保険区分			図面番号			
取得要因	耐用年数	償却率								
数量				受贈: 償却開始日付						
取得価額				管種口径明細						
リース移転				リース会社						
				リース契約No.						
みなし償却				リース期間						
国庫補助金	受益者負担金・分担金	受贈財産	他会計負担金		他会計補助金					
工事負担金			補助金・企業債償還分		その他					
償却対象額	償却額	残存価額		償却限度額						
日付	適用	帳簿原価				減価償却累計額		帳簿価額	処分 除却損	備考
		(貸方/借方)		残高		(貸方/借方)	累計額			
年 月 日		数量	価額	数量	価額					

固定資産台帳のイメージ

## 2. 4 公営企業会計システムの構築と導入

### 2. 4. 1 必要なシステム

公営企業会計を適用した場合、貸借対照表等の財務諸表の作成や固定資産台帳の整備が必要となります。そのためには、公営企業会計システムを構築する必要があります。既存の会計に関するシステム等の変更や、新たなシステムの導入により企業の運営形態に合った公営企業会計システムを構築することが必要です。

#### 【解説】

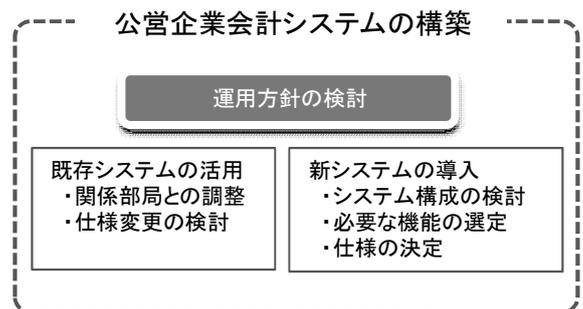
地方公営企業法の適用により、適用年度の4月1日から経理が開始されるため、事前に公営企業会計システムの導入と運用基準等を定めておく必要があります。

公営企業会計システムの導入に当たっては、新たにシステムを導入する場合や既存の会計に関するシステム等を改良して運用する場合が想定されます。新たにシステムを導入する場合は、

予算管理や執行管理等に関する機能を含むものなど、公営企業会計向けのシステムが市販されていますので、それらのシステムの仕様等と求める仕様を吟味しながら、適切なシステムを導入することが必要です。

公営企業会計システムにおいて、法適用後の予算編成、予算書作成、予定貸借対照表等の機能を使用する場合は、法適用年の4月1日までに新予算資料を完成させる必要があることから、法適用の数ヶ月前からシステムを導入し利用できる状況にしなければならない点に注意が必要です。

また、公営企業会計システムの構築に当たっては、構築後のシステムの保守管理も必要になってきますので、その保守管理を誰が行うのか、外部委託する場合はどの程度費用がかかるのかなどを併せて把握しておくことが必要です。



企業会計システムを構成する機能の例

予算管理	予算編成機能、予算管理機能
執行管理	収入管理機能、支出管理機能、日計・月計処理機能
決算管理	決算管理機能
周辺情報管理	固定資産台帳作成・管理機能、貯蔵品管理機能、企業債管理機能

この他に、経営（財政）計画策定機能、工事管理機能、契約管理機能等を付加することが考えられます。また、人事・給与情報、下水道利用料金計算情報、文書管理情報等との連携をすることもできます。

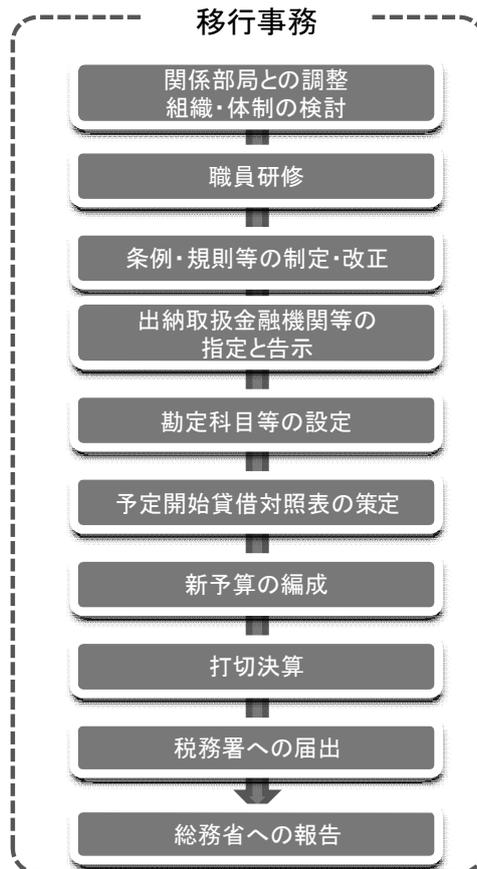
## 2. 5 法適化に伴う事務手続き

### 2. 5. 1 事務手続きの概要

法適化に伴う事務手続きは、法適用のための条例・規定等の整備や組織・体制の整備等が必要となります。農業集落排水担当部局のみでの実施は難しく、関係部局との調整や手続きが必要となります。

#### 【解説】

法適用への移行事務では、これまで記載してきた移行事務の準備、固定資産台帳の整備、公営企業会計システムの構築により整理した情報を活用しながら、また、新たに自治体内部の条例・規則、組織体制等を変更しながら、法適用の手続きを行っていきます。



#### (1) 関係部局との調整

関連部局との調整を行うには、事前に事務ごとにその内容を整理する必要があります。移行前年度の6月頃までに基本的な方針を定め、各関連部局と調整のうえ、調整スケジュールを検討することが必要です。つまり、移行前年度において具体的な調整を図っていくためには、それまでに農業集落排水事業担当としての調整事項を整理しておくことが重要です。

特に、財政や会計担当部門とは、支払いや打ち切り決算、予算計上、現金の引き継ぎ等、法適用後の運営に密接に関連するため、詳細な調整が必要となります。また、予算等を審議している議会に対しても、全部適用の場合には法適用前と関係性が変わってきますので、事前に説明が必要となります。

関係部局との主な調整事項の例

関係部局	協議事項
財政部局	一般会計繰入金(負担金、補助金、出資金) 予算編成 勘定科目、予算科目の検討 打切決算 決算統計、財政状況の公表 法適用前の地方債、一時借入金の整理 法適用後の起債管理、元利償還金の支払い
総務部局	条例・規則等の制定・改正 組織・体制 職員の人事・給与 退職手当(退職給付引当金)の負担 契約事務 公営企業会計システム等の導入
会計・監査部局	(財務適用の場合)会計管理者への委任範囲 出納取扱金融機関 財産、備品管理 打切決算 例月出納検査 決算審査
議会	事前説明、確認
その他部局	既存の公営企業組織との統合・分割

## (2) 組織・体制の検討

法適化作業時には、法適化作業の専門チームの設置が効率的な作業に繋がりますが、これが困難な場合には、公営企業会計を経験した職員を配置するなど、既存の人員でも対応できるような工夫が必要です。

また、法適用後の公営企業会計（複式簿記）により、財務諸表（損益計算書や貸借対照表等）を作成することとなるため、経理担当職員に公営企業会計の経験のある者を配置するか、公営企業会計のための職員の育成を行い、公営企業会計を効率的に運用できる体制を検討する必要があります。

### 農業集落排水事業の地方公営企業法の適用作業に関するアンケート※結果

今後、法適化作業を進める自治体へのアドバイス等があったらお願いします。

#### (組織・体制について)

- ・公共下水道は以前より法適用されており、企業会計に関する知識がある職員がいたため、農業部門からすぐに法適化するよりも、いったん下水道部へ移管したことでスムーズに統合できたと思う。
- ・作業を進めるうえで、水道事業等企業会計の経理や固定資産管理を経験したことのある職員を配置するのがよいと思う。あわせて水道事業の助言と協力を最大限に活用し、移行前後の事務が順調に進むように事前の調整が重要。
- ・庁内の調整以外は出来るだけ業者委託したほうがスムーズに進む。
- ・近隣に先行して下水道の法適用を行った団体があったため、アドバイスを求めることができた。そういったネットワークを持つことが必要であると感じた。
- ・法適化する際には水道事業がすべての手本となるので、水道の経理実務を経験した職員を組織の中に確保することをお勧めします。（水道と下水道が同じ部署にあればお互いに教えることも可能です）
- ・法適用後においては、下水道台帳・設備台帳とのリンクをはじめ、資産管理にかかるシステムの運用等についても会計事務担当者の負担が大きい。工事担当者、施設管理担当者にも、公営企業会計制度についての研修を行い、資産管理の重要性を周知し、一体的に管理する体制を整える必要があると感じている。

※農業集落排水事業の地方公営企業法の適用作業に関するアンケート（以下、「農集排の法適用作業に関するアンケート」）：平成26年10月から11月にかけて、地方公営企業年鑑に掲載されている平成24年度までに農業集落排水事業を法適用している事業体を対象にアンケート調査を実施

### (3) 職員研修

法適化作業及び法適用後の企業運営において、会計方式の理解等職員の育成が必要になります。職員研修による公営企業の理解により、職員全員が企業運営を行っている意識を持つとともに、会計を行う経理担当部門と資産の新設・更新等を行う業務部門での意識の統一が必要です。

### (4) 条例・規則等の制定・改正

法適用により様々な条例・規則等の制定・改正が必要となります。地方公営企業の設置や会計処理、資産の取得等に関する条例の制定が必要になりますので、法適用団体や法人のホームページ等を参考に作成します。

### (5) 出納取扱金融機関等の指定と告示

出納事務は原則として管理者（財務適用の場合は地方公共団体の長）が行いますが、必要がある場合は、長の同意を得て指定した銀行等の金融機関に公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせ、又は公金の収納の事務の一部を取り扱わせることができます。この場合において、収納及び支払事務の一部を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関、収納事務の一部を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関といいます。これら金融機関を定めた場合又は変更した場合は、管理者は告示しなければなりません。

### (6) 勘定科目等の設定

複式簿記では、取引を資産・負債・資本・収益・費用の5つの要素に分類します。さらにこの5つの要素に属し、仕訳を行うための具体的な分類名称のことを勘定科目と言います。

農業集落排水事業の場合は、「公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）（平成24年10月19日総財公第99号）」の別表1や「地方公営企業の会計規程（例）について（平成24年10月19日総財公第98号）」の別表第1号において勘定科目が示されており、これを参考として勘定科目を設定することとなります。ただし、農業集落排水には雨水排水が無いなど、実情に合わせて設定する必要があります。

### (7) 予定開始貸借対照表の策定

法適用時に必要な財務諸表として、資産の保有状況や負債の額、資本の額の企業が保有する全ての財産を整理した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の財務諸表を作成する必要があります。なお、予算において作成する財務諸表は、見込額となることから名称の前に「予定」を付けます。

#### 1) 貸借対照表

ある期日における財政状態（「資産」、「負債」、「資本」の状態）を明らかにするために作成する財務諸表です。（B/Sとも表します。）

#### 2) 損益計算書

一会計期間における経営成績（利益や損失の額、費用と収益の状況）を明らかにするために

作成する財務諸表です。(P/Lとも表します。)

### 3) キャッシュ・フロー計算書

一会計期間における現金の流れの状況を一定の活動区分ごとに表示するために作成する財務諸表です。(C/Fとも表します。)

## (8) 新予算の編成

新予算の編成に当たっては、これまでの官庁会計での予算と異なり、収益的収支、資本的収支、特例的収支等を定める必要があります。これら新予算を自治体の長が議会へ提出する期限は、一般会計と同様に都道府県及び指定都市は年度開始 30 日前、その他の市町村は 20 日前となっておりますので、議会提出を踏まえたスケジュール作成、予算編成を考慮した公営企業会計システムの構築に留意する必要があります。

## (9) 打ち切り決算

官庁会計の年度決算は、出納の閉鎖日が翌年度の 5 月 31 日となっておりますが、法適化時には、法適用年度の前年度の 3 月 31 日をもって終了し、決算を行うこととなります。法適化前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに、実際の現金の収入がなされた額と、実際に現金を支払った額とをもって、法適化前年度分決算を行うこととなります。

## (10) 税務署への届出

法適用に伴い、現在の農業集落排水特別会計を廃止し、新たな事業会計を立ち上げることとなるため、消費税法の規定により、税務署に事業廃止届出書及び消費税の新設法人に該当する旨の届出書を提出することが必要となります。

## (11) 総務省への報告

法適用した場合、地方公営企業法施行令第 28 条により、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。報告は都道府県又は指定都市においては総務大臣に、その他の地方公共団体においては都道府県知事を経由して総務大臣に提出します。

## (12) その他

法適化に係る支援について、平成 27 年度から平成 31 年度における固定資産台帳の整備や公営企業会計システムの導入などの公営企業会計の適用に直接必要な経費については、公営企業債の対象となります。また、下水道事業及び簡易水道事業の公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置が講じられます。(参考資料—1)

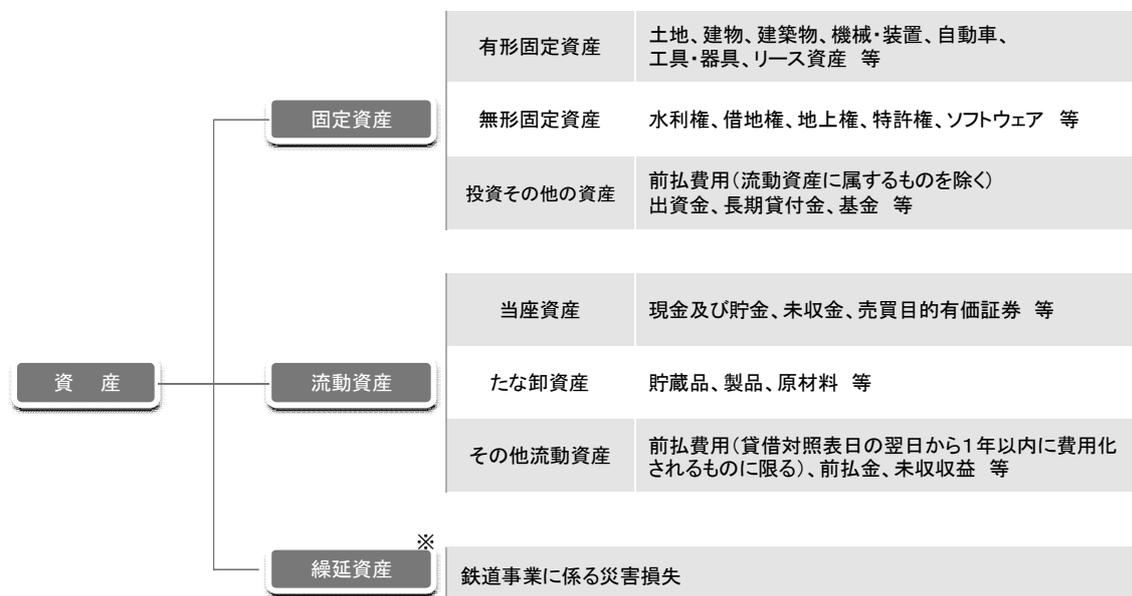
3. 固定資産情報の整理  
 3. 1 固定資産情報の整理に必要な項目  
 3. 1. 1 資産の分類

資産は、企業が所有する財産のことであり、固定資産、流動資産及び繰延資産に分類されます。固定資産と流動資産の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を流動資産、そうでない資産を固定資産としています。

【解説】

(1) 資産分類

資産の分類は、地方公営企業法施行令第5条に規定され、固定資産、流動資産および繰延資産に分類されます。固定資産と流動資産は、その換金されるまでの期間の長短によって分類するのが通常の基準であり、1年という期間を設定して、資産をその期間内に換金し得るものと、そうでないものとに分類する“ワンイヤールール”の原則が採用されています。また、このような基準ではなく、企業がその営業目的を達成するため継続的に所有するもののうち、加工や売却を予定しない財産を固定資産とし、その資産を利用して取引の交換に用いる財貨を流動資産とする分類もできます。ただし、固定資産と流動資産の分類の基準はあっても、その具体的分類は、その資産の企業に対する機能および流動性によるものであることに注意することが必要です。たとえば、土地・建物について、これを事業で使用する場合は固定資産となり、不動産会社のように土地・建物を販売する目的で保有する場合は流動資産となります。



地方公営企業法における資産分類

※繰延資産は下水道事業では該当しません。鉄道に係る災害による損失等について鉄道事業法に基づく国土交通大臣の許可があった場合に繰延資産に計上できます。

## (2) 固定資産

固定資産については、地方公営企業法施行規則第5条に規定されており、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類されています。また、それらの資産について、適当な項目に細分しなければならないとされています。

### 1) 有形固定資産

- 一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）
  - イ 土地
  - ロ 建物及び附属設備
  - ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）
  - ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備
  - ホ 船舶及び水上運搬具
  - ヘ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
  - ト 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）
  - チ リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）
  - リ 建設仮勘定（ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
  - ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

【地方公営企業法施行規則第5条第2項1号】

## 2) 無形固定資産

### 二 次に掲げる資産

- イ 営業権
- ロ 借地権
- ハ 地上権
- ニ 特許権
- ホ 商標権
- ヘ 実用新案権
- ト 意匠権
- チ 鉱業権
- リ 漁業権
- ヌ ソフトウェア
- ル リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロからヌまで及びヲに掲げるものである場合に限る。）
- ヲ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

【地方公営企業法施行規則第5条第2項2号】

## 3) 投資その他の資産

### 三 次に掲げる資産

- イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- ロ 出資金
- ハ 長期貸付金
- ニ 基金
- ホ 長期前払消費税
- ヘ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
- ト その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- チ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

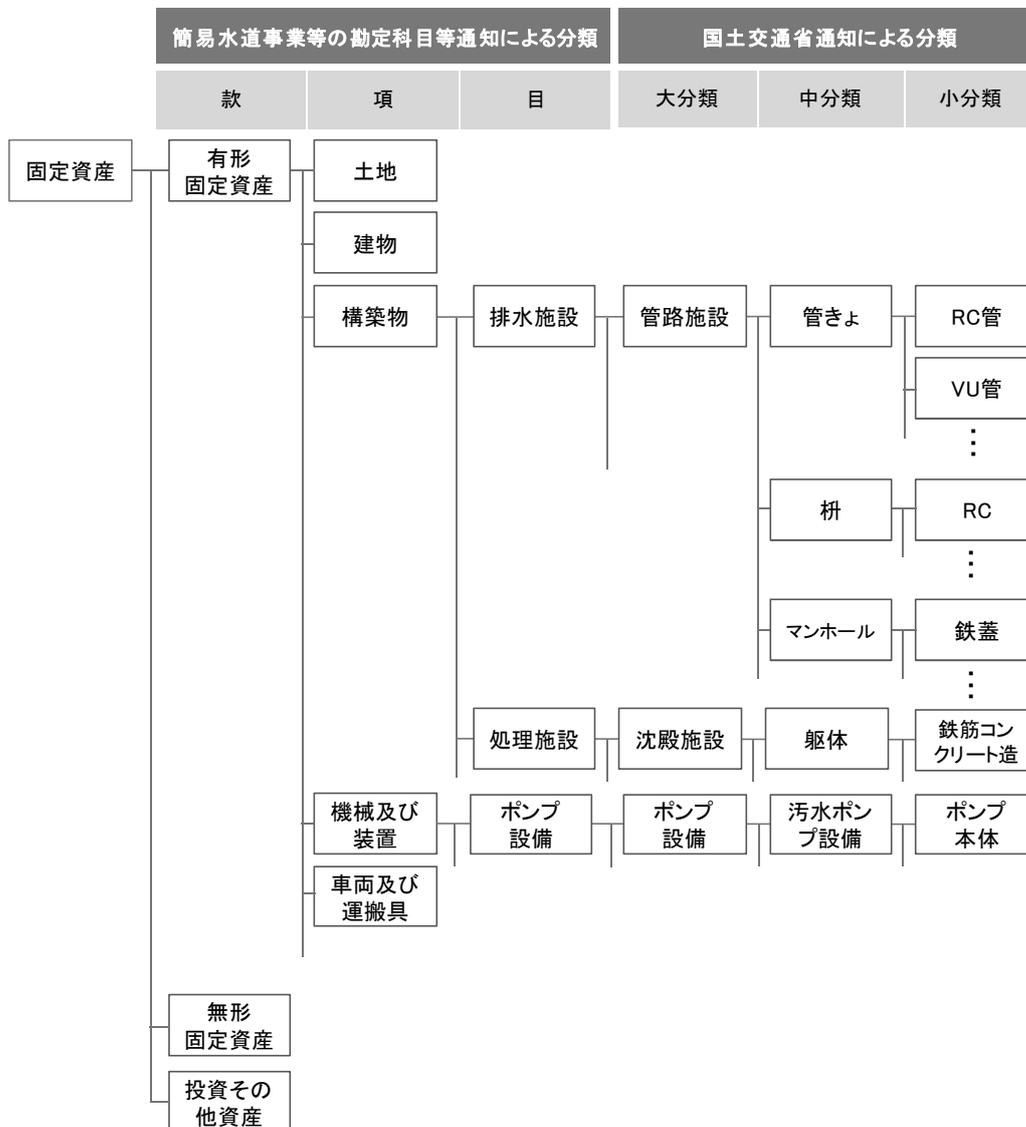
【地方公営企業法施行規則第5条第2項2号】

### 3. 1. 2 固定資産の分類方法

農業集落排水事業で取得した固定資産は、簡易水道事業等の勘定科目等の通知に規定されている勘定科目等に沿って体系的に分類します。

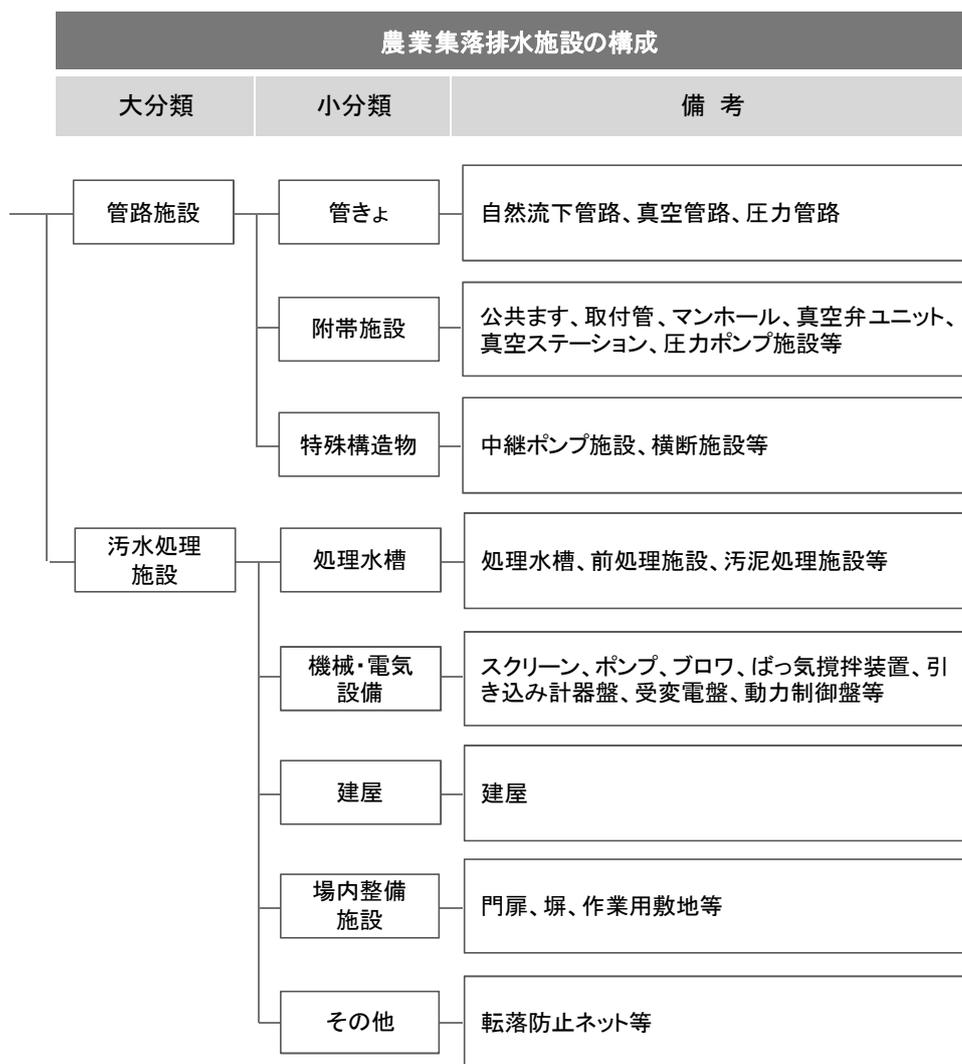
#### 【解説】

法的化作業では、現存する固定資産を法律に基づき、勘定科目に沿って整理する必要があります。農業集落排水事業で取得した資産は、「公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）（平成 24 年 10 月 19 日総財公第 99 号）」の別表 1（参考資料—2）に示されている勘定科目に基づいて分類します。さらに詳細な分類として、国土交通省による「下水道施設の改築について（平成 25 年 5 月 16 日国水下事第 7 号）」通知（参考資料—4）があり、小分類まで示されていることから、それを用いると、資産をより詳細に分類することが可能となります。



固定資産の科目等による分類

農業集落排水施設は、管路、附帯施設、特殊構造物からなる管路施設と処理水槽、機械・電気設備、建屋等からなる汚水処理施設とで構成されています。「農業集落排水施設のストックマネジメントの手引き（案）（平成 24 年 3 月）」では、下図のように施設の詳細を分類しており、農業集落排水施設の機能診断調査を行った施設については、既に機能診断調査により施設が詳細に分類されていることから、機能診断調査結果と固定資産情報の整理を合わせることで、固定資産情報の整理を効率的に行うことができます。



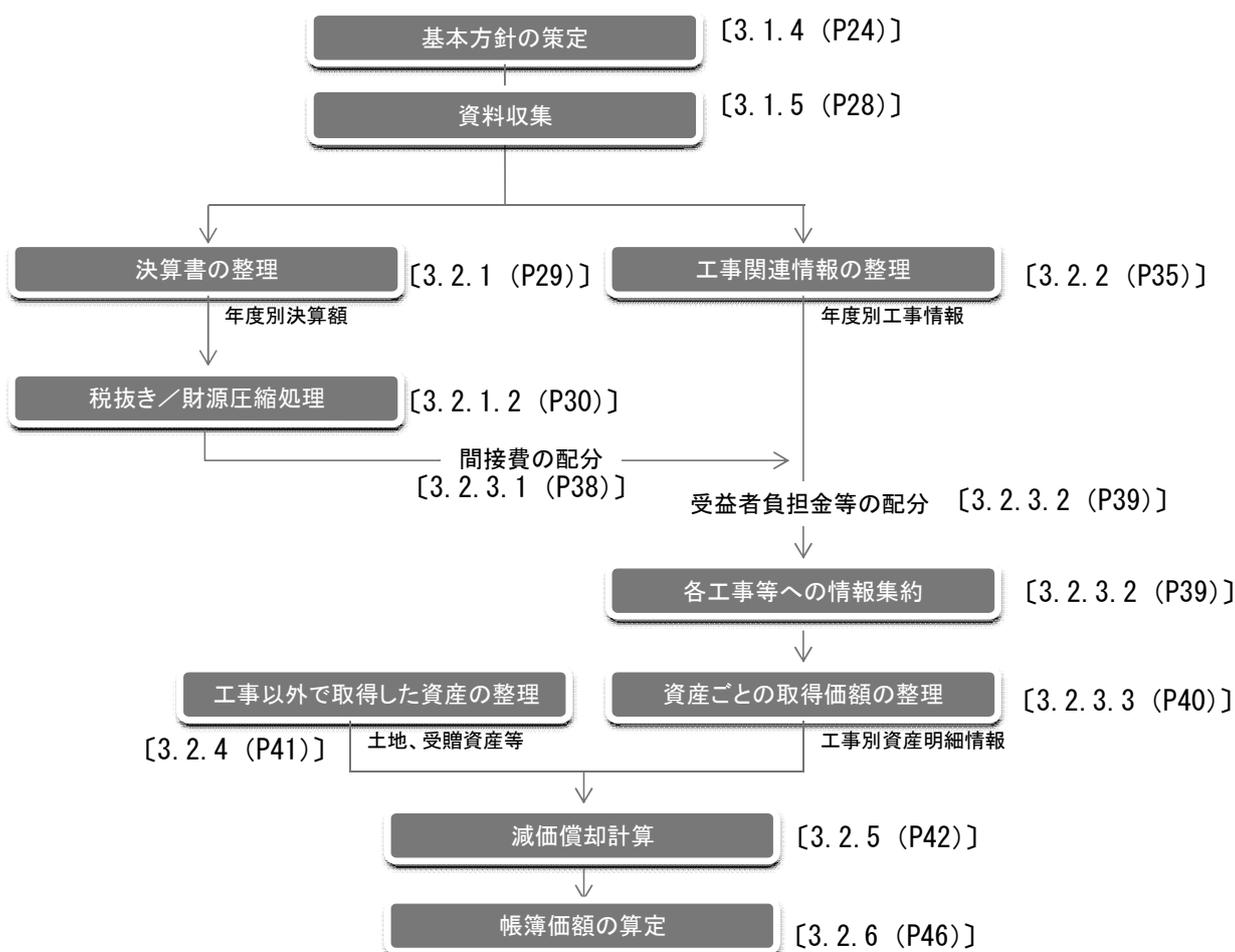
農業集落排水事業のストックマネジメント（案）による分類

### 3. 1. 3 固定資産情報の整理項目

固定資産情報の整理は、法適用時における帳簿価額等を把握するために行います。決算書を用いて決算額を整理するとともに、工事契約書、工事設計書等を用いて取得した資産の取得価額を整理します。また、工事以外で取得した資産の価額を整理し、それぞれ減価償却計算を行い、法適用時点での帳簿価額を算定します。

#### 【解説】

取得価額とは、固定資産の購入金額や製作金額のことを言い、農業集落排水施設の取得価額は、施設の建設のための工事費の他、設計のための役務費や職員の人件費等の付随費用も含み算定します。決算書を基に、年度別の建設改良決算情報（施設の建設に要した費用）を整理するとともに、年度別の工事情報（工事請負額、工事内容等）を整理し、工事毎に建設改良に係った金額を整理していきます。最終的には、減価償却計算を行い、法適用時点の帳簿価額を算定します。



固定資産情報の整理フロー図

### 3. 1. 4 基本方針の策定（資産の登録単位）

基本方針の策定に当たっては、法適化のスケジュールや法適用後の資産管理などを勘案し、固定資産情報の整理方法を検討します。特に、法適化時における固定資産台帳への資産の登録単位については、法適化に係る作業量、スケジュールに係わるので、慎重に検討する必要があります。

#### 【解説】

基本方針では、保有する農業集落排水施設の処理区数や組織体制等を勘案し、固定資産情報の整理の実施主体（職員若しくは外部委託）、固定資産台帳への資産の登録単位、作業スケジュール等を決めます。

固定資産台帳とは、土地、建物、機械などの固定資産を管理するために作成する台帳のことであり、固定資産台帳に登録する資産の単位（登録単位）については、貸借対照表を作成するための保有資産の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことを基本として、資産の現状把握が合理的な水準となるよう設定する必要があります。

既存の施設台帳の整備状況、決算関係、工事関係資料の保管状況により、固定資産情報の整理にかかる労力と時間は大幅に変わってきます。特に工事に関する資料を破棄している場合には、再度現地の資産を洗い出し、仮想設計書の作成等が必要となり、そうなると、固定資産情報の整理に多大な費用、人員、期間等を要することとなります。

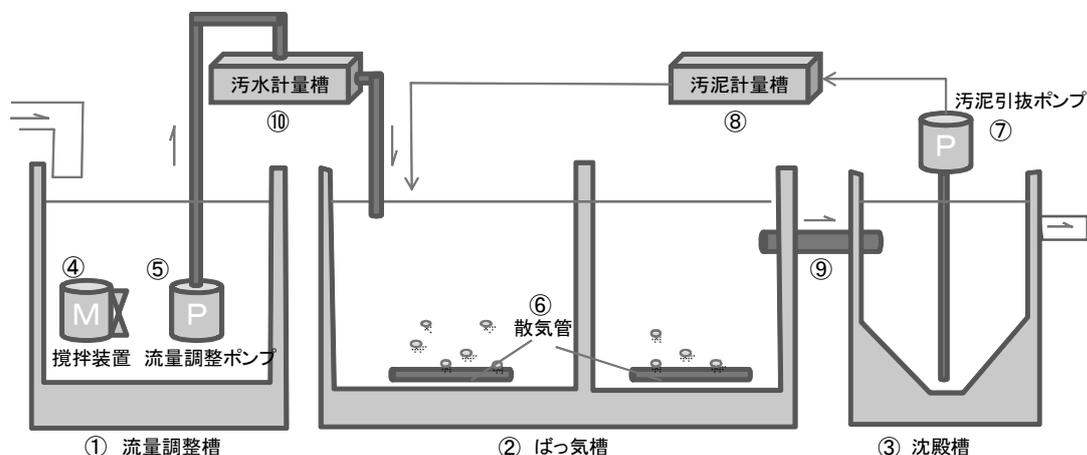
移行時には、固定資産台帳への資産の登録方法について、簡易的な方法を採用することができ、固定資産台帳の整備に係る労力を軽減することができます。また、通常の資産ごとに固定資産台帳へ登録する標準的な方法もあります。

法適化時には、簡易的な方法を採用される場合が多いと思われます。簡易的な方法については、3. 3簡易的な登録方法（P51～）に記載しています。

#### 移行時の特例（簡易的な登録方法）

移行時においては、過去に取得した固定資産情報の把握が困難な状況等にある事業においては、固定資産の種別及び取得年度に応じた分類のみ行うという簡易的な手法を採用することができます。「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成27年1月総務省）」では、「資産の登録単位については、基本的に「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」＋「②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」とすることが標準となります。ただし、移行時に限り、実施可能性、固定資産台帳の整備に要する経費や期間等を考慮し、過去に取得した固定資産の情報の把握が困難な場合には、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」のみで登録する簡易的な手法を採用することができます」と記載されています。したがって、法的化時には、農業集落排水施設について、例えば、同一会計年度に取得した管路や処理施設は1単位として登録するなどの方法が考えられます。

簡易的な登録方法と標準的な登録方法による固定資産台帳への登録単位のイメージを下图に示します。簡易的な登録方法を固定資産台帳の勘定科目の「目」レベルとした場合、標準的な登録方法による場合と比較すると、整理が必要な資産項目の数は大幅に減少します。



標準的な登録方法による分類

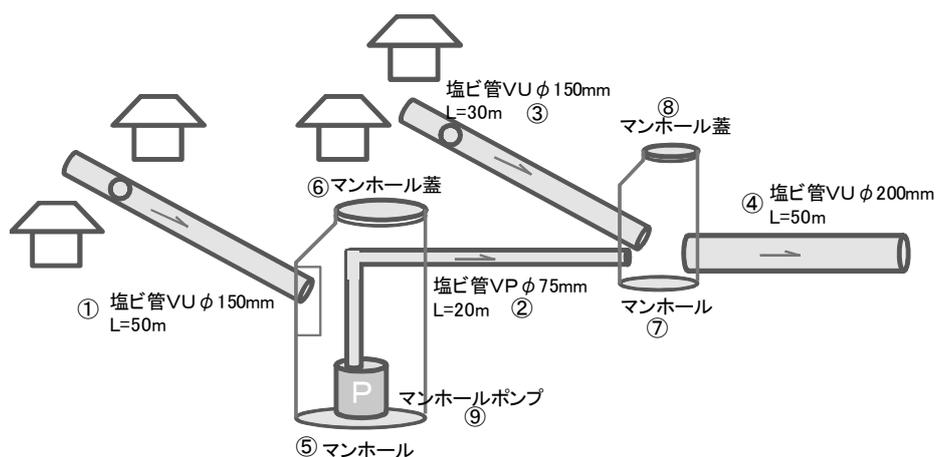
番号	名称	項	目	大分類	中分類	小分類
①	流量調整槽	構築物	処理施設	汚水調整池	躯体	鉄筋コンクリート造
②	ばっ気槽			反応タンク施設	躯体	鉄筋コンクリート造
③	沈殿槽			沈殿施設	躯体	鉄筋コンクリート造
④	攪拌装置	機械及び装置	ポンプ設備	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	水中攪拌機
⑤	流量調整ポンプ					ポンプ本体
⑥	散気管			水処理設備	反応タンク設備	散気装置
⑦	汚泥引抜ポンプ				最終沈殿池設備	返送汚泥ポンプ
⑧	汚泥計量槽			汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥計量分配槽
⑨	場内配管				配管類	送泥
⑩	汚水計量槽					汚水計量槽※

※農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領から記載

簡易的な登録方法による分類

番号	項	目	備考
I	構築物	処理施設	上表①～③
II	機械及び装置	ポンプ設備	上表④～⑩

### 固定資産の分類イメージ（処理施設）



標準的な登録方法による分類

管路はマンホールスパンを基本とし、工事ごと、管種、口径別延長で整理

番号	名称	項	目	大分類	中分類	小分類
①	管路 (VU φ 150mm L=50)	構築物	排水施設	管路施設	管きよ(マンホール間)	硬質塩化ビニル
②	管路 (VP φ 75mm L=20)			管路施設	管きよ(マンホール間)	硬質塩化ビニル
③	管路 (VU φ 150mm L=30)			管路施設	管きよ(マンホール間)	硬質塩化ビニル
④	管路 (VU φ 200mm L=50)			管路施設	管きよ(マンホール間)	硬質塩化ビニル
⑤	マンホール(ポンプ槽)			管路施設	マンホール	本体(コンクリート製)
⑥	マンホール蓋			管路施設	マンホール	鉄蓋(車道部)
⑦	マンホール			管路施設	マンホール	本体(コンクリート製)
⑧	マンホール蓋			管路施設	マンホール	鉄蓋(車道部)
⑨	マンホールポンプ	機械及び装置	ポンプ設備	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体

簡易的な登録方法による分類

番号	項	目	備考
I	構築物	排水施設	上表①～⑧
II	機械及び装置	ポンプ設備	上表⑨

固定資産の分類イメージ (排水施設)

固定資産台帳への登録単位の特徴を比較したものを下図に示します。

法適化移行時に適用される簡易的な登録方法を採用すると、年度ごとの登録単位を大きくりにするため、標準的な登録方法を採用した場合と比較して、法適化時の作業量は少なく、作業期間も短期間となります。固定資産台帳への登録後は、資産を更新した場合などのタイミングで登録単位について精緻化を図ることで、固定資産台帳を有用なものに更新していくことが必要です。

簡易的な登録方法では、耐用年数の異なる資産を同一の資産としてみなして固定資産台帳に登録することになるため、例えば、実際は、資産の一部部品は耐用年数が迫っている場合等、詳細な資産の状態を把握できない状況になる恐れがあります。そのため、将来の更新時期を把握する場合には、各施設を詳細に登録した方が、より精度の高い将来予測を行うことが可能となります。

固定資産台帳への登録方法の特徴比較

項目	簡易的な登録方法	標準的な登録方法
概要	勘定科目の「目」レベルに沿った資産整理単位で調査・評価を実施する。	固定資産の種別及び取得年度に応じた単位に加え、実情、老朽化等を把握するために必要な単位で調査・評価を実施する。
整理単位	勘定科目「目」レベル	勘定科目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位
作業期間	短期間	長期間
委託費	安価	高価(システム台帳の整備が必要)
資産数	少	多
耐用年数の設定	総合償却に応じた耐用年数	個別資産ごとの耐用年数
減価償却	資産の括りが大きいいため、実体とそぐわない。そのため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことが考えられる。	資産の括りが実体と一致するため、問題はない。
異動処理	除却資産の特定が難しい	台帳システムの情報を活用できるため、確実な除却資産特定が可能となる。

⇒簡易的な登録方法は、3. 3 (P51～) へ

⇒標準的な登録方法は、3. 2 (P29～) へ

### 3. 1. 5 資料収集

調査のためには、決算関係資料、工事関係資料、資産関係資料が必要となります。工事関係資料の保管状況により、必要となる作業量が変わりますので、まずは資料の保管状況について把握することが必要です。

#### 【解説】

固定資産情報の整理のためには、まずは所有する資産を把握する必要があります。そのためには、施設台帳等がどの程度保管されており、当時の取得価額を算出するための決算書、工事台帳等がどの程度保管されているかを把握する必要があります。

資料の保管状況により、現地調査から資産リストを作成し、当時の取得価額を推定することとなれば、多大な時間と労力を要します。農業集落排水施設の機能診断調査が実施されている場合には、施設状況の調査により詳細に分類されているため、その結果を活用することで効率的な固定資産情報の整理が可能となります。

固定資産情報の整理に必要な資料

把握対象資料		使用目的	備考
決算関係資料	決算書及び附属資料	年度別決算情報、年度別建設改良決算情報、年度別建設改良決算情報(税抜き)の作成	法適用前年度は決算が出ていないため、決算書の代わりに使用
	予算書(直近年度)		
	消費税等申告関連資料	年度別建設改良決算情報の税抜き処理	
	決算統計資料	決算書の補完	
工事関係資料	工事台帳	年度別工事情報の作成	工事一覧等も活用
	設計図書	工事別資産明細情報の作成	
資産関係資料	施設台帳(集落排水台帳)	資産の状況の確認等	
	完成図書	資産の状況の確認等	
	備品台帳	備品の取得価額等の把握	
	土地台帳	土地の取得価額等の把握	
	受贈資産関連資料	受贈資産の取得価額等の把握	
	無形固定資産関連資料	無形固定資産の取得価額等の把握	水利権等
	機能診断調査関係資料	資産の状況の確認等	

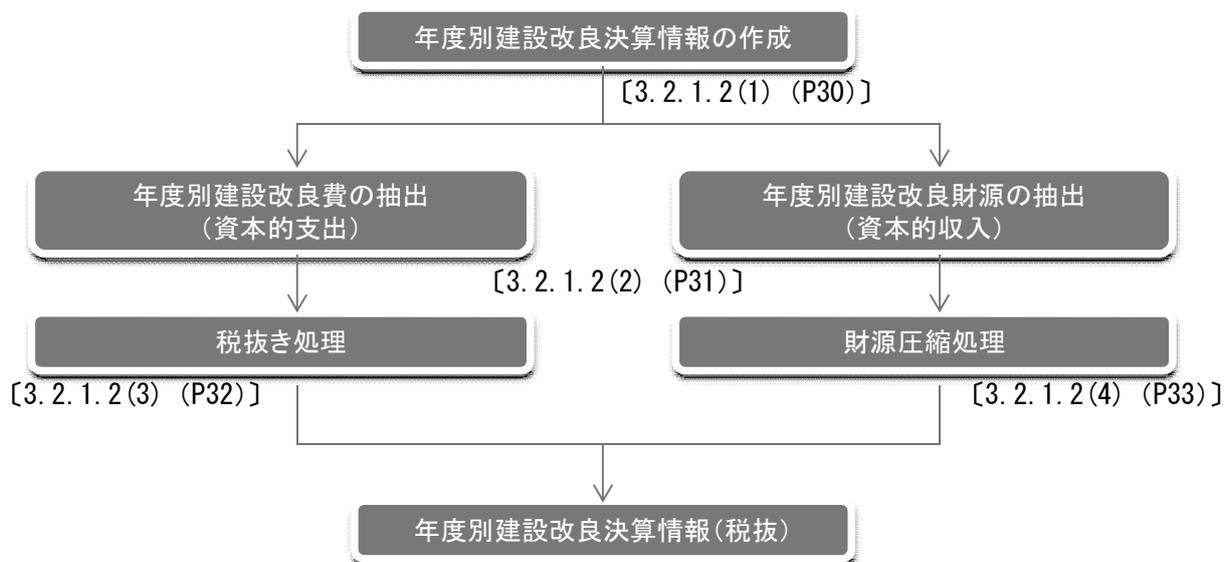
3. 2 標準的な登録方法  
3. 2. 1 決算情報の整理  
3. 2. 1. 1 決算情報の整理の方法

固定資産の取得に要した費用やその財源を把握するため、事業開始から法適用前年度までの決算書を整理します。整理に当たっては、決算事項別明細書をもとに、建設改良（工事）関係の歳入、歳出の情報を整理します。

【解説】

事業開始から法適用年度までの年度別決算資料を整理することにより、年度別に各施設の取得（建設）に係った金額を算定します。

ここでは、施設の管理等に要した費用を除き、建設に要した金額を抽出し整理します。また、貸借対照表は税抜き額で作成するため、支出については税抜き処理を行い、財源については、税抜き後の支出額とバランスさせるために圧縮処理を行います。これにより、年度別の建設改良決算情報を整理します。



決算情報の整理フロー図



(2) 年度別建設改良決算情報の作成

建設改良決算情報は、施設の建設に係わった金額を整理することから、資本的収入については、歳入から負担金、補助金、繰入金、起債等（資本的収入）を抽出し、資本的支出については、固定資産の取得に要した投資額（資本的支出）を抽出します。なお、施設の維持管理に係る使用料及び手数料等の収入並びに管理費及び公債費等の支出は計上しません。

この整理により、資本的収入と資本的支出の年度ごとの合計額が一致することが原則ですが、施設の工事期間が複数年であったり、補助金が工事年度の後年度に納入された場合等には一致しないこともあり、このような場合には別途会計処理が必要となります。

年度別決算整理表

年度別建設改良決算額整理表  
対象事業：農業集落排水事業  
年度：H元～H25

〔 資本的収入 〕

款	項	目／節	圧縮	H元	H2	・・・	H24	H25	合計
分担金及び負担金	分担金	受益者分担金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
国庫支出金	国庫補助金	農業集落排水事業国庫補助金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
県支出金	県補助金	農業集落排水事業県補助金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
		水道会計繰入金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
町債	町債	町債		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
計				xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy

〔 資本的支出 〕

款	項	目／節	課税	H元	H2	・・・	H24	H25	合計
農業集落排水事業費	農業集落排水施設整備費	〇〇地区(H元～H10)							
	▲	給料		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		職員手当等		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		共済費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		賃金		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		旅費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		需用費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		役務費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		委託料		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		使用料及び賃借料		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		工事請負費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		備品購入費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		負担金、補填及び交付金		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		補償、補填及び賠償金		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		公課費		xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy,yyy
		小計		yy,yyy	yy,yyy		-	-	yyy,yyy
		△△地区(H15～H25)							
		・・・					xx,xxx	xx,xxx	yyy,yyy
		小計		yy,yyy	yy,yyy				yyy,yyy
		合計		yyy,yyy	yyy,yyy	yyy,yyy	yyy,yyy	yyy,yyy	yyy,yyy

年度ごとの合計額は一致

管理費	固定資産取得に係わった費用として計上しない
建設費	固定資産取得に係わった費用として計上する
公債費	固定資産取得に係わった費用として計上しない

(3) 税抜き処理

法適用後の貸借対照表の作成は消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）抜きで行うため、法適用前の固定資産情報の整理においても、消費税を除いた価額で固定資産情報を整理する必要があります。資本的支出について、毎年確定申告時に作成している消費税申告書を基に、課税対象科目を特定し、それぞれの目／節の各年度の支出額について、「支出額／（1＋消費税率）」で計算することにより、税抜き処理を行います。

消費税率は年度により異なりますので、年度に注意しながら3%・5%・8%の消費税を適用させます。なお、小規模自治体で消費税免税事業者の場合※は、税抜き処理は不要です。

年度別決算整理表

年度別建設改良決算額整理表  
対象事業：農業集落排水事業  
年度：H元～H25

〔 資本的収入 〕

款	項	目／節	圧縮	H元	H2	...	H24	H25	合計
分担金及び負担金	分担金	受益者分担金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
国庫支出金	国庫補助金	農業集落排水事業国庫補助金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
県支出金	県補助金	農業集落排水事業県補助金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		水道会計繰入金		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
町債	町債	町債		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		計		xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy

〔 資本的支出 〕

款	項	目／節	課税	H元	H2	...	H24	H25	合計
農業集落排水事業費	農業集落排水施設整備費	〇〇地区(H元～H10)							
		給料	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		職員手当等	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		共済費	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		賃金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		旅費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		需用費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		役務費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		委託料	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		使用料及び賃借料	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		工事請負費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		備品購入費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		負担金、補填及び交付金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		補償、補填及び賠償金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
H元～H8年度	3%	公課費	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
H9年度～H25年度	5%	小計		yy.yyy	yy.yyy		-	-	yyy.yyy
H26年度～	8%	△△地区(H15～H25)					xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		...					xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		小計		yy.yyy	yy.yyy				yyy.yyy
		合計		yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy

目／節の年度額を消費税率で割り返します。  
支出額／(1+消費税率)

年度ごとの合計額が小さくなり  
支出額が小さくなり  
合計額が不一致

※地方公共団体における農業集落排水事業特別会計の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されます。ただし、選択により課税事業者となることができます。

(4) 財源圧縮処理

資本的支出の税抜き処理によって、資本的収入と資本的支出の年度ごとの合計に差が生じるので、資本的支出（税抜き）に合わせて資本的収入を圧縮します。圧縮に当たっては、補助金、負担金、分担金、他会計繰入金を対象とし、起債は圧縮処理を行いません。対象科目の年度額について、資本的支出から算出した圧縮率を掛けることにより、圧縮後の金額を算出します。なお、債務費を圧縮しなかったことによる資本的支出との差額については、他会計繰入金で調整します。（次頁図参照）

これにより、年度別建設改良決算情報（税抜き）が完成します。

年度別決算整理表

年度別建設改良決算額整理表  
対象事業：農業集落排水事業  
年度：H元～H25

〔資本的収入〕

款	項	目／節	圧縮	H元	H2	・・・	H24	H25	合計
分担金及び負担金	分担金	受益者分担金	可	xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
国庫支出金	国庫補助金	農業集落排水事業国庫補助金	可	xx,xxx	xx,xxx	圧縮率を掛けて調整します。	xx		yyy.yyy
県支出金	県補助金	農業集落排水事業県補助金	可	xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	可	xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		水道会計繰入金	可	xx,xxx	xx,xxx				yyy.yyy
町債	町債	町債	不可	xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
計				xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy

〔資本的支出〕

款	項	目／節	課税	H元	H2	・・・	H24	H25	合計
農業集落排水事業費	農業集落排水施設整備費	〇〇地区(H元～H10)							
		給料	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		職員手当等	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		共済費	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		賃金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		旅費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		需用費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		役務費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		委託料	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		使用料及び賃借料	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		工事請負費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		備品購入費	有	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		負担金、補填及び交付金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		補償、補填及び賠償金	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		公課費	無	xx,xxx	xx,xxx		-	-	yyy.yyy
		小計		yy.yyy	yy.yyy		-	-	yyy.yyy
		△△地区(H15～H25)							
		・・・					xx,xxx	xx,xxx	yyy.yyy
		小計		yy.yyy	yy.yyy				yyy.yyy
		合計		yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy	yyy.yyy

合計を一致させる

■建設財源として整理する項目

- ・国庫補助金、県補助金
- ・負担金、分担金
- ・他会計繰入金

◇圧縮処理できないもの

- ・起債、貯金利子

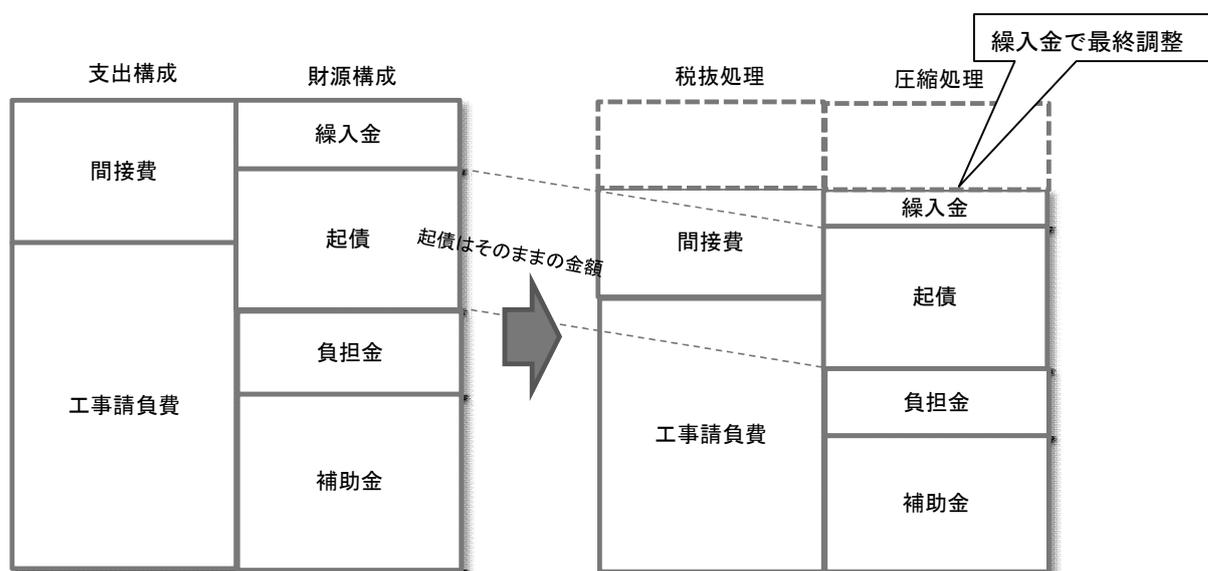
■財源の圧縮方法（消費税処理）

年度別建設改良決算額整理表の資本的支出（税抜き）を基に、財源の圧縮処理（消費税処理）を行います。課税年度の財源について、以下の算定式によって処理を行います。

$$\text{税抜き額} = (\text{圧縮対象財源科目}) \times (\text{圧縮率})$$

$$\text{圧縮率} = (\text{資本的支出（税抜き）}) \div (\text{資本的支出（税込み）})$$

圧縮対象外となる財源（起債等）があることにより生じる収入額と支出額の不一致は、他会計繰入金で調整します。



財源の消費税処理

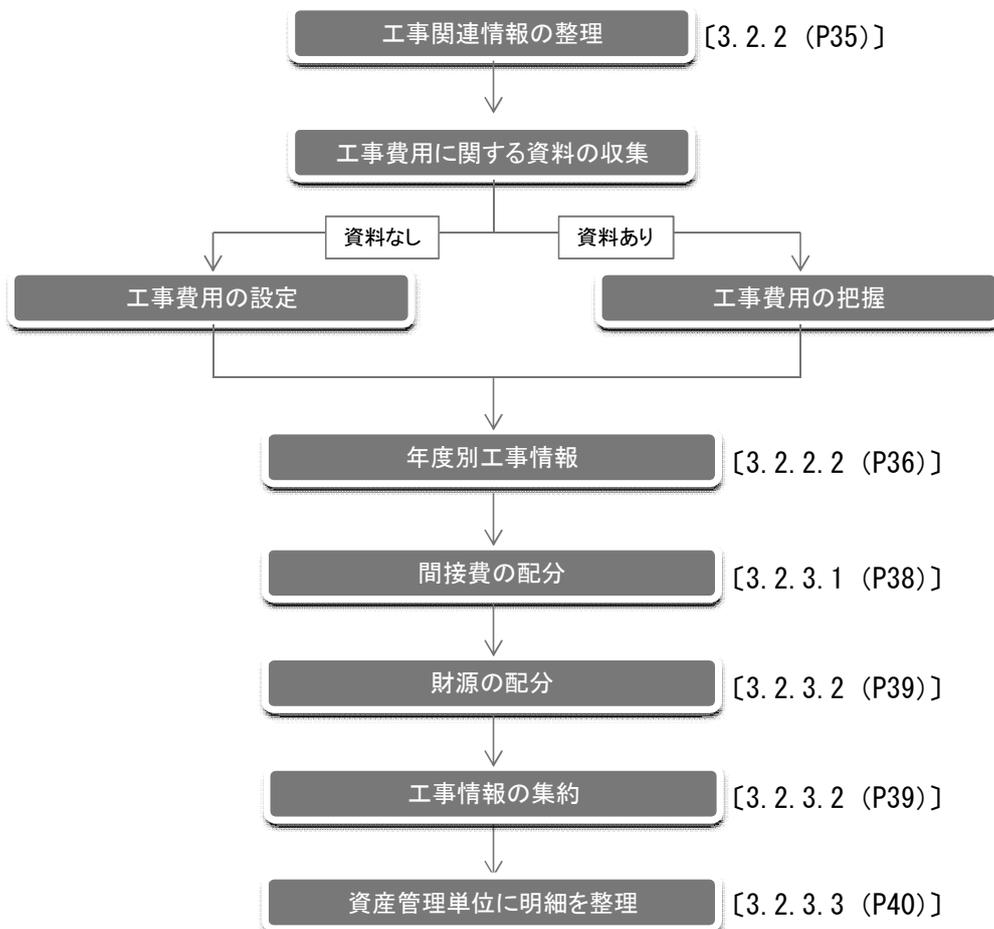
### 3. 2. 2 工事関連情報の整理

#### 3. 2. 2. 1 工事資料の収集

工事情報については、工事台帳等の工事関連資料から年度別に工事名、工期、契約額等の工事情報を整理します。さらに、固定資産台帳への資産の登録単位に応じて取得価額等を整理することにより、工事別資産明細情報を作成します。

#### 【解説】

収集した工事台帳、設計図書等の工事関連資料から、年度毎に工事番号、工事名、工期、契約額等を整理します。さらに、各工事について、整備内容、経費内訳等を整理し、各々の資産を取得するために要した価額を算定します。最終的には、固定資産台帳への資産の登録単位での分類を行いますので、基本方針で決定した内容を踏まえて、必要な情報が得られるよう資料を取り揃える必要があります。公文書の保存期限等により既に工事に関する資料を破棄している場合には、資産を取得するために要した価額を算定する仮想設計書の作成等が必要となります。その場合、施設にある機器等を把握し、参考資料—7にある設計金額を用いることにより、簡易的に算出することもできます。



工事関連情報の整理フロー図

### 3. 2. 2. 2 年度別工事情報

年度別工事情報については、工事台帳、設計図書等に基づいて、工事ごとに契約額（税抜き）、国庫補助額等の財源情報を整理します。

#### 【解説】

##### (1) 年度別工事一覧表の作成

既存の工事台帳等をもとに、必要に応じて決算書備考欄、決算説明書、設計書を確認し、年度別の工事一覧表を作成します。年度別工事一覧表では、まずは、工事台帳等から読み取れる工事名、工期、工事内容、契約額、補助金額等を入力します。

年度別工事情報整理表

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期			工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至	繰越							
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VU φ xx,L=xxm	xxx,xxx			xx,xxx	xx,xxx	
	H25-2	単費	A地区管路施設(A地区)附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx			xxx,xxx			-	-	
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xxx			xx,xxx	xx,xxx	
合計								xxx,xxx			xxx,xxx	xxx,xxx	

同じ金額

##### (2) 不明工事の調査

年度別建設改良決算整理表の工事請負費の年度額と、上記契約額の年度合計額を比較し、金額が一致しているかどうか確認します。金額に差が生じている場合には、以下のことが考えられますので、工事請負費を基準として、計上の漏れている工事（不明工事）を調査するなど各年度の工事請負費と契約額が一致するよう再度調査や調整をします。

工事契約額と工事請負費の合計の確認

年度	契約額合計	工事請負費合計	差
H元	xxx,xxx	xxx,xxx	0
H2	xxx,xxx	yyy,yyy	xxx
...	...	...	
H24	xxx,xxx	xxx,xxx	0
H25	xxx,xxx	xxx,xxx	0

年度別建設改良決算整理表より

##### 1) 契約額合計が大きい場合

契約額合計が大きい場合には、契約額が税抜きとなっているか、繰越工事により契約年度と支出年度がずれていないかなどを確認します。それでも金額が合わない場合は、工事請負費を圧縮するなどの方法もあります。

## 2) 工事請負費合計が大きい場合

工事請負費合計が大きい場合には、その年度に行った工事が全て計上されていない（不明工事がある）場合が想定されます。その場合には、設計図書、補助金申請書、完成図書、その他資料を再調査し、工事請負価格や着工・竣工日、工事概要等を可能な限り整理することが必要です。それでもなお金額が合わず差額が少額の場合は、間接費として取り扱います。

### 3. 2. 3 決算情報と工事情報の調整

#### 3. 2. 3. 1 間接費の配分

年度別建設改良決算情報には人件費や役務費等も含まれているため、それらを間接費として年度別工事情報の工事ごとに計上することが必要です。間接費の総額を間接費が発生することとなった工事の契約額で按分するなど、合理的な方法で割り振ります。

#### 【解説】

農業集落排水施設の取得価額は工事費のみではなく、それに要した人件費や測量試験費、設計費等の各種の費用を間接費として工事毎に配分する必要があります。年度別建設改良決算情報において整理した資本的支出のうち、工事請負費以外の支出について、対象年度の工事契約額で按分し、各工事へ割り振っていきます。

また、契約額と間接費を足した金額を工事価額（取得価額）として整理します。

$$(\text{工事価額 (取得価額)}) = \text{契約額 (税抜き)} + \text{間接費}$$

年度別工事情報整理表

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期		線越	工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至								
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VU φ xx.L=xxm	xxx,xx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	
	H25-2	単費	A地区管路施設(A地区)附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx		-	xxx,xx	xx,xxx	xxx,xxx	-	-	
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	
合計								xxx,xx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	

#### 間接費

人件費
職員手当等
共済費
賞金
旅費
需用費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費
負担金、補填及び交付金
補償、補填及び賠償金
公課費

### 3. 2. 3. 2 財源の配分

各工事の財源となっている受益者負担金については、間接費と同様に年度別工事情報の工事ごとに計上します。

#### 【解説】

農業集落排水施設を整備されることによって利益を受ける者から、建設費の一部を負担してもらう受益者負担金（分担金）については、間接費と同様に対象年度の工事契約額で按分し、各工事へ割り振っていきます。処理区ごとに負担金異なる場合がありますが、配分のルールは間接費と同様にします。これで各工事の財源情報が整理できます。

年度別工事情報整理表

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期		繰越	工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至								
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VUφxx,L=xxm	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
	H25-2	単費	A地区管路施設(A地区)附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx		-	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	-	-	x,xxx
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
合計								xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx

#### □ 工事の集約

ここまで整理した情報について、附帯工事等の主体となる工事が明確な場合は、その主体工事に情報を集約させて工事価額等を加算させます。

年度別工事情報整理表

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期		繰越	工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至								
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VUφxx,L=xxm	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
	H25-2	単費	A地区管路施設(A地区)附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx		-	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	-	-	x,xxx
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
合計								xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期		繰越	工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至								
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事及び附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VUφxx,L=xxm	x,xxx,xxx	xxx,xxx	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
合計								xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx

### 3. 2. 3. 3 工事別資産明細情報

年度別工事情報を整理したのち、工事別の資産明細情報も整理していきます。年度別工事情報と同様に、工事ごとに契約額（税抜き）、国庫補助額の財源情報を整理するとともに、詳細な資産についても財源情報を整理していきます。

#### 【解説】

工事別資産明細情報として、年度別工事情報を基に、工事名、工事番号、契約額、補助金額等を整理していきます。さらに、基本方針で定めた固定資産台帳への登録単位に応じた分類で施設・機器等の資産毎に取得価額等の詳細情報を整理していきます。土木建築工事は直接工事費、機械・電気工事は機器単価等を調査し、設計金額を把握します。その設計金額を配分基準額として、資産毎に取得価額、補助金額等を配分していきます。また、資産毎に取得年月日、耐用年数を整理していきます。

工事別資産明細情報

項目		内容		合計	備考
工事名		B地区排水処理施設工事			
工事番号		H25-3			
所在地					
契約額(工事費)		xx,xxx円(税抜き)			
財源	補助金	x,xxx円			
	負担金	x,xxx円			
	その他財源				
資産名		躯体	ポンプ本体		
配分基準額		x,xxx円	x,xxx円	xx,xxx円	設計金額
取得価額		x,xxx円	x,xxx円	xx,xxx円	配分基準額で按分
国庫補助金		xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
県補助金		xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
負担金		xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
耐用年数		50	15		
取得年月日		H25.x	H25.x		
勘定科目		構築物	機械・装置		

年度別工事情報整理表

予算科目	工事番号	補・単	工事名	工期		繰越	工事内容	契約額 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金
				始	至								
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設(A工区)工事及び附帯工事	H25.x.xx	H25.x.xx		VUφxx,L=xxm	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx
	H25-3	補助	B地区排水処理施設工事	H26.x.xx	H26.x.xx	○	躯体、ポンプ本体	xxx,xxx	xx,xx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx
合計								xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx

機能診断調査を行っている場合は、工事別明細情報の資産の区分を機能診断調査に合わせることで、機能診断調査で整理された直接工事費、機器単価、耐用年数の情報が活用できますので、効率よく作業を行うことができます。

### 3. 2. 4 工事以外で取得した資産の調査

土地や受贈資産など、工事以外で取得した資産についても、固定資産情報として整理する必要があります。

#### 【解説】

##### (1) 土地

決算書の公有財産購入費について、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費及び測量費の合計額を取得価額として整理します。

##### (2) 受贈資産

都道府県事業や民間の開発行為により建設され取得した受贈資産についても固定資産として取得価額を整理する必要があります。評価は当時の工事金額等をもとに行いますが、それらの資料がない場合には、当時の単価や仮想設計を行って取得価額を算定します。なお、取得価額は税抜き金額となりますので注意が必要です。

法適用後に試算の更新等を行う場合に、除却すべき資産が固定資産台帳に登録されていないことを防ぐため、固定資産台帳には受贈資産も確実に登録することが必要です。

##### (3) その他

車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等についても、負担金額を整理します。

自治体で保有する備品台帳等に記載されている情報を基にまとめていきますが、備品台帳の更新が行われていない場合など、既に耐用年数を過ぎ、処分しているものもある恐れがありますので、既に無いものについては、備品台帳から削除する必要があります。

### 3. 2. 5 減価償却計算

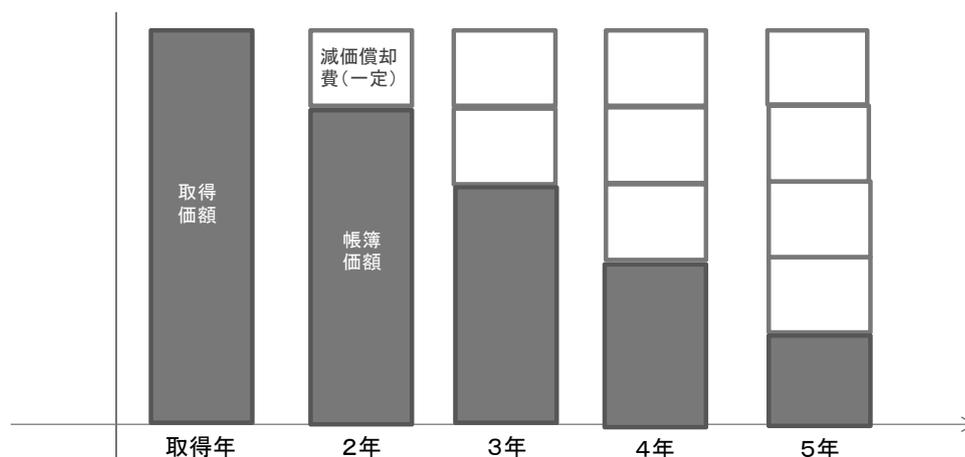
#### 3. 2. 5. 1 減価償却

事業などの業務のために用いられる建物、機械装置など、一般的に時の経過等によって価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分していきます。

#### 【解説】

事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や立木などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額が必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして、地方公営企業法施行規則等に法定耐用年数が定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続です。



減価償却の考え方

償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。

【地方公営企業法施行規則第13条】

### 3. 2. 5. 2 償却方法

償却方法には、主に定額法と定率法があり、無形固定資産は定額法、有形固定資産は定額法又は定率法を用いることができます。定額法と定率法は、減価償却の特性によって選択しますが、一般的に定額法が多く採用されています。

#### 【解説】

固定資産の減価償却の方法は、地方公営企業法施行規則に定められており、下表のとおり定額法、定率法によって行います。有形固定資産については、どちらの償却方法を適用するのか、それぞれの減価償却方法の特性と資産の実態とを勘案の上決定しますが、料金算定の基礎となる費用を算出するという観点から、多くの団体で定額法が採用されています。いずれの方法によっても、その方法を毎年継続して行わなければならない、特別の理由のない限りみだりに変更してはならないことになっています。

資産別の償却方法

固定資産	償却方法
有形固定資産	定額法、定率法※
無形固定資産	定額法

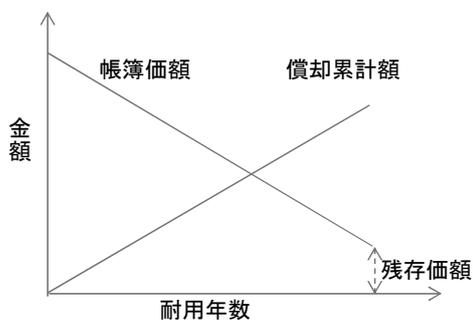
※平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物については定額法のみ

#### □ 定額法と定率法

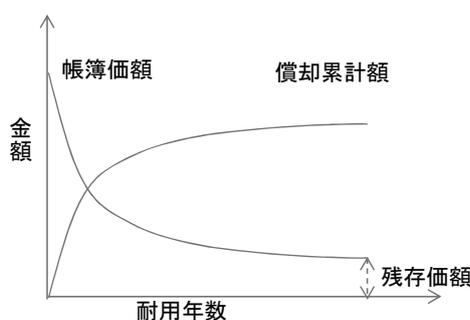
定額法は、取得価額から残存価額を控除した額に償却率を乗じて算出した額を減価償却費とする方法です。定率法は、帳簿価額（取得価額－減価償却累計額）に償却率を乗じて減価償却費を算出する方法です。

定額法と定率法の比較表

	定額法	定率法
特徴	償却費の額が原則として毎年同額となる。	償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する
計算方法	取得価額 × 定額法の償却率	未償却残高 × 定率法の償却率（以下「調整前償却額」という。）



定額法



定率法

□ 定額法の算出方法

定額法は、取得価額から残存価額を控除した額に、地方公営企業法施行規則別表第4号に定める率（償却率）（参考資料—6）を乗じて算出した額を減価償却費とするもので、この場合、減価償却費は毎年同額になります。

$$\text{償却額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}^{\ast}) \times \text{償却率}$$

※有形固定資産については、一律帳簿原価の10%、無形固定資産はゼロ

耐用年数と償却率

耐用年数	定額法の償却率
2	0.5
3	0.333
4	0.25
5	0.2
10	0.1
15	0.066
20	0.05
25	0.04
30	0.034
35	0.029
40	0.025
45	0.023
50	0.02

第十四条 償却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成十年四月一日以後に取得した建物にあつては、定額法）によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。

【地方公営企業法施行規則第14条】

### 3. 2. 5. 3 耐用年数

帳簿価額を算定するための有形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則及び通知に定められた年数を用いて、取得時期から現在までの経過年数を勘案して算出します。

#### 【解説】

有形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則及び「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）（平成 24 年 10 月 19 日総財公第 99 号）」（参考資料—2）に掲載されています。また、「下水道施設の改築について（平成 25 年 5 月 16 日国水下水事第 7 号）」（参考資料—4）、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（案）（平成 24 年 3 月）」や「農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領（案）（平成 24 年 3 月 31 日）」（参考資料—5）にも耐用年数が整理されていますのでそれらを参考にしながら、資産ごとに耐用年数を整理していきます。

有形固定資産の耐用年数

有形固定資産の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	五〇
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	六
		その他のもの	一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が二ニキロワット以下のもの)	一三
		その他のもの	一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八

地方公営企業法施行規則別表第 2 号（抜粋）

工事別資産明細情報

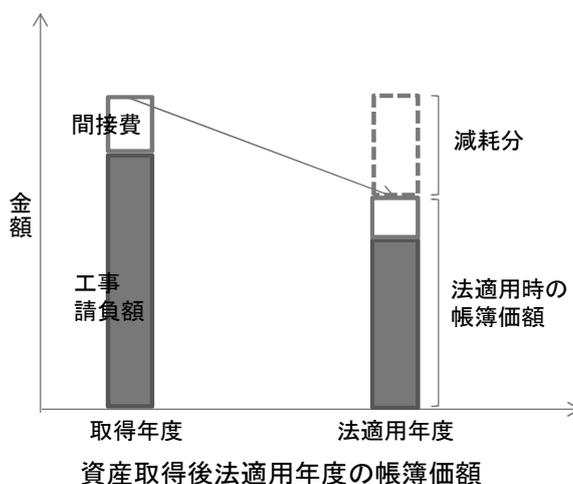
項目	内容		合計	備考
工事名	B地区排水処理施設工事			
工事番号	H25-3			
所在地				
契約額(工事費)	xx,xxx円(税抜き)			
財源	補助金	x,xxx円		
	負担金	x,xxx円		
	その他財源			
資産名	躯体	ポンプ本体		
配分基準額	x,xxx円	x,xxx円	xx,xxx円	設計金額
取得価額	x,xxx円	x,xxx円	xx,xxx円	配分基準額で按分
国庫補助金	xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
県補助金	xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
負担金	xxx円	xxx円	x,xxx円	配分基準額で按分
耐用年数	50	15		
取得年月日	H25.x	H25.x		ここに情報を入れます
勘定科目	構築物	機械・装置		

### 3. 2. 6 法適用時における資産の価額等の把握

これまで整理した工事情報、耐用年数表を用いて、法適用日の固定資産台帳に附される当該資産の価額（帳簿価額）を算出します。

#### 【解説】

減価償却資産の耐用年数到来時に予想される売却価格または利用価格のことを「残存価額」といい、取得価額からこの残存価額を控除した額が、耐用年数の各期間にわたって費用配分されるべき減価償却総額となります。公営企業会計の場合、有形固定資産については、一律、取得価額の10%を控除した金額、無形固定資産は年度開始の時ににおける取得価額に、それぞれ耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とします。



$$\text{法適用時の帳簿価額} = \text{取得価額} - (\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数})$$

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。

ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

【地方公営企業法施行規則第15条】

(1) 耐用年数を経過した資産について

減価償却の限度額は、原則として、有形固定資産は取得価額の100分の95、無形固定資産は100分の100となっていますが、帳簿価額が取得価額の100分の5に達した鉄筋コンクリート造の建物及び構築物等で、事業に用いられている場合には、有形固定資産について、取得価額の100分の5に達した事業年度の翌事業年度以降、有形固定資産が使用不能となるものと認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができます。

第十五条

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

【地方公営企業法施行規則第15条】

(2) 既に取り替えられた資産について（資産の除却）

固定資産の調査を行う中で、機械・装置等耐用年数の短い資産については、新しい資産に買い換えられていたりすることがあります。そのように新しい有形固定資産を取得した場合は、古い資産について、帳簿上から除外する（＝除却）必要があります。特に、設計図書等の資料がなく、資産の耐用年数から考えると、更新されているようなものについては、取り替えられている可能性がありますので、施設台帳や備品台帳等を確認して、取得時期を特定する必要があります。



予定開始貸借対照表、損益計算書の例

工事別資産明細情報から得られた固定資産の取得価額等を集計して、予定開始貸借対照表等の資産に係わる金額が算出されます。

平成〇〇年度〇〇町農業集落排水事業予定開始貸借対照表		平成〇△年3月31日	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	xx,xxx,xxx	3 固定負債	x,xxx,xxx
(1)有形固定資産		(1)企業債	xxx,xxx
イ 土 地	xxx,xxx	(2)引当金	xxx,xxx
ロ 建 物	xxx,xxx	4 流動負債	x,xxx,xxx
ハ 構 築 物	xxx,xxx	(1)未払金	xxx,xxx
ニ 機 械 及 び 装 置	xxx,xxx	(2)未払費用	xxx,xxx
ホ 車 両 運 搬 具	xxx,xxx	(3)その他流動負債	xxx,xxx
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	xxx,xxx	5 繰延収益	x,xxx,xxx
ト 建 設 仮 勘 定	xxx,xxx	(1)長期前受金	xxx,xxx
減 価 償 却 累 計 額	xxx,xxx	(2)収益化累計額	xxx,xxx
有形固定資産合計	x,xxx,xxx	負債合計	x,xxx,xxx
(2)無形固定資産	xxx,xxx		
(3)投資その他の資産	xxx,xxx	資本の部	
2 流動資産	x,xxx,xxx	6 資本金	xxx,xxx
(1)現金預金	xxx,xxx	7 剰余金	x,xxx,xxx
(2)未収金	xxx,xxx	(1)資本剰余金	xxx,xxx
(3)前払金	xxx,xxx	(2)利益剰余金	xxx,xxx
資産合計	xx,xxx,xxx	資本合計	x,xxx,xxx
		負債資本合計	xx,xxx,xxx

平成〇〇年度〇〇町農業集落排水事業損益計算書  
 (平成〇〇年4月1日から平成〇△年3月31日まで)

1 営業収益

(1) 農業集落排水施設使用料	xxx,xxx	
(2) 受託工事収益	xxx,xxx	
(3) その他営業収益	<u>xxx,xxx</u>	
	x,xxx,xxx	差引額

2 営業費用

(1) 管渠費	xxx,xxx	
(2) 処理場費	xxx,xxx	
(3) ポンプ場費	xxx,xxx	
(4) 受託工事費	xxx,xxx	
(5) 業務費	xxx,xxx	
(6) 総係費	xxx,xxx	
(7) 減価償却費	<u>xxx,xxx</u>	
	x,xxx,xxx	

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	xxx,xxx	
(2) 長期前受金戻入	<u>xxx,xxx</u>	
(3) 雑収益	xxx,xxx	
	x,xxx,xxx	差引額

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	xxx,xxx	
(2) 雑支出	<u>xxx,xxx</u>	
	x,xxx,xxx	

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	xxx,xxx	
(2) その他特別利益	<u>xxx,xxx</u>	
	x,xxx,xxx	差引額

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	xxx,xxx	
(2) その他特別損失	<u>xxx,xxx</u>	
	x,xxx,xxx	

### 3. 3 簡易的な登録方法

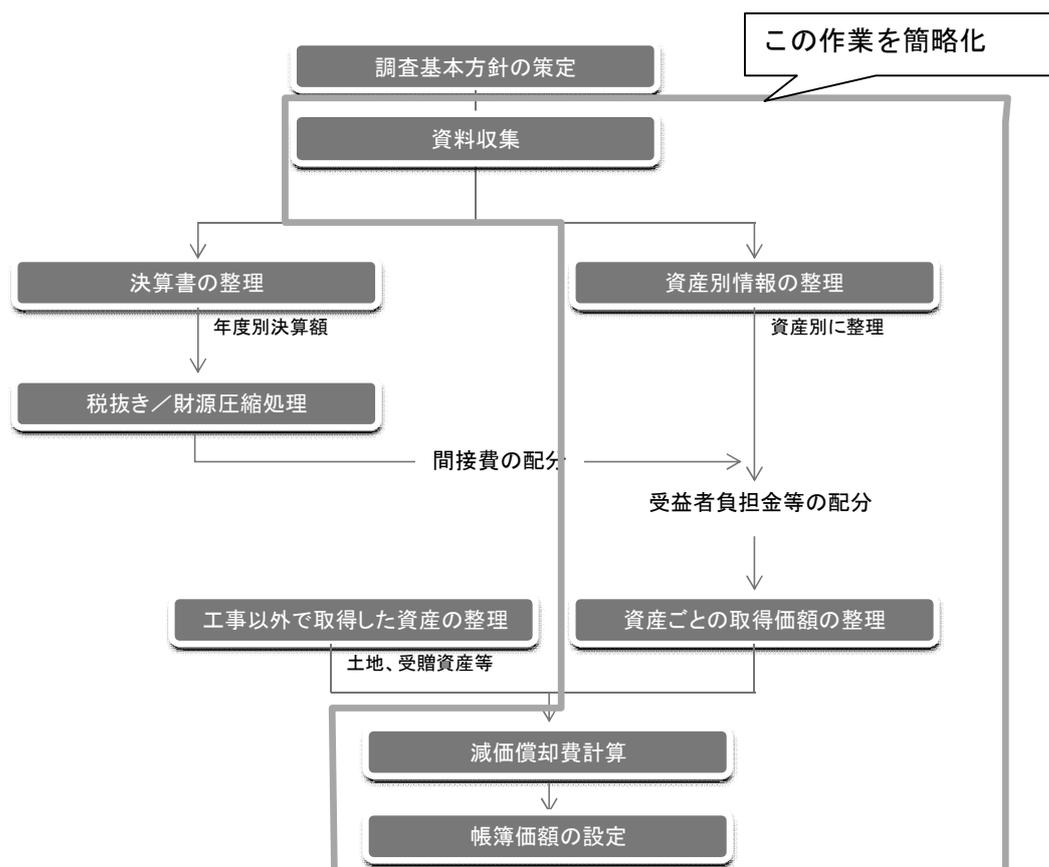
#### 3. 3. 1 簡易的な登録方法の調査項目

固定資産台帳への簡易的な登録方法を採用した場合には、年度別工事情報の整理、工事別資産明細情報を簡略化し、当該年度に取得した資産単位での固定資産台帳への登録をすることができます。

#### 【解説】

固定資産台帳への簡易的な登録方法を採用した場合、標準的な登録方法での作業と比較して、年度別の工事情報の整理、工事別の資産明細情報の整理に代わり、年度別に大きくくりした資産毎に取得価額を整理していきます。そのため、工事関係資料については、詳細な設計書が無くても、各年度に整備した施設が分かれば、ある程度の情報で整理することが可能になります。

標準的な登録方法では、年度別工事情報及び工事別資産明細情報を整理するために、工事毎の請負額、工事内容、工事で取得した資産の詳細等の情報を収集していましたが、簡易的な登録方法では、当該年度に取得した資産と工事費請負額の合計が分かれば、帳簿価額を推定することができます。



固定資産の調査・評価のフロー図

具体的には、勘定科目の「目」レベルでの整理とし、工事により建設した施設を、主に排水施設、処理施設、ポンプ設備等に分類します。

簡易的な登録方法による分類

款	項	目	備考
有形固定資産	土地	事務所用地 施設用地 その他用地	事務所のために用いる土地 処理場、管渠のために用いる土地 その他の土地
	建物	事務所建物 施設用建物 その他建物	事務所庁舎等の建物 水処理施設の建物(上屋) その他の建物
	構築物	排水施設 処理施設 その他構築物	管渠、マンホール等 水処理施設(土木施設) その他の構築物
	機械及び装置	ポンプ設備 電気設備 その他機械装置	原水ポンプ、流量調整ポンプ等 制御盤、流量計等 その他の機械装置
	車両及び運搬具		自動車
	工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない工具及び備品
	リース資産		有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係る ファイナンス・リース取引におけるリース資産
	建設仮勘定		有形固定資産の建設、改良工事により 取得した未稼働資産又は未完成の資産
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産

### 3. 3. 2 資産ごとの取得価額の整理

年度ごとに取得した資産について、工事単位ではなく排水施設、処理施設、ポンプ設備等に資産単位で分類し、年度別決算情報の工事費請負額の合計から、配分基準により各施設の取得金額を算出します。また、同様の方法により、間接費等の費用も配分します。

#### 【解説】

年度別の資産取得価額の整理については、標準的な手法による年度別工事一覧表、工事別資産明細情報を簡略化した形で、工事単位ではなく、資産の種類で整理していきます。

資産取得価額の整理のための労力を小さくするため、まず、各施設の契約額の合計については、年度別決算情報から得られた工事費請負額の合計から、完成した施設の設計金額の比率等を配分基準として、施設の契約額に割り振ります。配分基準について見当がつかない場合は、巻末にある処理施設の単価等を参考に施設ごとのおおよその設計金額を算出し、その設計金額をもって配分基準とすることもできます。

年度別資産情報整理表

予算科目	管理番号	補・単	施設名	整備内容	契約額合計 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金	耐用年数
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設	VUφxx,L=xxm	x,xxx,xxx						
	H25-2	補助	B地区水処理施設(構築物)	排水施設	xxx,xxx						
	H25-3	補助	B地区水処理施設(機械及び装置)	ポンプ設備	xxx,xxx						
			合計		x,xxx,xxx						

年度に取得した資産単位で分類  
(工事単位ではない)

合計額を配分基準に  
より各施設へ配分

配分基準が決まれば、後は同様の方法で、間接費、補助金、負担金の合計額を配分基準により、各施設へ割り振ります。これにより、年度別の資産取得価額が整理できます。

年度別資産情報整理表

予算科目	管理番号	補・単	施設名	整備内容	契約額合計 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金	耐用年数
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設	VUφxx,L=xxm	x,xxx,xxx	xxx,xxx	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xx,xx	
	H25-2	補助	B地区水処理施設(構築物)	排水施設	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xx	
	H25-3	補助	B地区水処理施設(機械及び装置)	ポンプ設備	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xx	
			合計		x,xxx,xxx	xxx,xxx	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xx	

年度別情報が簡単に完成

### 3. 3. 3 減価償却計算

減価償却計算に用いる耐用年数については、構築物、機械及び装置又は浄化槽を一体として償却する場合の耐用年数を用いて減価償却計算を行います。

#### 【解説】

減価償却計算のためには、耐用年数の設定が必要ですが、簡易的な登録方法の場合は、固定資産情報を大きくくりしているため、様々な資産を総合した耐用年数を設定することが必要となります。そこで、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」の取扱いについて（平成16年2月2日総財経第14号）（参考資料—3）において、構築物、機械及び装置又は浄化槽を一体として償却する「総合償却」による耐用年数が示されていますので、それを用いて年度別資産情報整理表に耐用年数をまとめます。

これにより、基本情報が整理されましたので、公営企業会計システムを用いることにより、固定資産台帳等が作成されます。

なお、減価償却の計算方法は、標準的な登録方法による手法と同様に、この耐用年数を用いて、耐用年数に応じた償却率を採用し、取得価額の10%を控除した金額に償却率を乗じたものを差し引いて計算します。（償却率は参考資料—6）

総合償却時の耐用年数

構築物、機械及び装置又は浄化槽	耐用年数(年)
下水道用構築物のうち、下水管渠、人孔、枡、処理設備	五〇
下水道用構築物のうち、止水扉、防潮扉、処理設備附属管弁、送泥管、濾床、消化槽、ガス槽	三三
下水道用機械及び装置のうち、ポンプ設備、滅菌設備、計量器、荷役設備、処理機械設備	二〇
浄化槽	二八

年度別資産情報整理表

予算科目	管理番号	補・単	施設名	整備内容	契約額合計 (税抜き)	間接費	工事価額 (取得価額)	国庫補助金	県補助金	負担金	耐用年数
工事請負費	H25-1	補助	A地区管路施設	VUφxxL=xxm	x,xxx,xxx	xxx,xxx	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx
	H25-2	補助	B地区水処理施設(構築物)	排水施設	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx	xx
	H25-3	補助	B地区水処理施設(機械及び装置)	ポンプ設備	xxx,xxx	xx,xxx	xxx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	x,xxx	xx
			合計		x,xxx,xxx	xxx,xxx	x,xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	xxx,xxx	

## 4 法適用後の固定資産情報の整理

### 4. 1 資産の登録単位

法適化作業時には、固定資産情報の整理についての移行措置が認められていましたが、法適用後に取得した資産については、詳細な単位による固定資産情報の整理が求められます。

#### 【解説】

法適用後に取得した資産については、固定資産の種別及び取得年度に応じた単位に加え、各事業において自らの実情、老朽化等を把握するために必要な単位にて整理します。「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（総務省）」には以下のように規定されています。

#### (1) 固定資産の種別及び取得年度に応じた単位

固定資産は、資産種別ごと及び取得年度ごとに台帳に登録します。資産種別とは、則別表第2号及び第3号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」（平成24年10月19日付け総財公第99号）別紙2の「細目」に対応した、耐用年数をもとにした分類です。耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録した場合には、減価償却の額を適切に算定できないため、貸借対照表や損益計算書を作成することが困難となります。したがって、これらを区分して登録することが固定資産台帳整備の必要不可欠な条件となります。これは、固定資産の耐用年数及び取得年度に応じて分類すれば、貸借対照表や損益計算書を適切に作成することが可能となるということでもあります。このため、固定資産の種別が異なっても、耐用年数、取得年度が同じである固定資産は、一体的に固定資産台帳に登録しても、財務諸表の作成には支障はありません。ただし、資産の現状把握を合理的に行うということについても留意する必要があることから、耐用年数、取得年度が同じであることに加えて、管理を一体的に行っている固定資産については、固定資産台帳への登録も一体的に取り扱うことが妥当と考えられます。

#### (2) 各事業において自らの実情、老朽化等を把握するために必要な単位

上記①の分類に加えて、各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と考えられる、より合理的な分類区分（例：工事、取替、設計、管理、区域、管轄等）を設定し、当該区分で分類します。上記①の分類を前提として、固定資産の現状を適切に把握することが可能となる登録単位を設定することが必要ではありますが、公営企業における固定資産の整備・管理等の実態は多様です。従って、将来の更新投資の必要性・規模等の基礎情報を把握することが可能な水準の登録単位について、全国一律で合理的な分類区分を設定することは困難です。このため、各事業において自らの整備・管理の実情等を踏まえて、固定資産台帳を活用する用途や固定資産台帳のメンテナンス等も考慮しつつ、合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類することが妥当となります。例えば、固定資産台帳を、固定資産の維持・管理業務等の委託を行うための基礎資料として活用するのであれば、工事単位や取替単位、登録単位での整備・更新を行うことが適切となるでしょう。あわせて、分類区分を設定するに当たっては、固定資産台帳を整備・更新する（固定資産情報を固定資産台帳に入力する）手順にも留意した区分とすることが合理的と考えられます。

#### 4. 2 固定資産台帳の管理

固定資産台帳については、資産取得時に日々整理することが望ましく、それらを積み上げることにより、精度の高いきめ細かな台帳となります。

##### 【解説】

法適用後は、毎年度財務諸表を整理し、会計監査を受けることとなります。そのためには、日々の資産の取得・異動情報の整理、データの登録が必要となります。法適化作業において構築した公営企業会計システムの固定資産台帳作成機能等を用いて、資産を取得した現場と仕様書等をチェックしながら、購入、処分等を確実に台帳に反映させます。そして、期末時には、必ず台帳と現物を照合し、台帳と現物に相違がないことを確認することが重要です。

また、事業年度終了後2カ月以内に決算を調製しなければなりません。その決算処理と合わせて、建設改良に関わった人件費等の費用を整理し、各工事に配分する作業が必要となります。

## 参 考 資 料

- 参考資料－１ 公営企業会計の適用の推進について等
- 参考資料－２ 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）
- 参考資料－３ 「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」の取扱いについて
- 参考資料－４ 下水道施設の改築について
- 参考資料－５ 農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領（案）
- 参考資料－６ 地方公営企業法施行規則（固定資産の償却率）
- 参考資料－７ J A R U S型処理施設の設計金額試算例、管路、中継ポンプの概算工事費
- 参考資料－８ 固定資産情報整理業務等仕様書（例）
- 参考資料－９ 法適用自治体の法適化作業スケジュール、勘定科目、固定資産台帳事例

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長

殿

総務大臣 高市 早苗

### 公営企業会計の適用の推進について

公営企業は、独立採算の原則に基づき経済性を発揮しながら、その本来の目的である公共の福祉を増進するために運営されており、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を果たしています。

現在、我が国においては、人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となっていますが、公営企業においても、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあるところです。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

これらについて、よりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記されており、また、民間能力の活用等の観点からも「地方公共団体における PPP/PII の推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者による PPP/PII 事業への参入を促進する。」旨が指摘されているところです。

各地方公共団体におかれては、これらの趣旨を踏まえ、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるように、特段の御配慮をお願いします。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定したところであり、併せて、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、アドバイザー派遣や関係機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれては、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いいたします。

あわせて、各地方公共団体におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において公営企業の徹底した効率化・経営健全化を図ることや民間の資金・ノウハウを活用すること等が必要とされていることも踏まえ、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが可能となるよう、これまで以上に中長期的な視点に立った効率化・経営健全化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総財公第 19 号  
平成 27 年 1 月 27 日

各都道府県知事  
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

### 公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 18 号総務大臣通知）により、各地方公共団体が地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は一部を適用し、公営企業会計を適用することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1. 適用の推進について

##### (1) 取組期間

平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成 32 年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。

このため、準備に未着手の地方公共団体にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行手続きを進めることが必要である。

## (2) 対象事業

- ① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。
  - ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。）については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。
  - ・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。
- ② その他の公営企業会計を適用していない公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

## 2. 支援措置について

### (1) マニュアルの策定

今般、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて、公営企業会計適用等についての手順や留意点等を「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」として取りまとめたところであり、移行に当たっては、同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳をはじめとする財務諸表について、より一層の充実、精度向上等に取り組むことが望ましい。

また、移行事務の円滑な着手と進捗に資するよう、着手すべき事務の内容と移行事務の全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を作成したところであり、併せて参考とされたい。

### (2) 地方財政措置

公営企業会計の適用に要する経費については、平成27年度から平成31年度までの間、公営企業債の対象とする措置を講じるとともに、下水道事業及び簡易水道事業については、元利償還金に対する普通交付税措置を講じることとしている。

### (3) 先行事例の紹介等

公営企業会計適用についての先行事例を整理し、紹介するとともに、質疑応答集等を公表しているところであり、移行事務の参考とされたい。（総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/nai\\_n\\_sosiki/c-zai-sei/kouei\\_kai-kei.html](http://www.soumu.go.jp/nai_n_sosiki/c-zai-sei/kouei_kai-kei.html)）参照）

#### (4) アドバイザー派遣、研修の実施

公営企業の経営効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理等について助言を行うため「地方公営企業経営アドバイザー派遣事業」を実施しているところであり、平成 27 年度以降、公営企業会計の適用支援に重点を置いて充実することとしている。

また、関係機関において公営企業会計の適用に関する研修を行う予定であり、これらについても活用を検討されたい。

### 3. 関係規定の見直し等について

#### (1) 基本通知の見直し

今般、公営企業会計の適用を推進するに当たり、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）を改正しているので留意されたい（『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて』の一部改正について）（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 20 号総務事務次官通知）。

#### (2) 会計規程（例）の見直し

「地方公営企業の会計規程（例）」（平成 24 年 10 月 19 日付総財公第 98 号総務省自治財政局公営企業課長通知）中、別表第 19 号（固定資産台帳）について、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて見直しており（『地方公営企業の会計規程（例）について』の一部改正について）（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 21 号総務省自治財政局公営企業課長通知）、公営企業会計を適用する場合には、本様式例を参考として固定資産台帳を整備することが適当である。

### 4. 継続的な情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、地方公共団体に対し継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言等を行うこととしている。併せて、毎年度、公営企業会計適用の進捗状況等の調査を行い、その結果を公表する予定である。

### 5. 経営改革の推進等について

現在、公営企業の経営環境が厳しさを増しつつあることから、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むことが必要である（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

（平成 26 年 8 月 29 日付総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）参照）。

## 6. 都道府県の取組について

都道府県においては、市区町村の適用状況について適切に把握するとともに、市区町村が円滑に移行を進めることができるように、連絡会議の設置や研修の実施、事務や発注等の共同化の推進、先進事例の紹介、知見を有する人材のあわせんをはじめとする実効性のある支援や積極的な情報提供、助言等の関与を行うことが適当である。

## 7. その他

### (1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図る観点から、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討することが望ましい。

### (2) 地方公会計との関係

地方公会計の整備促進については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付総財務第 14 号総務大臣通知）において、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請しているところである。

このため、公営企業会計を適用していない公営企業であっても、遅くとも平成 29 年度から統一的な基準による財務書類等を作成する必要があることに留意されたい。

なお、集中取組期間内に公営企業会計に移行する公営企業にあつては、統一的な基準による財務書類等の作成を要しないものである。

### (3) 資本費平準化債の検討

資本費平準化債の取扱いについて、減価償却費の正確な把握が困難である地方公営企業法非適用事業における発行可能額の適切な算定方法等を検討することとしている。

### (4) 地方公営企業法改正による財務規定等の適用範囲の拡大の検討について

集中取組期間内における進捗状況等を踏まえ、地方公営企業法の改正による財務規定等の適用範囲の拡大について、今後、検討を行う予定である。

## 公営企業会計の適用に要する経費に係る財政措置について

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要である。
- 公営企業会計の適用が企業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、これに要する経費について公営企業債の対象とする。

### 1. 発行対象事業

地方公営企業法非適用企業

### 2. 発行対象経費

公営企業会計の適用に直接必要な経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）

### 3. 発行対象期間

平成27年度～平成31年度（公営企業会計の適用拡大に係る集中取組期間）

### 4. 充当率等

- 地方債の充当率 100%
- 民間等資金
- 償還年限 10年以内

### 5. 地方債計画計上額

60億円（公営企業各事業債の内数）

### 6. 地方債の元利償還に係る財政措置

下水道事業及び簡易下水道事業に対する公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。

例 下水道事業（処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道）：49%  
簡易下水道事業：50%

※ なお、従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にあつては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

各都道府県企業管理者  
各都道府県総務部長  
各指定都市企業管理者  
各企業団企業長（都道府県・指定都市が加入するもの）

} 殿

総務省自治財政局公営企業課長  
(公 印 省 略)

地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の  
勘定科目等について（通知）

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）が公布され、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の一部が改正されるとともに、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）が公布され、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）の一部が改正されました。併せて、規則第54条の規定に基づき、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号）が告示されました。これらの改正等に伴い、簡易水道事業、港湾整備事業（埋立）、港湾整備事業（施設）、市場事業、と畜事業、観光施設事業（休養宿泊施設）、宅地造成事業及び公共下水道事業（「簡易水道事業等」という。）の勘定科目を別紙1のとおりとりまとめましたので、これを参考として、各地方公営企業において適切に勘定科目を区分するようお願いします。

また、簡易水道事業等の有形固定資産の耐用年数については、規則別表第二号に定めるところであります。当該別表に掲げられていない有形固定資産の耐用年数について、別紙2のとおり整理しましたので、併せて参考としてください。

この通知に伴い、地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について（昭和38年12月12日付自治丙企発第5号自治省財政局長通知）は廃止します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村並びに企業団及び関係一部事務組合（都道府県及び指定都市が加入するものを除く。）等に対しても周知し、適切な助言等を行われるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。





基	金
長期前私消費税	
その他の投資	
減価償却累計額	

(注) 流動資産、資本及び負債の勘定科目は、建機整備事業（理立）の勘定科目によるものであること。

額	備	備	備	備	備
機械及び装置	電気設備	燃設	ン設	菌設	その他機械装置
機械及び装置減価償却累計額					
車両及び運搬具					
車両及び運搬具減価償却累計額					
工具、器具及び備品					
工具、器具及び備品減価償却累計額					
リース資産					
リース資産減価償却累計額					
建設仮勘定					
その他有形固定資産					
その他有形固定資産減価償却累計額					
無形固定資産					
債権	地上権	特許権	施設権	リース資産	その他有形固定資産
投資有価証券					
貸出長期貸付金					
貸倒引当金					
	一般貸付金				他会計貸付金

別紙2

種類	建物	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
	金(骨格材のものに限る。)	四ミリメートルを超えるもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	三三 三五
	木(骨モルタル造を除く。)	木骨モルタル造	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	三三 三五
	木(骨モルタル造を除く。)	木骨モルタル造	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	三三 三五
	金(骨格材のものに限る。)	三ミリメートルを超えるもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	四〇 四五
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	四〇 四五

附属設備	アーケード又は日よけ設備	主として金属性のもの	その他のもの	一五 八五
	木(骨モルタル造を除く。)	木骨モルタル造	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	三三 三五
	金(骨格材のものに限る。)	三ミリメートルを超えるもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	四〇 四五
	金(骨格材のものに限る。)	四ミリメートルを超えるもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸借用のもの 魚市場用又はと畜場の公衆浴場用のもの	三三 三五

機械及び装置	車運搬具及び運搬機	建築物
パワードリル、チェーンソー、チェーンソー	特殊の作業用機械(こまなない)	庭園管
砂利採取又は石砕石設備	特殊の作業用機械(こまなない)	下水道のもの
冷凍、製氷又は冷蔵設備	特殊の作業用機械(こまなない)	下処理水管、臭気処理設備、防臭扉、送泥管、排水管、ガス槽
その他	特殊の作業用機械(こまなない)	その他

下水用のもの	ボンプ設備、減圧設備、計量器設備、処理機械設備	二〇 二七 五〇
遊園(原動機付のものに限る。)		九
公衆浴場設備	ほか及び温水器	八三
ホテル又は旅館	引湯管	九五
荷役又は倉庫用設備	移動式荷役設備	二〇 二七
測量用設備	カメラ	七五
その他建設工業設備	非砂管又は可搬式コンベヤ	七六
その他の作業用機械設備	アスファルトプラント又は非砂管又は可搬式コンベヤ	三



総 財 経 第 1 4 号

平成 1 6 年 2 月 2 日

改正 平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日 総財準第 7 8 号

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（財政課、市町村担当課扱い）  
各 指 定 都 市 財 政 担 当 局 長 } 殿

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等  
について」の取扱いについて

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の規定の全部又は一部を適用する下水道事業に係る会計処理において、減価償却費の計算が複雑なものとなっている点にかんがみ、費用配分という減価償却費本来の目的に反しない限りにおいて総合償却（同様の耐用年数の設備等を取りまとめて多数の固定資産単位ごとに平均償却率に基づき、総括的に償却計算を行うことをいう。以下同じ。）を行うことは、会計処理の簡素化に資する効果が大きいものと考えられるところです。

これを踏まえ、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」（平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日付総財公第 9 9 号公営企業課長通知（以下「勘定科目等通知」という。））（別紙参照）で示した耐用年数について、下水道事業に係る会計処理において総合償却を導入する場合には、下記にすることができることとしましたので、御承知願います。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、その趣旨の周知徹底を図られるよう特段の御配慮を願います。

記

勘定科目等通知別紙 2 の表のほか、次の表の左欄に掲げる構築物、機械及び装置又は浄化槽を一体として償却する場合には、それぞれ右欄に掲げる耐用年数とすること。

構築物、機械及び装置又は浄化槽	耐用年数（年）
下水道用構築物のうち、下水管渠、人孔、柵、処理設備	五〇
下水道用構築物のうち、阻水扉、防潮扉、処理設備附属管弁、送泥管、濾床、消化槽、ガス槽	三三
下水道用機械及び装置のうち、ポンプ設備、滅菌設備、計量器、荷役設備、処理機械設備	二〇
浄化槽	二八

国水事第7号  
平成25年5月16日

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長  
日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課長

### 下水道施設の改築について

標記について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。  
なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知徹底方願いする。

#### 記

- 1 改築に際して交付対象となる施設は、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、別表に定める「小分類」施設以上の規模に係る改築であり、かつ、当該施設が同表に定める年数を経過していることとする。
- 2 ただし、次に掲げる場合については上記によらず交付対象とする。
  - (1) 「小分類」施設未満の規模に係る改築であり、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、下水道長寿命化支援制度に基づく「下水道長寿命化計画」に位置づけられた長寿命化対策※
  - (2) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等
- 3 上記1、2の交付対象となる施設は、下水道長寿命化計画に位置づけられたものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものは、あらためて下水道長寿命化計画を策定する必要はない。

※「長寿命化対策」とは以下のとおりとする。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第

14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から考えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて別表に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。

- ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

#### 附則

平成15年6月19日付け国都下事第77号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」は廃止する。

〔別表〕

(平成3年4月23日事務連絡別表, 平成15年6月19日改正)

1. 土木建築・付帯設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)	大分類	中分類	小分類	年数(注)				
管 理 棟 (処理場内の建物及び場外のポンプ場等は, すべて管理棟に準ずる。)	軀 体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	水処理施設	共通施設	付帯設備	グレーチング	18			
		金属造	35(25)			簡易覆蓋					
	仕 上	内装	床	15(10)	汚泥処理施設	共通施設	付帯設備	内部防食	10		
			壁								
			天井								
			外装(壁)								
			屋根仕上げ								
	防 水	屋根防水	水槽防水	10	場内整備	場内道路	舗装	アスファルト	10		
			サッシ	18				鉄筋コンクリート	15		
	ドア	コンクリート製品	15								
	建 具	シャッター	オーバースライド				18	場内施設	路盤	緑石	15
			パーテーション	門扉						鉄筋コンクリート	30
			金 属 物							笠木	石
				手摺							金 属
	EXP, 金物	倉庫材料置場	鉄筋コンクリート	50							
	梯子		金 属	35							
	タラップ	場内施設	擁壁, 堤防	50							
	ルーフトレン		排水施設	25							
	階段	鉄蓋(車道部)	15	種門施設			軀 体	鉄筋コンクリート	50		
	鉄蓋(その他)	30	管路施設					管 ぎ ょ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50	
除砂施設	軀 体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50			陶		遠心力鉄筋コンクリート		
									仕 様		金属造
					FRPM	鋳鉄					
ダグタイル鋳鉄											
ポンプ場施設	軀 体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50		鋼	コンクリート				
					仕 様		金属造		35(25)		レジンコンクリート
											共通施設
手摺											
グレーチング											
雨水調整池・滞水池	軀 体	鉄筋コンクリート		50	樹	コンクリート	50				
						簡易覆蓋					
汚水調整池	軀 体	鉄筋コンクリート		50	取付管	硬質塩化ビニル	50				
						陶					
水処理施設	沈殿施設	軀 体		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	マンホール	本体(コンクリート製)		50		
			仕 様				金属造	35(25)		本体(硬質塩化ビニル製)	
	反応タンク施設	軀 体		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	本体(レジンコンクリート製)			鉄蓋(車道部)	15	
			仕 様				金属造	35(25)			鉄蓋(その他)
	消毒施設	軀 体		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	共通			内部防食	10	
			仕 様				金属造	35(25)	給排水・衛生・ガス設備		揚水ポンプ
	場内管きよ設備	軀 体		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	電気温水器					
			仕 様			金属造	35(25)	給湯ボイラ			
	共通施設	付帯設備		内部防食	10			衛生器具			
			手摺	ガス設備							
給排水・衛生・ガス設備	付帯設備	内部防食	10	給湯器	ガス給湯器	40[15]					
					手摺		18	床排水ポンプ			
給排水・衛生・ガス設備	付帯設備	内部防食	10	給水管・水栓・排水管・ガス管	給水管・水栓・排水管・ガス管	40[15]					
					手摺		18	受水槽・高架水槽			
給排水・衛生・ガス設備	付帯設備	内部防食	10	受水槽・高架水槽	受水槽・高架水槽	40[15]					
					手摺		18	温水ボイラ			
給排水・衛生・ガス設備	付帯設備	内部防食	10	温水ボイラ	温水ボイラ	15					
					手摺		18	温風暖房器			
給排水・衛生・ガス設備	付帯設備	内部防食	10	ダクト	ダクト	15					
					手摺		18	チラーユニット			

大分類	中分類	小分類	年数(注)
管理棟  〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	空調・換気設備	冷凍機	15
		ファンコイル	
		熱交換器	
		オイルポンプ	
		燃料タンク	
		膨張タンク	
		エアコン(含パッケージエアコン)	
		冷却・循環ポンプ	
		クーリングタワー	
		ファン	
	エアカーテン		
	電気設備	電灯分電盤	15
		照明器具	
		アンプ	
		スピーカ	
交換機			

大分類	中分類	小分類	年数(注)	
管理棟  〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	電気設備	電話器類	15	
		避雷針	(10)	
		接地端子類	15	
		動力制御盤		
		配線・配管類・配管器具		
	消火災害防止設備	受信機	8	
		感知器		
		スプリンクラ		
		防犯受信機		
		進入検知機		
		特殊消火装置		
		防火扉		18
		配線・配管類・配管器具		15
	昇降機	エレベータ	17	
		可動間仕切り	15	
	アコーデオンカーテン			
	スライディングドア			

注) [ ] 内は金属製及び合成樹脂製  
( ) の数値は、処理施設上屋の場合

## 2. 機械設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15
		自動除塵機	
		破碎機	
		ベルトコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		スクリュウコンベヤ	
		スキップホイス	
		貯留装置	
		スクリーンかす洗浄機	
		スクリーンかす脱水機	
	汚水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	15
		沈砂洗浄機	
		スクリュウコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイス	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
	雨水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	20
		沈砂洗浄機	
		スクリュウコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイス	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体(※グライ ンダーポンプを含む)	15
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	

大分類	中分類	小分類	年数(注)		
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	逆止弁	15		
		真空ポンプ			
		貯留タンク			
		真空弁			
		水中攪拌機		10	
		雨水ポンプ設備		ポンプ本体	20
				電動機	
				減速機	
				抵抗器・制御器	
				吐出弁	
	逆止弁				
	ディーゼル機関				
	ガスタービン				
	空気圧縮機				
	燃料ポンプ				
	燃料タンク				
	真空ポンプ				
	消音器				
	冷却器				
	排水ポンプ車(車両本体)	7			
	排水ポンプ車(車載設備)	10			
	雨水滞水池・調整池	雨水滞水池・調整池設備	ポンプ本体	20	
			電動機		
			吐出弁		
	汚水調整池	汚水調整池設備	逆止弁	15	
			汚泥かき寄せ機		
			ポンプ本体		
			電動機		
	水処理設備	最初沈殿池設備	吐出弁	15	
			逆止弁		
汚泥かき寄せ機					
スカム除去装置					
スカム分離機					
反応タンク設備		スカム移送ポンプ	20		
		汚泥ポンプ			
		送風機本体			
		電動機			
		抵抗器・制御器等			
		吐出弁	15		
		逆止弁			

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
水処理設備	反応タンク設備	潤滑油装置	15	
		冷却水ポンプ		
		冷却塔		
		乾式フィルタ		
		湿式フィルタ		
		機械式エアレーション装置		
		水中攪拌機		
		膜ユニット		
		回転円板		
		散水機		
		汚泥ポンプ		
		上澄水排出装置		
		酸素発生装置		
	散気装置			
	膜カートリッジ	10		
	最終沈殿池設備		汚泥かき寄せ機	
			スカム除去装置	
			スカム分離機	
			スカム移送ポンプ	
		返送汚泥ポンプ		
	消毒設備	薬品貯留タンク	10	
		薬品注入機		
		塩素ガス中和装置		
		紫外線滅菌装置		
		オゾン発生装置		
		排オゾン処理装置		
用水設備	反応タンク(鋼板製)	20		
	マイクロストレーナ			
	自動洗浄ストレーナ			
	ろ過機			
放流ポンプ設備	ポンプ本体	15		
	電動機			
	減速機			
	抵抗器・制御器			
	吐出弁			
高度処理設備 (水処理設備に準じる。)	反応タンク設備	薬品ポンプ	15	
		薬品タンク		
	凝集沈殿設備	攪拌装置	15	
		薬品ポンプ		
	急速ろ過設備	薬品タンク	15	
		ろ過機		
		ポンプ		
	活性炭設備	流入スクリーン	15	
		活性炭吸着塔		
		ポンプ		
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	再生炉	15	
		汚泥ポンプ		
		自動除塵機		
		破碎機		
		スクリュウコンベヤ		
		貯留装置		
		スクリーンかす洗浄機		
		スクリーンかす脱水機		
		汚泥攪拌機		10
		洗浄水ポンプ		15
洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50			

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	洗浄水タンク(鋼板製)	35
		計測ピット(鋼板製)	
		汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50
		汚泥等受入タンク(鋼板製)	35
		汚泥計量分配槽(鋼板製)	
		汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機
	汚泥ポンプ		
	浮上濃縮タンク(鋼板製)		
	汚泥かきとり機		
	加圧タンク		
	空気圧縮機		
	加圧ポンプ		
	汚泥消化タンク設備	遠心濃縮機	10
		センタードーム	
		ガス攪拌装置	
		機械攪拌機	
		汚泥ポンプ	
		脱硫装置	
		余剰ガス燃焼装置	
		燃料タンク	
		燃料ポンプ	
		ガスホルダ	
	蒸気ボイラ	8	
	温水ボイラ		
	汚泥洗浄タンク設備	熱交換器	15
		汚泥かき寄せ機	
		洗浄ポンプ	
	汚泥貯留設備	汚泥ポンプ	10
		水中攪拌機	
		機械式攪拌機	
調質設備	空気攪拌装置	15	
	汚泥ポンプ		
	消石灰注入装置		
	無機凝集剤注入装置		
	有機凝集剤注入装置		
熱処理設備	凝集混和タンク	15	
	造粒調質装置		
	蒸気ボイラ		
	熱交換機		
	反応器		
	汚泥ポンプ		
	破碎機		
汚泥脱水設備	熱濃かき寄せ機	15	
	加圧タンク		
	汚泥脱水機		
	汚泥供給ポンプ	15	
	真空ポンプ		
	空気圧縮機		
	フライトコンベヤ		
	ベルトコンベヤ		
	脱水汚泥移送ポンプ		
	貯留装置		
汚泥乾燥設備	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車両本体)	7	
	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車載機器)	10	
	汚泥乾燥機	8	
蒸気ボイラ			
温水ボイラ			
熱風発生炉			
スクラバ			

大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	熱交換器	8
		サイクロン	10
		バグフィルタ	
		排煙処理塔	
	汚泥焼却・溶融設備	脱水汚泥貯留装置	10
		脱水汚泥移送ポンプ	
		焼却炉	
		溶融炉	
		送風機	
		燃料供給装置	
		補助燃焼装置	
		熱交換器	
		廃熱ボイラー	
		脱硝装置	
		排煙処理塔	
		乾式電気集塵機	
		湿式電気集塵機	
		バグフィルタ	
		サイクロン	
		灰搬出機	
		バケットコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
	スクリュウコンベヤ		
	灰ホッパ		
	スラグ生成装置		
	煙道		
	空気圧縮機		
	建設資材利用設備	貯留装置	10
		プレス機	
		焼成機	
		梱包装置	
	コンポスト設備	切板機	10
		送風機	
乾燥機			
発酵槽(鋼板製)			
振動機			

大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	コンポスト設備	袋詰機	10
		定量供給機	
		コンベヤ	
		貯留装置	
※次表は全ての中分類に該当する設備、機器(装置)を示す。			
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	15 [25]
		流出ゲート	
		バイパスゲート	
		連絡ゲート	
		可動堰	
	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	20
		配管類	15 [30]
	送気		
	給水		
	送泥		
	排水		
	仕切弁		
	脱臭設備	電動弁	10
		空気作動弁	
		薬液酸化装置	
		オゾン酸化装置	
		活性炭吸着装置	
	ポンプ類	直接燃焼装置	10
		酸又はアルカリ洗浄装置	
		生物脱臭装置	
土壌脱臭装置			
ファン			
煙突	ダクト	10	
	床排水ポンプ		
	焼却・溶融炉用ボイラー用		
重量計	焼成用	35 (15)	
	エンジン用		
	トラックスケール		

注) [ ] 内は鋳鉄製 ( ) 内は金属製

### 3. 電気設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)		
電気計装設備	特高受変電設備	断路器	20		
		遮断器			
		変流器			
		避雷器			
		変圧器			
		接地開閉器			
		計器用変圧器			
		保護継電器盤			
		断路器盤			
		遮断器盤			
		コンデンサ盤			
		受変電設備		断路器盤	20
				遮断器盤	
	変圧器盤				
	コンデンサ盤				
	変流器盤				
	計器用変圧器盤				
	低圧主幹盤				
	柱上開閉器	15			
	自家発電設備	高調波抑制装置	10		
発電機		15			

大分類	中分類	小分類	年数(注)	
電気計装設備	自家発電設備	原動機	15	
		発電機盤		
		同期盤		
		自動始動盤		
		補機盤		
		ダミー切換盤		
		冷却水ポンプ		
		冷却塔		
		給気ファン		
		排気ファン		
		ダミーロード		
		消音器		
		空気圧縮機		
	燃料ポンプ			
	燃料タンク			
	制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤	10	
		充電器盤		
		インバータ盤		
		鉛蓄電池(長寿命型)		15
		鉛蓄電池		7
汎用ミニUPS				

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
電気計装 設備	負荷設備	高圧コンベクションスタータ	15	電気計装 設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10	
		コントロールセンタ				シーケンスコントローラ		
		動力制御盤				現場盤	15	
		回転数制御装置	補助リレー盤					
	計測設備 (運転制御に必要な機器)	流量計	10			計装計器盤		
		レベル計				監視盤		
		質量計				操作盤		
		温度計				CRT 操作卓	10	
		pH 計				監視コントローラ		
		ORP 計				データロギングコン トローラ		
		DO 計				テレメータ・テレコ ントロール装置		
		濁度計				濃度計	ITV 装置	7
		濃度計				通信装置		
		MLSS 計				パソコン応用装置		
		SV 計		界面計	ケーブル・ 配管類	動力線	15	
		水分計		塩素濃度計		制御線		
		COD 水質分析機器		COD 水質分析機器		計装線		
		全窒素水質分析機器		全窒素水質分析機器		ラック		
		全りん水質分析機器		全りん水質分析機器		ダクト		
		排ガス分析計		排ガス分析計		電線管		
雨量計	雨量計	通信線(光ケーブル)						
雨量レーダー	雨量レーダー							

農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領（案）（抜粋）  
 （平成24年3月31日 （一社）地域環境資源センター）

⑩耐用年数

代表的な施設の標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	標準耐用年数
管路施設	管路 (マンホール間)	鉄筋コンクリート管	50
		遠心力鉄筋コンクリート管	
		陶 管	
		硬質塩化ビニル管	
		ポリエチレン管	
		強化プラスチック複合管	
		鋳鉄管	
		ダクタイル鋳鉄管	
		鋼 管	
		コンクリート管	
		レジンコンクリート管	
	公共ます	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
		ポリプロピレン	
	取付管	硬質塩化ビニル管	50
		ポリエチレン管	
		陶 管	
		遠心力鉄筋コンクリート管	
	マンホール	本体（コンクリート）	50
		本体（硬質塩化ビニル）	
		本体（レジンコンクリート）	
		鉄ふた（車道部）	15
		鉄ふた（その他）	30
真空弁	真空弁	15	
共 通	防食被覆	10	

参照：平成15年6月19日事務連絡 国土交通省

③施設諸元

【記入上の注意】

標準耐用年数

代表的な施設の標準耐用年数

区分	設備名	標準耐用年数
汚水処理施設	自動荒目スクリーン	15
	細目スクリーン	35
	破砕機	15
	原水ポンプ	15
	非常用エンジンポンプ	15
	スクリーンユニット	15
	ばっ気型スクリーン	25
	ばっ気式水中スクリーン	25
	沈砂排出ポンプ	30
	流量調整ポンプ	15
	自動微細目スクリーン	15
	し渣脱水機	15
	汚水計量槽	35
	水中攪拌機	10
	水中攪拌ポンプ	15
	ばっ気攪拌装置(水中機械式)	15
	ばっ気攪拌装置(横軸式)	15
	上澄水排出装置	15
	散気装置	15
	水中攪拌機	10
	膜分離装置	10
	処理水ポンプ	15
	鉄溶液貯槽	15
	鉄溶液注入ポンプ	15
	返送水ポンプ	15
	返送水計量槽	35
	循環液計量槽	35
	循環液ポンプ	15
	自動微細目スクリーン (1mm)	15
	汚泥搔奪機	15
	スカムスキマー (フロート式)	15
	汚泥引抜きポンプ (エアリフト、電動機)	15
	スカム移送ポンプ	15
	汚泥計量槽	35
	余剰汚泥引抜き弁	15
	センターウェル	25
	越流トラフ	25
	散水ポンプ	15
	サンプリングポンプ	15
	消毒器	15
次亜塩素酸ソーダ貯槽	10	
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	10	
紫外線消毒装置	10	
副水路自動切替弁	15	
放流ポンプ	15	
ばっ気沈砂槽ブロワ	20	
エアリフト用ブロワ	20	
ばっ気槽ブロワ	20	

	主ブロワ	20
	硝化槽ブロワ	20
	汚泥貯留槽ブロワ	20
	汚泥受槽ブロワ	20
	汚泥引抜きポンプ	15
	可搬式汚泥引抜きポンプ	15
	脱離液ポンプ	15
	脱離液流出弁	15
	汚泥濃縮機	15
	散気装置	15
	脱臭装置	10
	脱臭ファン	15
	吸気ファン	15
	排気ファン	15
	引き込み計器盤	15
	受変電盤	15
	動力制御盤	15
	計装盤	15
	非常通報装置	7
	電磁流量計 (流入)	10
	電磁流量計 (放流)	10
	電磁流量計 (汚泥)	10
	電磁流量計 (処理水)	10
	UV 計	10
	TN・TP 計	10
	PH 計	10
	DO 計	10
	ORP 計	10
	MLSS 計	10
	SS 計	10
	汚泥界面計	10
	水位計	10
	非常用自家発電機	15
	差圧計	10
	汚泥改質機構接触槽	15
	汚泥改質機構コントローラ	15
	汚泥循環ポンプ	15
	分離液移送ポンプ	15
	汚泥移送ポンプ	15
	汚泥量調整機構	-
管 路 施 設	中継ポンプ設備(ポンプ)	15
	中継ポンプ設備(制御盤)	15
	中継ポンプ設備(貯水タンク)	15
	真空弁ユニット(樹脂製)	15
	真空ステーション(真空ポンプ)	15
	真空ステーション(エジェクタ)	15
	真空ステーション (圧送ポンプ)	15
	真空ステーション (集水タンク)	15
	真空ステーション (制御盤)	15
	圧力ポンプ設備 (ポンプ)	15
	圧力ポンプ設備 (制御盤)	15
	圧力ポンプ設備 (貯水タンク)	15

参考：下水道事業の手引き

(監修/国土交通省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課)

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年九月二十九日総理府令第七十三号）

別表第四号（第十五条関係）

固定資産の償却率

耐用年数	定率法の償却率	定額法の償却率	耐用年数	定率法の償却率	定額法の償却率
二	〇・六八四	〇・五〇〇	五一	〇・〇四四	〇・〇二〇
三	〇・五三六	〇・三三三	五二	〇・〇四三	〇・〇二〇
四	〇・四三八	〇・二五〇	五三	〇・〇四三	〇・〇一九
五	〇・三六九	〇・二〇〇	五四	〇・〇四二	〇・〇一九
六	〇・三一九	〇・一六六	五五	〇・〇四一	〇・〇一九
七	〇・二八〇	〇・一四二	五六	〇・〇四〇	〇・〇一八
八	〇・二五〇	〇・一二五	五七	〇・〇四〇	〇・〇一八
九	〇・二二六	〇・一一一	五八	〇・〇三九	〇・〇一八
一〇	〇・二〇六	〇・一〇〇	五九	〇・〇三八	〇・〇一七
一一	〇・一八九	〇・〇九〇	六〇	〇・〇三八	〇・〇一七
一二	〇・一七五	〇・〇八三	六一	〇・〇三七	〇・〇一七
一三	〇・一六二	〇・〇七六	六二	〇・〇三六	〇・〇一七
一四	〇・一五二	〇・〇七一	六三	〇・〇三六	〇・〇一六
一五	〇・一四二	〇・〇六六	六四	〇・〇三五	〇・〇一六
一六	〇・一三四	〇・〇六二	六五	〇・〇三五	〇・〇一六
一七	〇・一二七	〇・〇五八	六六	〇・〇三四	〇・〇一六
一八	〇・一二〇	〇・〇五五	六七	〇・〇三四	〇・〇一五
一九	〇・一一四	〇・〇五二	六八	〇・〇三三	〇・〇一五
二〇	〇・一〇九	〇・〇五〇	六九	〇・〇三三	〇・〇一五
二一	〇・一〇四	〇・〇四八	七〇	〇・〇三二	〇・〇一五
二二	〇・〇九九	〇・〇四六	七一	〇・〇三二	〇・〇一四
二三	〇・〇九五	〇・〇四四	七二	〇・〇三二	〇・〇一四
二四	〇・〇九二	〇・〇四二	七三	〇・〇三一	〇・〇一四
二五	〇・〇八八	〇・〇四〇	七四	〇・〇三一	〇・〇一四
二六	〇・〇八五	〇・〇三九	七五	〇・〇三〇	〇・〇一四
二七	〇・〇八二	〇・〇三七	七六	〇・〇三〇	〇・〇一四
二八	〇・〇七九	〇・〇三六	七七	〇・〇三〇	〇・〇一三
二九	〇・〇七六	〇・〇三五	七八	〇・〇二九	〇・〇一三
三〇	〇・〇七四	〇・〇三四	七九	〇・〇二九	〇・〇一三
三一	〇・〇七二	〇・〇三三	八〇	〇・〇二八	〇・〇一三
三二	〇・〇六九	〇・〇三二	八一	〇・〇二八	〇・〇一三
三三	〇・〇六七	〇・〇三一	八二	〇・〇二八	〇・〇一三
三四	〇・〇六六	〇・〇三〇	八三	〇・〇二七	〇・〇一二
三五	〇・〇六四	〇・〇二九	八四	〇・〇二七	〇・〇一二
三六	〇・〇六二	〇・〇二八	八五	〇・〇二六	〇・〇一二
三七	〇・〇六〇	〇・〇二七	八六	〇・〇二六	〇・〇一二
三八	〇・〇五九	〇・〇二七	八七	〇・〇二六	〇・〇一二
三九	〇・〇五七	〇・〇二六	八八	〇・〇二六	〇・〇一二
四〇	〇・〇五六	〇・〇二五	八九	〇・〇二六	〇・〇一二
四一	〇・〇五五	〇・〇二五	九〇	〇・〇二五	〇・〇一二
四二	〇・〇五三	〇・〇二四	九一	〇・〇二五	〇・〇一二
四三	〇・〇五二	〇・〇二四	九二	〇・〇二五	〇・〇一一
四四	〇・〇五一	〇・〇二三	九三	〇・〇二五	〇・〇一一
四五	〇・〇五〇	〇・〇二三	九四	〇・〇二四	〇・〇一一
四六	〇・〇四九	〇・〇二二	九五	〇・〇二四	〇・〇一一
四七	〇・〇四八	〇・〇二二	九六	〇・〇二四	〇・〇一一
四八	〇・〇四七	〇・〇二一	九七	〇・〇二三	〇・〇一一
四九	〇・〇四六	〇・〇二一	九八	〇・〇二三	〇・〇一一
五〇	〇・〇四五	〇・〇二〇	九九	〇・〇二三	〇・〇一一
			一〇〇	〇・〇二三	〇・〇一〇

## J A R U S Ⅲ型及びJ A R U S XⅣ型の設計金額試算例

### 管路、中継ポンプの概算工事費

流量調整、嫌気性ろ床槽及び接触ばっ気を組み合わせた方式（J A R U S Ⅲ型）及び連続流入間欠ばっ気方式（J A R U S XⅣ型）による農業集落排水施設について、1,000人規模、1系列の施設をモデルケースとして設計金額を算出しました。（この資産に用いた単価は、平成25年度適用単価を使用しています。）

また、過去の施工実績を基に管路、中継ポンプの単位当たりの概算工事費を算出しました。

【JARUS-Ⅲ型：1,000人1系列】（流量調整、嫌気性ろ床槽及び接触ばっ気を組み合わせた方式）

工種	施設名称	規格	区分	耐用年数 (年)	数量	単位	単価 (税抜き) (円)	金額 (税抜き) (円)	据付費・諸経費等 (税抜き) (円)	工事費計 (税抜き) (円)
土木付帯工事										
	土工事			-	1	式	-	-	-	5,400,000
	基礎工事	基礎砕石		-	1	式	-	-	-	800,000
	躯体工事	コンクリート、型枠、鉄筋	水槽	50	1	式	-	-	-	55,700,000
	防水・防食工事		防食被覆	10	1	式	-	-	-	12,800,000
	外構工事	場内整備、流入・放流管 他		-	1	式	-	-	-	4,700,000
	仮設工事	足場工、支保工、水替工 他		-	1	式	-	-	-	13,600,000
土木付帯工事 計										93,000,000
機械設備工事										
(前処理設備)	自動荒目スクリーン	0.025kW、~70m <sup>3</sup> /時、加 <sup>-</sup> -無	電動機器類	15	1	台	600,000	600,000	340,000	940,000
	破碎機	0.2kW、~1.0m <sup>3</sup> /分	電動機器類	15	1	台	1,500,000	1,500,000	850,000	2,350,000
	原水ポンプ	φ100×3.7kW、1.10m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	2	台	500,000	1,000,000	570,000	1,570,000
	スクリーンカバー	SUS製、~70m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	700,000	700,000	390,000	1,090,000
	沈砂排出ポンプ（エアリフト）	φ80、吐出高3000mm	樹脂製品類	30	1	基	200,000	200,000	110,000	310,000
	細目スクリーン	W400×L1000×H700	鋼製品類	35	1	基	300,000	300,000	170,000	470,000
	角落し（水路用）	W400×H600、PVC製	樹脂製品類	50	2	基	60,000	120,000	60,000	180,000
	角落し（排砂槽用）	W500×H300、PVC製	樹脂製品類	50	1	基	40,000	40,000	20,000	60,000
	非常用エンジンポンプ	φ100×5.5PS、1.0m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	1	台	1,600,000	1,600,000	910,000	2,510,000
(流量調整設備)	流量調整ポンプ	φ65×1.5kW、0.42m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	2	台	400,000	800,000	450,000	1,250,000
	水中攪拌ポンプ	φ100×3.7kW、95.0m <sup>3</sup> /時	ポンプ類	15	1	台	900,000	900,000	510,000	1,410,000
	自動微細目スクリーン	0.025kW、~23m <sup>3</sup> /時	電動機器類	15	2	台	400,000	800,000	450,000	1,250,000
	スクリーン槽	SUS製、~23m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	1,400,000	1,400,000	790,000	2,190,000
	スクリーン槽点検架台	SUS製、~23m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	500,000	500,000	280,000	780,000
	汚水計量槽	W600×L1400×H600、0.24m <sup>3</sup>	鋼製品類	35	1	基	1,200,000	1,200,000	680,000	1,880,000
(嫌気性ろ床槽)	汚泥引抜ポンプ	φ65×2.2kW、0.72m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	1	台	500,000	500,000	280,000	780,000
	嫌気性ろ床槽第1室接触材	材料、据付費	その他	35	57	m <sup>3</sup>	40,000	2,280,000	1,290,000	3,570,000
	嫌気性ろ床槽第1室接触材架台	材料、据付費	その他	35	57	m <sup>3</sup>	70,000	3,990,000	2,270,000	6,260,000
	嫌気性ろ床槽第2・3室接触材	材料、据付費	その他	35	141	m <sup>3</sup>	30,000	4,230,000	2,410,000	6,640,000
	嫌気性ろ床槽第2・3室接触材架台	材料、据付費	その他	35	141	m <sup>3</sup>	70,000	9,870,000	5,620,000	15,490,000
	嫌気性ろ床槽攪拌装置	~1000人、4基/槽	樹脂製品類	15	12	基	250,000	3,000,000	1,710,000	4,710,000
	移流板	300×300×300、SUS製	その他	35	3	基	150,000	450,000	250,000	700,000
	汚泥引抜ガイド管	SUS、φ150×L4500	その他	35	3	基	150,000	450,000	250,000	700,000
	汚泥引抜ガイド管	VP、φ150×L4500	その他	50	9	基	60,000	540,000	300,000	840,000
(接触ばっ気槽)	ばっ気ブロウ（常用）	φ65×5.5kW、2.57m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	2	台	800,000	1,600,000	910,000	2,510,000
	ばっ気ブロウ（予備）	φ50×3.7kW、1.78m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	2	台	600,000	1,200,000	680,000	1,880,000
	接触ばっ気槽第1室接触材	材料、据付費	その他	35	47	m <sup>3</sup>	40,000	1,880,000	1,070,000	2,950,000
	接触ばっ気槽第1室接触材架台	材料、据付費	その他	35	47	m <sup>3</sup>	80,000	3,760,000	2,140,000	5,900,000
	接触ばっ気槽第2室接触材	材料、据付費	その他	35	24	m <sup>3</sup>	40,000	960,000	540,000	1,500,000
	接触ばっ気槽第2室接触材架台	材料、据付費	その他	35	24	m <sup>3</sup>	80,000	1,920,000	1,090,000	3,010,000
	散気装置	ディフューザー、20A	樹脂製品類	15	18	基	90,000	1,620,000	920,000	2,540,000
	逆洗装置 第1室	多孔管、W400×L1000	樹脂製品類	15	12	基	150,000	1,800,000	1,020,000	2,820,000
	逆洗装置 第2室	多孔管、W400×L1000	樹脂製品類	15	6	基	150,000	900,000	510,000	1,410,000
	返送水ポンプ（エアリフト）	φ125、吐出高6400mm	ポンプ類	15	1	基	400,000	400,000	220,000	620,000
	返送水計量槽	W600×L1300×H500、0.189m <sup>3</sup>	鋼製品類	35	1	基	900,000	900,000	510,000	1,410,000
	エアヘッダー管	φ125、L=4000	鋼製品類	35	1	基	600,000	600,000	340,000	940,000
	空気流量計（第1室用）	φ80、オメガフロート式	その他	10	1	台	100,000	100,000	50,000	150,000
	空気流量計（第2室用）	φ50、オメガフロート式	その他	10	1	台	80,000	80,000	40,000	120,000
(沈殿槽) ホッパー	越流堰	矩形トラフ	その他	25	13	m	100,000	1,300,000	740,000	2,040,000
	スカムスキマー（フロート式）	φ75、吐出高3000mm	樹脂製品類	15	2	基	250,000	500,000	280,000	780,000
	センターウェル	φ700、L=2025	鋼製品類	25	1	基	600,000	600,000	340,000	940,000
	汚泥引抜ポンプ（エアリフト）	φ75、吐出高5600mm	ポンプ類	15	1	基	200,000	200,000	110,000	310,000
(消毒槽)	消毒器（固形剤）	15kg、300m <sup>3</sup> /日	樹脂製品類	15	1	基	100,000	100,000	50,000	150,000
	迂流板	W1200×H1200、PVC製	樹脂製品類	50	1	組	100,000	100,000	50,000	150,000
(汚泥濃縮貯留槽)	散気装置	20A	樹脂製品類	15	2	基	90,000	180,000	100,000	280,000
	バツフルプレート	500×500×600、PVC製	樹脂製品類	50	1	基	50,000	50,000	20,000	70,000
(汚泥貯留槽)	散気装置	20A	樹脂製品類	15	2	基	90,000	180,000	100,000	280,000

工種	施設名称	規格	区分	耐用年数 (年)	数量	単位	単価 (税抜き) (円)	金額 (税抜き) (円)	据付費・諸経費等 (税抜き) (円)	工事費計 (税抜き) (円)
(その他)	可搬式汚泥ポンプ (ハンディ)	φ32×0.55kW	ポンプ類	15	1	台	300,000	300,000	170,000	470,000
	可搬式汚泥ポンプ (台車付)	φ50×φ40×2.2kW	ポンプ類	15	1	台	600,000	600,000	340,000	940,000
	換気装置		換気設備類	15	1	式	900,000	900,000	510,000	1,410,000
	点検蓋		付帯設備	18	1	式	4,300,000	4,300,000	2,450,000	6,750,000
機械設備工事 計								64,000,000	36,260,000	100,260,000
電気設備工事										
(前処理設備)	流入汚水量流量計	φ100, 2線式電磁流量計	計装機器類	10	1	台	2,400,000	2,400,000	1,150,000	3,550,000
	レベルスイッチ	4点式, 浮子転倒式	計装機器類	10	1	組	60,000	60,000	20,000	80,000
(流量調整設備)	レベルスイッチ	5点式, 浮子転倒式	計装機器類	10	1	組	70,000	70,000	30,000	100,000
(その他)	引込計器盤	50 (AF)	盤類	15	1	面	250,000	250,000	120,000	370,000
	動力制御盤	Ⅲ型, 501~1000人	盤類	15	1	式	6,000,000	6,000,000	2,880,000	8,880,000
	計装盤	Ⅲ型	盤類	15	1	式	1,800,000	1,800,000	860,000	2,660,000
	非常用自動通報装置		計装機器類	7	1	式	150,000	150,000	70,000	220,000
電気設備工事 計								10,730,000	5,130,000	15,860,000
合計										209,120,000

【JARUS-XIV型：1,000人1系列】（連続流入間欠ばっ気方式）

工種	施設名称	規格	区分	耐用年数 (年)	数量	単位	単価 (税抜き) (円)	金額 (税抜き) (円)	据付費・諸経費等 (税抜き) (円)	工事費計 (税抜き) (円)
土木付帯工事										
	土工事			-	1	式	-	-	-	6,100,000
	基礎工事	基礎砕石		-	1	式	-	-	-	800,000
	躯体工事	コンクリート、型枠、鉄筋	水槽	50	1	式	-	-	-	60,000,000
	防水・防食工事		防食被覆	10	1	式	-	-	-	7,600,000
	外構工事	場内整備、流入・放流管 他		-	1	式	-	-	-	5,000,000
	仮設工事	足場工、支保工、水替工 他		-	1	式	-	-	-	14,500,000
土木付帯工事 計										94,000,000
機械設備工事										
(前処理設備)	自動荒目スクリーン	0.025kW、~70m <sup>3</sup> /時、加 <sup>1</sup> -無	電動機器類	15	1	台	600,000	600,000	250,000	850,000
	破砕機	0.2kW、~1.0m <sup>3</sup> /分	電動機器類	15	1	台	1,500,000	1,500,000	640,000	2,140,000
	原水ポンプ	φ100×3.7kW、1.10m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	2	台	500,000	1,000,000	430,000	1,430,000
	ばっ気沈砂槽ブロウ	φ20×0.4kW、0.17m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	1	台	200,000	200,000	80,000	280,000
	スクリーンカバー	SUS製、~70m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	700,000	700,000	300,000	1,000,000
	沈砂排出ポンプ（エアリフト）	φ80、吐出高3000mm	樹脂製品類	30	1	基	200,000	200,000	80,000	280,000
	細目スクリーン	W400×L1000×H700	鋼製品類	35	1	基	300,000	300,000	120,000	420,000
	角落し（水路用）	W400×H600、PVC製	樹脂製品類	50	2	基	60,000	120,000	50,000	170,000
	角落し（排砂槽用）	W500×H300、PVC製	樹脂製品類	50	1	基	40,000	40,000	10,000	50,000
	非常用エンジンポンプ	φ100×5.5PS、1.0m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	1	台	1,600,000	1,600,000	680,000	2,280,000
	エアヘッダー管	φ100、L=2000	鋼製品類	35	1	基	300,000	300,000	120,000	420,000
(流量調整設備)	流量調整ポンプ	φ65×1.5kW、0.42m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	2	台	400,000	800,000	340,000	1,140,000
	水中攪拌機	φ300×1.5kW	電動機器類	10	1	台	1,700,000	1,700,000	730,000	2,430,000
	自動微細目スクリーン	0.025kW、~23m <sup>3</sup> /時	電動機器類	15	2	台	400,000	800,000	340,000	1,140,000
	スクリーン槽	SUS製、~23m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	1,400,000	1,400,000	600,000	2,000,000
	スクリーン槽点検架台	SUS製、~23m <sup>3</sup> /時	鋼製品類	35	1	基	500,000	500,000	210,000	710,000
	汚水計量槽	W600×L1400×H600、0.24m <sup>3</sup>	鋼製品類	35	1	基	1,200,000	1,200,000	510,000	1,710,000
(ばっ気槽)	ばっ気攪拌装置（水中機械式）	φ65×2.2kW	電動機器類	15	2	台	4,300,000	8,600,000	3,690,000	12,290,000
	ばっ気ブロウ（常用）	φ80×5.5kW、2.91m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	2	台	900,000	1,800,000	770,000	2,570,000
	ばっ気ブロウ（予備）	φ80×5.5kW、2.91m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	1	台	900,000	900,000	380,000	1,280,000
	エアヘッダー管	φ150、L=4000	鋼製品類	35	1	基	700,000	700,000	300,000	1,000,000
	空気流量計	φ80、リフイス700-ト式	その他	10	2	台	100,000	200,000	80,000	280,000
(沈殿槽) 掻寄機	汚泥掻寄機	槽径5.80m	電動機器類	15	1	基	10,500,000	10,500,000	4,510,000	15,010,000
	汚泥引抜ポンプ	φ50×0.75kW、0.24m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	3	台	300,000	900,000	380,000	1,280,000
	汚泥切替弁（返送）	φ65、フランジ式	弁類	15	1	台	100,000	100,000	40,000	140,000
	汚泥切替弁（余剰）	φ65、フランジ式	弁類	15	1	台	100,000	100,000	40,000	140,000
	越流堰	(汚泥掻寄機に含む)	その他	25	1	基	-	-	-	-
	スカムスキマー	(汚泥掻寄機に含む)	樹脂製品類	15	1	基	-	-	-	-
	センターウェル	(汚泥掻寄機に含む)	鋼製品類	25	1	基	-	-	-	-
(散水ポンプ槽)	散水ポンプ	φ50×1.5kW、0.27m <sup>3</sup> /分	ポンプ類	15	1	台	300,000	300,000	120,000	420,000
(消毒槽)	消毒器（固形剤）	15kg、300m <sup>3</sup> /日	樹脂製品類	15	1	基	100,000	100,000	40,000	140,000
	迂流板	W1200×H1200、PVC製	樹脂製品類	50	1	組	100,000	100,000	40,000	140,000
(汚泥濃縮槽)	エアリフトポンプブロウ	φ20×0.75kW、0.16m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	1	台	200,000	200,000	80,000	280,000
	脱離液排出弁	φ100、フランジ式	弁類	15	1	台	150,000	150,000	60,000	210,000
	センターウェル	φ600、L=1200	鋼製品類	25	1	基	300,000	300,000	120,000	420,000
	汚泥引抜ポンプ（エアリフト）	φ75、吐出高4500mm	ポンプ類	15	1	基	200,000	200,000	80,000	280,000
	エアヘッダー管	φ100、L=2000	鋼製品類	35	1	基	300,000	300,000	120,000	420,000
(汚泥貯留槽)	汚泥貯留槽ブロウ	φ50×3.7kW、1.78m <sup>3</sup> /分	ブロウ類	20	1	台	600,000	600,000	250,000	850,000
	エアヘッダー管	φ100、L=2000	鋼製品類	35	1	基	300,000	300,000	120,000	420,000
	散気装置	20A	樹脂製品類	15	4	基	90,000	360,000	150,000	510,000
(その他)	可搬式汚泥ポンプ（ハンディ）	φ32×0.55kW	ポンプ類	15	1	台	300,000	300,000	120,000	420,000
	可搬式汚泥ポンプ（台車付）	φ50×φ40×2.2kW	ポンプ類	15	1	台	600,000	600,000	250,000	850,000
	換気装置		換気設備類	15	1	式	900,000	900,000	380,000	1,280,000
	点検蓋		付帯設備	18	1	式	1,200,000	1,200,000	510,000	1,710,000
機械設備工事 計								42,670,000	18,120,000	60,790,000

工種	施設名称	規格	区分	耐用年数 (年)	数量	単位	単価 (税抜き) (円)	金額 (税抜き) (円)	据付費・諸経費等 (税抜き) (円)	工事費計 (税抜き) (円)
電気設備工事										
(前処理設備)	流入汚水量流量計	φ100, 2線式電磁流量計	計装機器類	10	1	台	2,400,000	2,400,000	810,000	3,210,000
	レベルスイッチ	4点式, 浮子転倒式	計装機器類	10	1	組	60,000	60,000	20,000	80,000
(流量調整設備)	レベルスイッチ	5点式, 浮子転倒式	計装機器類	10	1	組	70,000	70,000	20,000	90,000
(ばっ気槽)	ばっ気槽自動制御装置		制御設備類	10	1	式	2,800,000	2,800,000	950,000	3,750,000
(沈殿槽) 掻寄機	汚泥流量計	φ65	計装機器類	10	1	台	2,100,000	2,100,000	710,000	2,810,000
(散水ポンプ槽)	レベルスイッチ	2点式, 浮子転倒式	計装機器類	10	1	組	30,000	30,000	10,000	40,000
(その他)	引込計器盤	50 (AF)	盤類	15	1	面	250,000	250,000	80,000	330,000
	動力制御盤	XIV型, 501~1000人	盤類	15	1	式	7,200,000	7,200,000	2,440,000	9,640,000
	計装盤	XIV型	盤類	15	1	式	1,800,000	1,800,000	610,000	2,410,000
	非常用自動通報装置		計装機器類	7	1	式	150,000	150,000	50,000	200,000
電気設備工事 計								16,860,000	5,700,000	22,560,000
合計										177,350,000

【管路施設工事及び中継ポンプ施設工事】 概算工事費

工種	施設名称	規格	区分	耐用年数 (年)	数量	単位	工事費 (税抜き) (円)	平均工事費 (税抜き) (円)
管路施設工事								
	管路工（自然流下管）	VUφ150	管路	50	1	m	15,000～60,000	28,000
	管路工（自然流下管）	VUφ200	管路	50	1	m	20,000～80,000	42,000
	管路工（圧送管）	VPφ75	管路	50	1	m	10,000～30,000	22,000
	マンホール設置工	1号組立マンホール	マンホール	50	1	基	150,000～450,000	250,000
	マンホール設置工	φ300塩ビ製マンホール	マンホール	50	1	基	70,000～85,000	80,000
	公共ます・取付管設置工	塩ビ製ます	公共ます・取付管	50	1	箇所	30,000～120,000	70,000
中継ポンプ施設工事								
(ポンプロ径φ65)	機械設備工事	φ65(2台1組)	ポンプ類	15	1	組	1,500,000～3,900,000	2,700,000
	電気設備工事	φ65用	盤類	15	1	式	1,600,000～4,300,000	3,400,000
	合計						3,100,000～8,200,000	6,100,000
(ポンプロ径φ80)	機械設備工事	φ80(2台1組)	ポンプ類	15	1	組	2,500,000～4,200,000	3,400,000
	電気設備工事	φ80用	盤類	15	1	式	1,900,000～4,200,000	3,200,000
	合計						4,400,000～8,400,000	6,600,000

※過去の工事実績に基づいて算出した概算工事費

外部委託仕様書（例）  
（固定資産情報整理業務及び移行支援業務を発注する場合）  
総合編

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、〇〇町（以下「発注者」という。）が、本業務の受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「〇〇町農業集落排水事業（以下「農集排事業」という。）の企業会計移行に係る固定資産情報整理業務及び移行支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、〇〇町に地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）するにあたり、保有する固定資産情報整理及び法適用に係る移行支援業務を行うことを目的とする。

（法適用の概要）

第3条 法適用の概要は、以下のとおりとする。

- （1）法の適用時期 平成〇〇年4月1日（仮稼働 平成△△年4月1日）
- （2）法の適用範囲 一部適用（or全部適用）
- （3）法適用対象事業 〇〇町農集排事業

（業務の範囲及び内容）

第4条 本業務の範囲は、〇〇町農集排事業に地方公営企業法を適用するために必要な業務とし、内容は次のとおりとする。

- （1）固定資産情報整理  
農集排事業における現有資産を調査・確認し、各種固定資産情報（取得価額、財源等）を取りまとめる。
- （2）固定資産台帳の作成  
固定資産台帳を作成し、あわせて当該固定資産台帳に登録すべき資産について調査を行い、固定資産の現況を確認するとともに、取得価額、その財源及び減価償却計算を行い、企業会計移行時の帳簿価額と財源額を評価算定し、データ整備を行う。
- （3）企業会計移行支援業務  
企業会計移行後に発生する固定資産の適切な管理方法の提案、企業会計移行に必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるため、各種支援業務を行う。

（準拠する法令、規則等）

第5条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書（以下「契約書」という。）並びに本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- （1）地方公営企業法

- (2) 地方公営企業法施行令
- (3) 地方公営企業法施行規則
- (4) 地方公営企業資産再評価規則
- (5) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
- (6) 地方自治法
- (7) 地方財政法
- (8) 消費税法
- (9) 浄化槽法
- (10) その他の関係法令、規程、規則及び通達等

(管理技術者及び担当技術者等)

第6条 受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を実施させるとともに、業務の特質を考慮し、企業会計、農集排事業（管路・土木建築・機械電気）及び情報処理のそれぞれについて、専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。

2 管理技術者は、業務全般の管理責任者として、農集排事業の固定資産評価及び地方公営企業への移行に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。なお、業務の遂行に支障をきたすと認められたときには、発注者は、受注者に対し、管理技術者の変更を求めることができる。

3 主たる担当技術者及び照査技術者は、農集排事業の固定資産評価及び地方公営企業への移行に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。

4 管理技術者、主たる担当技術者及び照査技術者の中で、1名以上は技術士（業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する部門）、上級農業集落排水計画設計士又は農業土木技術管理士の資格を有する者でなければならない。

※求める業務の難易度によって記載してください。通常の固定資産情報の整理においては必要ありません。

5 照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

(業務計画)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、発注者の承認を得なければならない。また、受注者はやむを得ず「業務委託実施計画表」の内容を変更しなければならない場合は、「業務委託変更計画表」を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 業務委託実施計画表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者等通知書及び従事者名簿（管理技術者、主たる担当技術者及び照査技術者については、経歴書を添付する。）
- (4) その他発注者が指示する書類

(工程管理)

第8条 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務委託変更計画表」を提出し、発注者と協議し承認を得なければならない。

(資料の貸与)

第9条 受注者は、業務の履行上必要な資料の収集を行う際は、発注者が保有する資料等を所定の手続を経て借用することができる。ただし、資料等は業務終了後に速やかに返却をしなければならない。

(守秘義務)

第10条 受注者は、本業務の実施に関して知り得た発注者の秘密に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。

(転用の禁止)

第11条 受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、或いは無断に使用してはならない。

(損害賠償)

第12条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において解決するものとする。

(折衝)

第13条 本業務の実施中に、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合、受注者は遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(疑義の解釈)

第14条 業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議する。

(打合せ及び報告)

第15条 受注者は、業務の実施前及び実施中における主要な打合せにあたっては、必ず管理技術者を出席させ、発注者と十分に協議する。

2 前項の協議内容について、受注者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、発注者と受注者で確認の上、各自1部を保有するものとする。

3 業務の実施中、受注者は、「作業月報」等により、進捗状況を随時発注者に報告するものとする。

(検査)

第16条 受注者は、平成〇〇年度及び平成△△年度に発注者の中間検査を、平成□□年度は、完了検査を受けるものとし、検査合格をもって業務の完了及び成果品の引渡しとする。ただし、業務完了後であっても、成果品に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項等が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、責任を持って速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(委託料の支払い)

第17条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は出来高に応じて、委託契約書で定める各年度の支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

(業務委託期間)

第18条 業務の履行期間は、契約締結日から平成□□年□月□□日までとする。

(費用負担)

第19条 本業務に係る必要な費用は、本要求事項に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(契約変更)

第20条 本業務において、本要求事項及び委託業務契約書の内容に変更が生じた場合は、受注者は直ちに発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

(再委託の禁止)

第21条 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。また、委託業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、または請け負わせてはならないものとする。

外部委託仕様書（例）  
（固定資産情報整理業務及び移行支援業務を発注する場合）  
個別編（固定資産情報整理業務）

（目的）

第1条 固定資産情報整理業務の目的は、業務対象施設の現状や必要図書を把握し、平成〇〇年4月1日の企業会計開始時における固定資産価額（帳簿価額）を算定するための資産情報の整理を行い、減価償却費算出の基礎となる資産管理単位毎の取得価額とその財源を算定するものである。

（対象事業）

第2条 本業務の対象事業は、次の各号のとおりとする。

- （1）農業集落排水事業（汚水、処理施設、マンホールポンプの各施設を含む。）
- （2）その他対象事業があれば記載

（対象資産）

第3条 本業務の対象となる資産は、法適用の前年度までに発注者が運営する農業集落排水事業において取得し、現に保有する全ての固定資産とする。なお、対象資産は概ね以下のとおりとする。

- （1）有形固定資産（土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、その他有形固定資産）
- （2）無形固定資産（地上権、借地権、施設利用券、電話加入権、その他無形固定資産）
- （3）投資その他の資産（投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金、その他の固定資産で投資その他の資産に属する資産）

（作業項目）

第4条 本業務における作業項目の主なものは、次の各号のとおりとする。

- （1）基本方針の策定
- （2）資料収集、整理及び収集資料一覧表の作成
- （3）建設投資額、財源集計及び整理
- （4）工事関連情報の整理
- （5）固定資産台帳整備検討及び固定資産管理単位の検討
- （6）間接費の把握、配賦方針の決定及び配賦
- （7）施設資産の調査及びデータ作成（設計書等資料を利用した管路施設、処理場施設の取得価額の算定及び目視可能な資産についての現地調査を含む）
- （8）受贈資産、除却資産の調査及びデータ作成
- （9）不明資産の調査及びデータ作成
- （10）固定資産評価及び減価償却費の算出
- （11）固定資産評価マニュアルの作成

(12) その他、他台帳システムへの登録や管理図作成があれば記載します。

(基本方針の策定)

第5条 受注者は、固定資産調査手法について検討を行い、発注者と協議のうえ、調査手法・調査スケジュールの作成を行う。

(資料収集、整理及び収集資料一覧表の作成)

第6条 受注者は、取得価額の設定根拠となる設計書や工事関係資料等、資産調査に必要な基礎的資料について、保管場所、種類、年度別の資料の有無、数量等を整理する。

(建設投資額、財源集計及び整理)

第7条 受注者は、決算資料に基づき「年度別決算整理表」等を作成し、年度ごとの建設改良費の財源内訳及び税抜き処理を実施する。

(工事関連情報の整理)

第8条 受注者は、資産評価の基礎資料として、発注者の所有する工事関連情報の内容を精査し、必要に応じて修正及び追加し、「年度別工事一覧表」を作成するものとする。また、年度ごとに決算書等との整合を確認するものとする。なお、作成にあたっては、固定資産の管理単位を考慮し行うものとする。

(固定資産台帳整備及び固定資産管理単位の検討)

第9条 受注者は、固定資産管理単位の検討を踏まえ、固定資産分類基準を作成するとともに、固定資産台帳を整備するうえで必要な取得価額の算定手法を設定する。また、資産管理においては、将来の再整備や再構築を考慮し、施設管理台帳での管理が可能な単位で、整備可能な施設名、材質、規格、寸法、能力、数量、処理区別等に、分類可能な固定資産台帳として検討を行うものとする。ただし、構築する固定資産管理システムの管理単位との整合を図ることとする。  
※管理単位が決まっている場合には記載してください。

(間接費の把握、配賦方針の決定及び配賦)

第10条 受注者は、直接工事を実施することで取得する資産以外の職員給与費や事務費等の間接費の把握を行い、配賦方針を決定するとともに、方針に基づき間接費の配賦を実施する。

(施設資産の調査及びデータ作成)

第11条 受注者は、作成した資産評価手引きにもとづき、設計図書、完成図書、工事関係資料及びその他関係書類等により資産調査を実施するものとする。

- 2 取得価額は、年度単位の事業費との整合を確認するものとする。
- 3 公営企業会計システム及びその他台帳システムに取り込み可能な形式の資産データを作成し、データ移行を行う。

4 処理場施設の目視可能な資産は、現地調査を実施して、資産の重複、欠落等を防止する。

(受贈資産、除却資産の調査及びデータ作成)

第12条 開発行為による寄贈を受けた受贈資産及び除却資産の調査は次のとおり実施する。

(1) 受贈資産

民間開発等により、寄贈をうけた農業集落排水施設等の受贈資産について、調査・整理を行う。  
なお、必要な資料がない場合は、発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し、取得価格を決定する。また、調査結果を受贈資産一覧表としてとりまとめる。

(2) 除却資産

設計書、工事関係資料及び竣工図をもとに、除却済みの農業集落排水施設等を抽出し、除却資産一覧表としてとりまとめる。

(不明資産の調査及びデータ作成)

第13条 設計書、工事関係資料、竣工図及び受贈関係資料等、確認できなかった資産については、不明資産として発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し取得価額を推定する。

2 工事関係資料により、工事請負額の把握可能な場合は現地調査により、把握可能な資産で請負額に合わせて、工事毎に取得価格を決定する。また、調査結果は不明資産一覧表としてとりまとめる。

(固定資産評価及び減価償却費の算出)

第14条 調査・整理された資産について、取得年度、取得価額、耐用年数による減価償却計算をもとに、企業会計開始時の平成〇〇年4月1日時点の帳簿価額を算定する。また、平成□□年度の減価償却費を算出する。

(1) 減価償却方法は定額法とする。

(2) 残存価額は、有形固定資産の場合は取得価額の10%、無形固定資産の場合は、ゼロとする。

(3) 耐用年数は、地方公営企業法施行規則及び総務省自治財政局公営企業課長通知に準拠する。

(4) 減価償却限度額は、有形固定資産の場合は取得価額の95%、無形固定資産の場合は取得価額の100%とする。

(固定資産評価マニュアルの作成) 必要に応じて記載します。

第15条 受注者は、固定資産調査に先立ち、調査方法、手順、体制等を明らかにするため「固定資産評価マニュアル」を作成し、発注者の承認を得るものとする。「固定資産評価マニュアル」においては、収集資料の状況、既存の資産台帳の状況等を踏まえ、次の各号について規定する。

(1) 固定資産管理単位の検討 (必要な属性情報の調査、整理)

(2) 資産調査項目

(3) 取得価額及び財源の算定方法 (間接費の配賦方法、財源構成の整理)

(4) 帳簿価額の算定方法 (減価償却に関する条件等の整理)

(5) 受贈資産、除却資産、不明資産等の取扱い

(6) その他

(固定資産管理単位とその他台帳システムとの調整)

第16条 固定資産調査・評価の結果を他の台帳システムへ反映させる場合は反映方法を記載します。

(固定資産管理図の作成)

第17条 管理図の作成を業務内容とする場合は、管理図の作成方法を記載します。



## 法適用自治体の

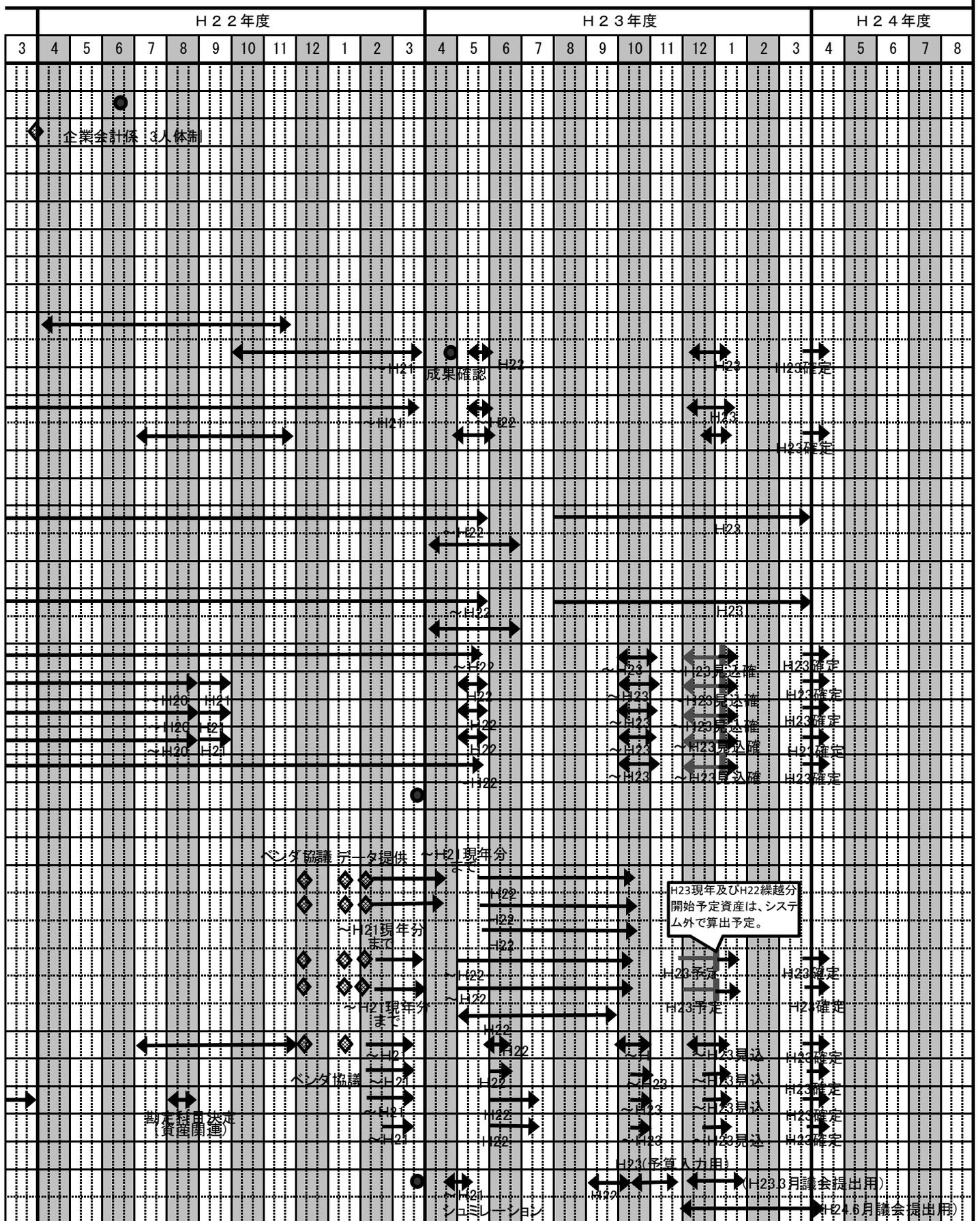
法適化作業スケジュール、勘定科目、固定資産台帳

事 例

下水道事業特別会計 企業会計移行

●企業会計係○事業調整係		内容	担	委	H21年度						
					9	10	11	12	1	2	
①法適化基本方針の検討											
1	対象事業及び法適用の範囲検討										
2	法適用の準備体制の検討										
4	スケジュールの検討										
5	法適化計画の策定	平成20年6月 県知事宛法適化計画を提出									
②固定資産台帳の整備											
1	調査基本方針の策定										
	資産調査の手順・工程										
2	決算資料の整理										
	決算資料の調査		●								
	年度別決算額別一覧作成(建設費分) (税抜き処理・財源圧縮処理)		●	☆							
3	工事関連情報の整理										
	年度別工事一覧の作成		●	☆							
	決算書と工事一覧の突合せ(不明工事の調査)		●	☆							
4	資産調査・整理・分類・データ作成										
	管路情報【下水道台帳】システム構築										
	～22設計書等調査・資産データ作成・データ入力		○	☆							
	職員システム操作説明		○								
	施設情報【設備台帳(処理場・ポンプ場)】システム構築										
	～22設計書等調査・資産データ作成・データ入力		○	☆							
	職員システム操作説明		○								
	受贈資産調査		○	☆							
	土地の調査		○								
	備品の調査		○								
	無形資産の調査(借地権、地上権等)		○								
	除却資産などの整理		○	☆							
	資産分類・耐用年数設定		●								
5	固定資産価額算定										
	固定資産管理システム構築										
	土地データ登録		○	☆							
	備品データ登録		○	☆							
	無形資産データ登録		○	☆							
	～22管路情報システムデータ連携		○	☆							
	～22施設情報システムデータ連携		○	☆							
	職員システム操作研修		○	☆							
	間接費算出方針決定・按分配賦		●	☆							
	取得金額の決定(工事の財源内訳整理決定)		●	☆							
	資産評価(帳簿価額算定、減価償却費計算)※みなし償却方針決定		●	☆							
	固定資産台帳・明細書作成		●	☆							
6	予定開始貸借対照表作成										
	予定開始貸借対照表作成		●	☆							
	開始貸借対照表作成		●								

# 事務スケジュール



下水道事業特別会計 企業会計移行

●企業会計係○事業調整係		担当	委託	H21年度						
内容	9			10	11	12	1	2		
③企業会計システム導入										
1 事前準備及び庁内調整										
I	各社パッケージ機能確認									
II	庁内連携（契約・会計・給与及び情報政策課）に係る調整									
III	カスタマイズ内容検討									
IV	仕様内容検討及び作成									
2 調達										
I	調達方針決定									
II	契約									
3 移行準備										
I	各種カスタマイズ		☆							
II	予算・勘定科目（仮）の決定		★							
III	財務関係基準の決定		★							
IV	会計帳簿の種類、様式の設定		☆							
V	機器導入		☆							
VI	インストール		☆							
VII	運用テスト・動作確認		☆							
VIII	システム管理職員研修		☆							
4 仮運用～本運用										
I	仮稼働		☆							
II	開始（予定）貸借対照表作成		★							
III	企業会計予算の編成方針資料作成・説明（市長・議会）		★							
IV	予算編成作業等		★							
V	職員システム操作研修		☆							
VI	本運用		☆							
④法適化に伴う事務手続き										
1 庁内事務分担調整										
I 庁内各課事務調整										
①総務課										
打切り決算スケジュール（郵便料金支払の調整）										
移行後の郵便料金支払について										
例規等整備スケジュール調整										
条例等（案）の作成										
②行財政改革課										
移行前の一般会計繰入金		繰入時期（24年3月末）の協議								
移行後の一般会計繰入金		繰入基準、繰入時期、金額の協議								
打切決算スケジュール		打切り決算、出納閉鎖の概要説明及び財務会計システム運用調整（23年執行）								
企業会計予算編成スケジュール		予算査定及び予算書作成時期の調整								
移行前年度の起債申請		23年度起債申請、借入事務の調整								
移行後の起債申請事務（起債管理システム調整）		24年度以降の起債申請、借入事務の確認								
移行時（後）の資金計画		開始時資金移動、一時借入金の借入協議								
移行後の経費負担（各課含む）		退職給与金、庁舎維持管理費等の負担協議								
③職員課										
打切決算スケジュール		打切決算に伴う予算執行の調整（超勤手当、共済負担金等）								
移行後の給与等支払処理及び法定福利事務フローの調整										
給与システム改修		下水分給与データのプログラム変更								



下水道事業特別会計 企業会計移行

●企業会計係○事業調整係		内容	担当	委託	H21年度					
					9	10	11	12	1	2
	移行後の経費負担									
④	財産管理課									
	公有財産の引継ぎ（事務調整）	土地等、引継ぎ財産の確認								
	移行後の建物総合損害共済	加入、解約、保険料支払手続の調整								
⑤	中央車両センター									
	移行後の車両総合損害共済経費負担（行革）	加入、解約、保険料支払手続の調整								
	移行後の車検受等車両管理	車検受、修繕手続の調整								
⑥	検査契約課									
	契約、検査事務フローの調整									
	契約システムの改修（企業会計システムのカスタマイズ）									
	打切り決算に伴う早期工事検査の依頼									
⑦	情報政策課									
	企業会計システム（PKG機器）導入									
	移行後の経費負担（行革）									
⑧	出納室									
	会計管理者担当事務の協議									
	企業会計システム支払収納処理フローの調整									
	打切り決算に伴う出納閉鎖事務の調整									
	企業会計口座開設と資金移動									
	23年度決算事務の調整									
⑨	監査委員事務局									
	移行後の例月出納検査（各種監査資料の様式、内容）	例月監査の実施内容及び実施時期の確認								
	打切り決算スケジュール	23年度打切り決算の監査スケジュールの調整								
⑩	各総合支所									
⑪	下水道経営課									
	料金システム改修									
	打切り決算スケジュール									
	移行後の収納事務フローの調整									
⑫	下水道管理課									
⑬	下水道建設課									
⑭	水道局									
II	庁内事務分担結果とりまとめ（下水道部案作成）									
III	庁内事務分担職員課（企画調整課）協議									
IV	庁内調整の最終確認									
2	関係例規整備									
I	関係例規の洗い出し									
	①調査研究									
	②一覧及び改正概要作成									
II	条例									
	①条例（案）の作成									
	②総務課へ切（審査会提出）									
	③上程及び議会説明準備									
III	規則・要綱等									
	規則・要綱等案の作成及び決裁									
3	出納取扱金融機関、収納取扱金融機関との契約									
I	出納室との協議									

電子計算機利用



下水道事業特別会計 企業会計移行

●企業会計係○事業調整係		内容	担 当	委 託	H 2 1 年度						
					9	10	11	12	1	2	
	II	金融機関との協議・調整									
		①打切り決算スケジュール									
		②出納事務取扱協議、収納事務取扱協議									
		③金融機関システム改修（鳥銀OCR）									
		III 出納・収納取扱金融機関を定める規定の制定									
	IV	契約									
	V	告示									
4		新予算の編成									
	I	予算編成方針の検討・決定									
	II	予算案の作成（開始貸借対照表の作成）									
	III	予算シュミレーション									
	IV	予算要求内容置き換え（特別会計⇒企業会計）									
5		打切決算									
	I	関係機関（鳥取県・財務省（起債）・税務署（消費税）等）調整									
	II	打切決算方針の検討・決定									
	III	23年度予算案の作成									
	IV	打切決算説明会（下水道部・関係各課）									
	V	前年度繰越事業進捗管理									
	VI	現年事業進捗管理									
	VII	みなし出納閉鎖期間（特例的収入・支出予算の調整）									
	VIII	一時借入検討・準備									
6		広報（HP）									
7		事務引継ぎ									
8		税務署への届出									
9		総務大臣への届出									
⑤		企業会計説明会・研修									
	1	議会（委員会）説明資料作成・説明									
	2	審議会開催・説明									
	3	企業会計基礎職員研修									
	4	企業会計実務職員研修									
	I	直営研修									
	II	下水道事業団研修									



款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借	
61 固定資産	01 有形固定資産	01 土地			BS	借方	
					BS	借方	
			001事務所用地		BS	借方	
			002施設用地		BS	借方	
			003その他土地		BS	借方	
					BS	借方	
		03 建物				BS	借方
			001事務所用建物		BS	借方	
			003処理場用建物		BS	借方	
			004ポンプ場用建物		BS	借方	
			005その他建物		BS	借方	
		04 建物減価償却累計額				BS	貸方
			001事務所用建物減価償却累計額		BS	貸方	
			003処理場用建物減価償却累計額		BS	貸方	
			004ポンプ場用建物減価償却累計額		BS	貸方	
			005その他建物減価償却累計額		BS	貸方	
		05 構築物				BS	借方
			004管渠施設		BS	借方	
			005処理場施設		BS	借方	
			006ポンプ場施設		BS	借方	
			007その他構築物		BS	借方	
		06 構築物減価償却累計額				BS	貸方
			004管渠施設減価償却累計額		BS	貸方	

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借	
61 固定資産	01 有形固定資産		005処理場施設減価償却累計額		BS	貸方	
			006ポンプ場施設減価償却累計額		BS	貸方	
			007その他構築物減価償却累計額		BS	貸方	
		07 機械及び装置				BS	借方
			006処理場用電気設備		BS	借方	
			007処理場用機械設備		BS	借方	
			008ポンプ場用電気設備		BS	借方	
			009ポンプ場用機械設備		BS	借方	
			010その他機械装置		BS	借方	
		08 機械及び装置減価償却累計額				BS	貸方
			006処理場用電気設備減価償却累計額		BS	貸方	
			007処理場用機械設備減価償却累計額		BS	貸方	
			008ポンプ場用電気設備減価償却累計額		BS	貸方	
			009ポンプ場用機械設備減価償却累計額		BS	貸方	
			010その他機械装置減価償却累計額		BS	借方	
		09 車両運搬具				BS	借方
			001車両運搬具		BS	貸方	
		10 車両運搬具減価償却累計額				BS	貸方
			001車両運搬具減価償却累計額		BS	借方	
		11 工具器具及び備品				BS	借方
			001工具器具及び備品		BS	借方	
		12 工具器具及び備品減価償却累計額				BS	貸方
			001工具器具及び備品減価償却累計額		BS	貸方	

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
		13 其他有形固定資産			BS	借方
			001 其他有形固定資産		BS	借方
		14 其他有形固定資産減価償却累計額			BS	貸方
			001 其他有形固定資産減価償却累計額		BS	貸方
		15 建設仮勘定			BS	借方
			002 管渠整備費		BS	借方
			003 浄化槽整備費		BS	借方
			004 施設費		BS	借方
			006 バイオマス事業費		BS	借方
			007 雨水整備費		BS	借方
			008 受益者負担金等事務費		BS	借方
			009 その他建設仮勘定		BS	借方
		51 リース資産			BS	借方
			001 リース資産		BS	借方
		52 リース資産減価償却累計額			BS	借方
			001 リース資産減価償却累計額		BS	借方
	02 無形固定資産				BS	借方
		01 水利権			BS	借方
			001 水利権		BS	借方
		02 営業権			BS	借方
			001 営業権		BS	借方
		03 借地権			BS	借方
			001 借地権		BS	借方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
		04 地上権			BS	借方
			001 地上権		BS	借方
		05 特許権			BS	借方
			001 特許権		BS	借方
		06 商標権			BS	借方
			001 商標権		BS	借方
		07 実用新案権			BS	借方
			001 実用新案権		BS	借方
		08 意匠権			BS	借方
			001 意匠権		BS	借方
		09 ソフトウェア			BS	借方
			001 ソフトウェア		BS	借方
		10 リース資産			BS	借方
			001 リース資産		BS	借方
	03 投資その他の資産				BS	借方
		01 投資有価証券			BS	借方
			001 地方債		BS	借方
			002 国債		BS	借方
			003 株式		BS	借方
			004 社債		BS	借方
			005 その他有価証券		BS	借方
		02 出資金			BS	借方
			001 出資金		BS	借方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
		03 長期貸付金			BS	借方
			001一般貸付金		BS	借方
			002他会計貸付金		BS	借方
		04 基金			BS	借方
			001基金		BS	借方
		05 その他投資			BS	借方
			001その他投資		BS	借方
63 流動資産					BS	借方
	01 現金預金				BS	借方
		01 現金			BS	借方
			001現金		BS	借方
		02 預金			BS	借方
			001普通預金		BS	借方
			002当座預金		BS	借方
			011定期預金（信用金庫）		BS	借方
			012定期預金（銀行）		BS	借方
			031通知預金		BS	借方
			041外貨預金		BS	借方
	02 未収金				BS	借方
		01 営業未収金			BS	借方
			003現年度未収下水道使 用料		BS	借方
			004過年度未収下水道使 用料		BS	借方
			005現年度未収受託工事 収益		BS	借方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			006過年度未収受託工事 収益		BS	借方
			009現年度未収手数料		BS	借方
			010過年度未収手数料		BS	借方
			011現年度未収他会計負 担金		BS	借方
			012過年度未収他会計負 担金		BS	借方
			013現年度その他営業未 収金		BS	借方
			014過年度その他営業未 収金		BS	借方
		02 営業外未収金			BS	借方
			001現年度未収受取利息		BS	借方
			002過年度未収受取利息		BS	借方
			005未収消費税及び地方 消費税		BS	借方
			006現年度その他営業外 未収金		BS	借方
			007過年度その他営業外 未収金		BS	借方
		03 その他未収金			BS	借方
			001現年度受益者負担金 等未収金		BS	借方
			002過年度受益者負担金 等未収金		BS	借方
			003現年度その他未収金		BS	借方
			004過年度その他未収金		BS	借方
	03 有価証券				BS	借方
		01 有価証券			BS	借方
			001短期国債		BS	借方
			002短期政府保証債		BS	借方
			003短期地方債		BS	借方
	04 貯蔵品				BS	借方
		01 材料			BS	借方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001材料（入庫）		BS	借方
			002材料（出庫）		BS	借方
	05	短期貸付金			BS	借方
		01	一般短期貸付金		BS	借方
			001短期貸付金		BS	借方
		02	他会計短期貸付金		BS	借方
			001他会計短期貸付金		BS	借方
	06	前払費用			BS	借方
		01	前払費用		BS	借方
			001前払費用		BS	借方
	07	前払金			BS	借方
		01	前払金		BS	借方
			001前払金		BS	借方
			002その他前払金		BS	借方
		02	前払消費税及び地方消費税		BS	借方
			001前払消費税及び地方消費税		BS	借方
	08	その他流動資産			BS	借方
		01	仮払消費税及び地方消費税		BS	借方
			001仮払消費税及び地方消費税		BS	借方
			002特定収入仮払消費税及び地方消費税		BS	借方
		02	保管流動資産		BS	借方
			001保管有価証券		BS	借方
			002保管定期預金証書		BS	借方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
		03	その他流動資産		BS	借方
			001その他		BS	借方
	52	貸倒引当金			BS	貸方
		01	貸倒引当金		BS	貸方
			001貸倒引当金（下水道使用料）		BS	貸方
			002貸倒引当金（その他）		BS	貸方
71	固定負債				BS	貸方
	01	企業債			BS	貸方
		01	建設改良費等の財源に充てるための企業債		BS	貸方
			001資金運用部資金		BS	貸方
			002地方公共団体金融機構資金		BS	貸方
			003繰改資金		BS	貸方
		51	その他の企業債		BS	貸方
			001資金運用部資金		BS	貸方
			002地方公共団体金融機構資金		BS	貸方
			003繰改資金		BS	貸方
	02	他会計借入金			BS	貸方
		01	建設改良費等の財源に充てるための長期借入		BS	貸方
		51	その他の長期借入金		BS	貸方
	03	引当金			BS	貸方
		01	退職給付引当金		BS	貸方
			001退職給付引当金		BS	貸方
		51	特別修繕引当金		BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001特別修繕引当金		BS	貸方
	04 その他固定負債				BS	貸方
		01 その他固定負債			BS	貸方
			001その他固定負債		BS	貸方
	53 リース債務				BS	貸方
		01 リース債務			BS	貸方
			001リース債務		BS	貸方
72 流動負債					BS	貸方
	01 一時借入金				BS	貸方
		01 一時借入金			BS	貸方
			001一般会計一時借入金		BS	貸方
			002その他一時借入金		BS	貸方
			003起債前借金		BS	貸方
	02 未払金				BS	貸方
		01 営業未払金			BS	貸方
			001営業未払金		BS	貸方
		02 営業外未払金			BS	貸方
			001未払消費税及び地方消費税		BS	貸方
			002その他営業外未払金		BS	貸方
		03 その他未払金			BS	貸方
			001その他未払金		BS	貸方
	03 未払費用				BS	貸方
		01 未払費用			BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001未払費用		BS	貸方
	04 前受金				BS	貸方
		01 営業前受金			BS	貸方
			001営業前受金		BS	貸方
		02 営業外前受金			BS	貸方
			001営業外前受金		BS	貸方
		03 その他前受金			BS	貸方
			001その他前受金		BS	貸方
	05 その他流動負債				BS	貸方
		01 預り金			BS	貸方
			001預り金		BS	貸方
			002入札保証預り金		BS	貸方
			003契約保証預り金		BS	貸方
			005下水道使用料等還付金		BS	貸方
			006受益者負担金等還付金		BS	貸方
			007その他預り金		BS	貸方
			008差押預り金		BS	貸方
		02 預り流動負債			BS	貸方
			001預り有価証券		BS	貸方
			002預り定期預金証書		BS	貸方
		03 仮受消費税及び地方消費税			BS	貸方
			001仮受消費税及び地方消費税		BS	貸方
	04 その他流動負債				BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001	その他流動負債	BS	貸方
	51	企業債			BS	貸方
		51	建設改良費等の財源に 充てるための企業債		BS	貸方
			001	資金運用部資金	BS	貸方
			002	地方公共団体金融機 構資金	BS	貸方
			003	繰越資金	BS	貸方
		52	その他の企業債		BS	貸方
			001	資金運用部資金	BS	貸方
			002	地方公共団体金融機 構資金	BS	貸方
			003	繰越資金	BS	貸方
	52	他会計借入金			BS	貸方
		51	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入		BS	貸方
		52	その他の長期借入金		BS	貸方
	53	リース債務			BS	貸方
		01	リース債務		BS	貸方
			001	リース債務	BS	貸方
	54	引当金			BS	貸方
		51	賞与引当金		BS	貸方
			001	期末勤勉手当（3条 分）	BS	貸方
			002	法定福利費（3条分 ）	BS	貸方
			003	期末勤勉手当（4条 分）	BS	貸方
			004	法定福利費（4条分 ）	BS	貸方
		52	修繕引当金		BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001	修繕引当金	BS	貸方
73	繰延収益				BS	貸方
	51	長期前受金			BS	貸方
		01	長期前受金		BS	貸方
			001	国県補助金	BS	貸方
			002	工事負担金	BS	貸方
			003	受贈財産寄付金	BS	貸方
			004	受益者負担金及び分 担金	BS	貸方
			005	他会計補助金	BS	貸方
			006	他会計負担金	BS	貸方
	52	長期前受金収益化累計 額			BS	貸方
		01	長期前受金収益化累計 額		BS	貸方
			001	国県補助金	BS	借方
			002	工事負担金	BS	借方
			003	受贈財産寄付金	BS	借方
			004	受益者負担金及び分 担金	BS	借方
			005	他会計補助金	BS	借方
			006	他会計負担金	BS	借方
81	資本金				BS	貸方
	01	資本金			BS	貸方
		01	固有資本金		BS	貸方
			001	固有資本金	BS	貸方
		02	繰入資本金		BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001出資金		BS	貸方
		03 組入資本金			BS	貸方
			001組入資本金		BS	貸方
82 剰余金					BS	貸方
	01 資本剰余金				BS	貸方
		01 国庫補助金			BS	貸方
			001国庫補助金		BS	貸方
			002県補助金		BS	貸方
		02 工事負担金			BS	貸方
			001工事負担金		BS	貸方
		03 受贈財産寄付金			BS	貸方
			001受贈財産評価額		BS	貸方
			002寄付金		BS	貸方
		04 受益者負担金及び分担金			BS	貸方
			001受益者負担金		BS	貸方
			002受益者分担金		BS	貸方
		05 他会計補助金			BS	貸方
			001他会計補助金		BS	貸方
		06 他会計負担金			BS	貸方
			001他会計負担金		BS	貸方
		07 再評価積立金			BS	貸方
			001再評価積立金		BS	貸方
		08 その他資本剰余金			BS	貸方

款	項	目	節	細節	PL/BS	貸借
			001その他資本剰余金		BS	貸方
	02 利益剰余金				BS	貸方
		01 減債積立金			BS	貸方
			001減債積立金		BS	貸方
		02 利益積立金			BS	貸方
			001利益積立金		BS	貸方
		03 建設改良積立金			BS	貸方
			001建設改良積立金		BS	貸方
		04 その他積立金			BS	貸方
			001その他積立金		BS	貸方
		05 納付金			BS	貸方
			001納付金		BS	貸方
		06 当年度未処分利益剰余金			BS	貸方
			001繰越利益剰余金年度末残高		BS	貸方
			002当年度純利益		BS	貸方
			005積立金目的充当済額		BS	貸方
		07 当年度未処理欠損金			BS	貸方
			001繰越欠損金年度末残高		BS	貸方
			002当年度純損失		BS	貸方

下水道事業会計（農業）

地区管路布設工事（1-7地区）

資産No.	42300004
取得年度	平成23年度
取得日付	平成24年3月31日

款 [61] 固定資産  
 項 [01] 有形固定資産  
 目 [05] 構築物  
 節 [004] 管渠施設  
 細 [000]

所在地 保管・設置場所 所 属	999 その他 000601 財務課	部門 処理区域 施設	管渠 21 農集運池 01 管路施設	工事名 施工者 メーカー 路線番号 図面番号	
構造 形状	寸法 能力	財源区分 保険区分	001 補助(高率)		
取得原因	01 工事	耐用年数	45年	償却率	0.023
数量	137.510m			受贈：償却開始日付	償却開始金額
取得価額	10,507,259円			管種口径明細	

リース移転	リース会社	
	リース契約No	
みなし償却	廃止	リース期間

国県補助金	4,945,494	受益者負担金・分担金	431,111	受贈財産		他会計負担金		他会計補助金	
工事負担金						補助金・企業償還区分	3,078,392	その他	2,052,262
償却対象額	10,507,259円	償却額	217,501円	残存価額	1,050,725円	償却限度額	9,981,896円		

日付	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却損)	備考
		数量	借方 借 額	数量	借 額			
平成24.03.31	新規	137.510	10,507,259	137.510	10,507,259	10,507,259		
平成25.03.31	減価償却				106,205	10,401,054		
平成26.03.31	減価償却				106,205	10,294,849		
平成26.04.01	減価償却				222,592	10,072,257		
平成27.03.31	減価償却				217,501	9,854,756		
平成28.03.31	減価償却				217,501	9,637,255		
平成29.03.31	減価償却				217,501	9,419,754		
平成30.03.31	減価償却				217,501	9,202,253		
平成31.03.31	減価償却				217,501	8,984,752		
平成32.03.31	減価償却				217,501	8,767,251		
平成33.03.31	減価償却				217,501	8,549,750		
平成34.03.31	減価償却				217,501	8,332,249		
平成35.03.31	減価償却				217,501	8,114,748		
平成36.03.31	減価償却				217,501	7,897,247		
平成37.03.31	減価償却				217,501	7,679,746		
平成38.03.31	減価償却				217,501	7,462,245		
平成39.03.31	減価償却				217,501	7,244,744		
平成40.03.31	減価償却				217,501	7,027,243		
平成41.03.31	減価償却				217,501	6,809,742		
平成42.03.31	減価償却				217,501	6,592,241		
平成43.03.31	減価償却				217,501	6,374,740		
平成44.03.31	減価償却				217,501	6,157,239		
平成45.03.31	減価償却				217,501	5,939,738		

資産No. 42300004

下水道事業会計（農業）

地区管路布設工事（1-7地区）

資産No.	42300004
取得年度	平成23年度
取得日付	平成24年3月31日

款 [61] 固定資産  
 項 [01] 有形固定資産  
 目 [05] 構築物  
 節 [004] 管渠施設  
 細 [000]

日付	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却損)	備考
		数量	借方 借 額	数量	借 額			
平成46.03.31	減価償却				217,501	5,722,237		
平成47.03.31	減価償却				217,501	5,504,736		
平成48.03.31	減価償却				217,501	5,287,235		
平成49.03.31	減価償却				217,501	5,069,734		
平成50.03.31	減価償却				217,501	4,852,233		
平成51.03.31	減価償却				217,501	4,634,732		
平成52.03.31	減価償却				217,501	4,417,231		
平成53.03.31	減価償却				217,501	4,199,730		
平成54.03.31	減価償却				217,501	3,982,229		
平成55.03.31	減価償却				217,501	3,764,728		
平成56.03.31	減価償却				217,501	3,547,227		
平成57.03.31	減価償却				217,501	3,329,726		
平成58.03.31	減価償却				217,501	3,112,225		
平成59.03.31	減価償却				217,501	2,894,724		
平成60.03.31	減価償却				217,501	2,677,223		
平成61.03.31	減価償却				217,501	2,459,722		
平成62.03.31	減価償却				217,501	2,242,221		
平成63.03.31	減価償却				217,501	2,024,720		
平成64.03.31	減価償却				217,501	1,807,219		
平成65.03.31	減価償却				217,501	1,589,718		
平成66.03.31	減価償却				217,501	1,372,217		
平成67.03.31	減価償却				217,501	1,154,716		
平成68.03.31	減価償却				103,991	1,050,725		
平成69.03.31	減価償却				525,362	525,363		

資産No. 42300004

下水道事業会計（農業）

地区処理施設\_汚水処理施設（土木工事）

資産No.	42300105
取得年度	平成23年度
取得日付	平成24年3月31日

款 [61] 固定資産  
 項 [01] 有形固定資産  
 目 [05] 構築物  
 節 [005] 処理場施設  
 細 [000]

所在地 保管・設置場所 所 属	050 000601 財務課	地区処理施設	部門 処理区域 施設	68 農集富士北部 21 処理場施設	処理場 003 補助(その他)	工事名 施工者 メーカー 路線番号 図面番号
構造 形状		寸法 能力	財源区分 保険区分			
取得原因	01 工事	耐用年数	45年	償却率	0.023	
数量	1,000 式			受贈：償却開始日付		償却開始金額
取得価額	72,613,451 円			管種口径明細		

リース移転	リース会社	
	リース契約No	
みなし償却	廃止	リース期間

国県補助金	34,064,514	受益者負担金・分担金	730,754	受贈財産		他会計負担金		他会計補助金	
工事負担金						補助金・企業償還区分	22,690,910	その他	15,127,273
償却対象額	72,613,451 円	償却額	1,503,097 円	残存価額	7,261,345 円	償却限度額	68,982,778 円		

日付	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却損)	備考
		数量	借方 / 貸方 備 註	数量	借方 / 貸方 備 註			
平成24.03.31	新規	1,000	72,613,451	1,000	72,613,451	72,613,451		
平成25.03.31	減価償却				782,836	782,836		71,830,615
平成26.03.31	減価償却				782,836	1,565,672		71,047,779
平成26.04.01	減価償却				1,440,523	3,006,195		69,607,256
平成27.03.31	減価償却				1,503,097	4,509,292		68,104,159
平成28.03.31	減価償却				1,503,097	6,012,389		66,601,062
平成29.03.31	減価償却				1,503,097	7,515,486		65,097,965
平成30.03.31	減価償却				1,503,097	9,018,583		63,594,868
平成31.03.31	減価償却				1,503,097	10,521,680		62,091,771
平成32.03.31	減価償却				1,503,097	12,024,777		60,588,674
平成33.03.31	減価償却				1,503,097	13,527,874		59,085,577
平成34.03.31	減価償却				1,503,097	15,030,971		57,582,480
平成35.03.31	減価償却				1,503,097	16,534,068		56,079,383
平成36.03.31	減価償却				1,503,097	18,037,165		54,576,286
平成37.03.31	減価償却				1,503,097	19,540,262		53,073,189
平成38.03.31	減価償却				1,503,097	21,043,359		51,570,092
平成39.03.31	減価償却				1,503,097	22,546,456		50,066,995
平成40.03.31	減価償却				1,503,097	24,049,553		48,563,898
平成41.03.31	減価償却				1,503,097	25,552,650		47,060,801
平成42.03.31	減価償却				1,503,097	27,055,747		45,557,704
平成43.03.31	減価償却				1,503,097	28,558,844		44,054,607
平成44.03.31	減価償却				1,503,097	30,061,941		42,551,510
平成45.03.31	減価償却				1,503,097	31,565,038		41,048,413

資産No. 42300105

下水道事業会計（農業）

地区処理施設\_汚水処理施設（土木工事）

資産No.	42300105
取得年度	平成23年度
取得日付	平成24年3月31日

款 [61] 固定資産  
 項 [01] 有形固定資産  
 目 [05] 構築物  
 節 [005] 処理場施設  
 細 [000]

日付	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却損)	備考
		数量	借方 / 貸方 備 註	数量	借方 / 貸方 備 註			
平成46.03.31	減価償却				1,503,097	33,068,135		39,545,316
平成47.03.31	減価償却				1,503,097	34,571,232		38,042,219
平成48.03.31	減価償却				1,503,097	36,074,329		36,539,122
平成49.03.31	減価償却				1,503,097	37,577,426		35,036,025
平成50.03.31	減価償却				1,503,097	39,080,523		33,532,928
平成51.03.31	減価償却				1,503,097	40,583,620		32,029,831
平成52.03.31	減価償却				1,503,097	42,086,717		30,526,734
平成53.03.31	減価償却				1,503,097	43,589,814		29,023,637
平成54.03.31	減価償却				1,503,097	45,092,911		27,520,540
平成55.03.31	減価償却				1,503,097	46,596,008		26,017,443
平成56.03.31	減価償却				1,503,097	48,099,105		24,514,346
平成57.03.31	減価償却				1,503,097	49,602,202		23,011,249
平成58.03.31	減価償却				1,503,097	51,105,299		21,508,152
平成59.03.31	減価償却				1,503,097	52,608,396		20,005,055
平成60.03.31	減価償却				1,503,097	54,111,493		18,501,958
平成61.03.31	減価償却				1,503,097	55,614,590		16,998,861
平成62.03.31	減価償却				1,503,097	57,117,687		15,495,764
平成63.03.31	減価償却				1,503,097	58,620,784		13,992,667
平成64.03.31	減価償却				1,503,097	60,123,881		12,489,570
平成65.03.31	減価償却				1,503,097	61,626,978		10,986,473
平成66.03.31	減価償却				1,503,097	63,130,075		9,483,376
平成67.03.31	減価償却				1,503,097	64,633,172		7,980,279
平成68.03.31	減価償却				718,934	65,352,106		7,261,345
平成69.03.31	減価償却				3,630,672	69,982,778		3,630,673

資産No. 42300105

下水道事業会計（農集）

MP設備\_No. 1ポンプ

資産No.	42300002
取得年度	平成23年度
取得日付	平成24年 3月31日

款 [61] 固定資産  
 項 [01] 有形固定資産  
 目 [07] 機械及び装置  
 節 [010] その他機械装置  
 細 [000]

所在地 保管・設置場所 所 属	999 その他 000601 財務課	部門 処理区域 施設	管渠 22 農集元相応 06 マンホールポンプ場施設	工事名 施工者 メーカー 路線番号 図面番号	
構造 形状	寸法 能力	財源区分 保険区分	001 補助(高率)		
取得原因	01 工事	耐用年数	8年	償却率	0.125
数量	1,000台				
取得価額	234,272円				
		受贈：償却開始日付		償却開始金額	
		管種口径明細			

リース移転	リース会社	
	リース契約No	
みなし償却	廃止	リース期間

国県補助金	71,704	受益者負担金・分担金	6,250	受贈財産		他会計負担金		他会計補助金	
工事負担金						補助金・企業償還区分	93,791	その他	62,527
償却対象額	234,272円	償却額	26,355円	残存価額	23,427円	償却限度額	222,558円		

日付	摘要	帳簿原価				減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却価)	備考
		(借方)		(貸方)		(借方)	貸方			
		数量	価額	数量	価額					
平成24.03.31	新規	1,000	234,272	1,000	234,272			234,272		
平成25.03.31	減価償却					17,586	17,586	216,686		
平成26.03.31	減価償却					17,586	35,172	199,100		
平成26.04.01	減価償却					17,539	52,711	181,561		
平成27.03.31	減価償却					26,355	79,066	155,206		
平成28.03.31	減価償却					26,355	105,421	128,851		
平成29.03.31	減価償却					26,355	131,776	102,496		
平成30.03.31	減価償却					26,355	158,131	76,141		
平成31.03.31	減価償却					26,355	184,486	49,786		
平成32.03.31	減価償却					26,355	210,841	23,431		
平成33.03.31	減価償却					4	210,845	23,427		
平成34.03.31	減価償却					11,713	222,558	11,714		

資産No. 42300002

本手引きの作成に当たっては、平成 26 年度農業集落排水事業資産評価実態調査検討委員会の小西委員長ほか 4 名の委員から助言ご指導をいただきました。

農業集落排水事業資産評価実態調査検討委員会委員名簿

	所属・職名	氏名
委員長	関西学院大学 人間福祉学部・大学院経済学研究科 教授	小西 砂千夫
委員	鳥取県土地改良事業団体連合会 地域支援課 係長	柏木 大作
委員	佐賀市上下水道局 下水道工務課 下水道計画係	黒田 英靖
委員	(一社) 地方公会計研究センター 専門委員	菅原 正明
委員	鳥取市環境下水道部 下水道企画課 総務係主事	鳥飼 悟

委員は五十音順、敬称略

---

平成 27 年 3 月作成

